

令和 7 年度 認証評価

鳥取短期大学

自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

[様式 1~8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	28
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	33
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	40
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	48
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	58
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	61
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	71
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	84
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	85
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	92
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	92
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	94
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	96
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	98
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1~20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、鳥取短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年6月30日

理事長

山田 修平

学長

松本 典子

ALO

三沢 英貴

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和46年4月	鳥取女子短期大学を開学 大学敷地内に別法人の鳥取女子短期大学附属幼稚園を開園
平成4年4月	学校法人鳥取女子短期大学から学校法人藤田学院へ法人名称変更
平成13年4月	鳥取女子短期大学を男女共学とし、大学名称を鳥取短期大学に変更（鳥取女子短期大学附属幼稚園を鳥取短期大学附属幼稚園に名称変更）
平成22年4月	学校法人鳥取短期大学附属幼稚園を学校法人藤田学院に統合
平成23年4月	認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園（幼稚園型）に移行
平成24年4月	認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園・鳥取短期大学附属保育園（幼保連携型）に移行
平成27年4月	鳥取看護大学看護学部看護学科を開学 認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園・鳥取短期大学附属保育園（幼保連携型）を新たな幼保連携型の認定こども園に移行
平成28年4月	認定こども園鳥取短期大学附属こども園に名称変更
平成31年4月	鳥取看護大学大学院看護学研究科看護学専攻を設置
令和3年3月	鳥取看護大学が（公財）大学基準協会より「認証評価」で「適合」と認定される

<短期大学の沿革>

昭和46年4月	鳥取女子短期大学（英語科・家政科・幼児教育科）を開学
昭和48年4月	英語学科・家政学科・幼児教育学科に名称変更 家政学科を家政専攻・食物栄養専攻に分離 栄養士養成、保母養成指定施設となる
昭和49年4月	図書館司書講習認定の指定校となる
昭和52年4月	専攻科（英語専攻・家政学専攻・幼児教育学専攻）を設置
昭和54年4月	家政学科家政専攻を家政学科生活科学専攻に名称変更
平成元年4月	専攻科幼児教育学専攻が介護福祉士養成の指定施設となる

平成 3 年 4 月	専攻科幼児教育学専攻を福祉専攻に名称変更
平成 4 年 4 月	英語学科・家政学科を英語英文学科・生活学科に名称変更 専攻科福祉専攻が学位授与機構の認定校となる
平成 6 年 4 月	日本文化学科を設置
平成 8 年 4 月	学位授与機構認定の専攻科日本文化専攻を設置
平成 9 年 4 月	専攻科家政学専攻を廃止し、専攻科生活科学専攻を設置
平成10 年 4 月	学位授与機構認定の専攻科食物栄養専攻を設置
平成12 年 4 月	生活科学専攻を分離し、生活経済専攻と住居・デザイン専攻を設置 日本文化学科と英語英文学科を統廃合し、国際文化交流学科を設置
平成14 年 4 月	専攻科生活科学専攻を廃止し、専攻科住居専攻を設置
平成15 年 4 月	大学評価・学位授与機構認定の専攻科国際文化専攻を設置 専攻科経営情報専攻を設置
平成17 年 4 月	生活学科生活経済専攻を生活学科情報・経営専攻に名称変更
平成18 年 3 月	(財) 短期大学基準協会より「第三者評価」で「適格」と認定される
平成18 年 4 月	幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成21 年 4 月	専攻科福祉専攻が大学評価・学位授与機構の認定を取り下げる
平成22 年 4 月	専攻科住居専攻を専攻科住居・デザイン専攻に名称変更
平成25 年 3 月	(一財) 短期大学基準協会より「第三者評価」で「適格」と認定される
平成31 年 4 月	専攻科福祉専攻を廃止し、専攻科幼児教育専攻を設置
令和 2 年 3 月	(一財) 短期大学基準協会より「認証評価」で「適格」と認定される
令和 6 年 4 月	国際文化交流学科を地域コミュニケーション学科に名称変更

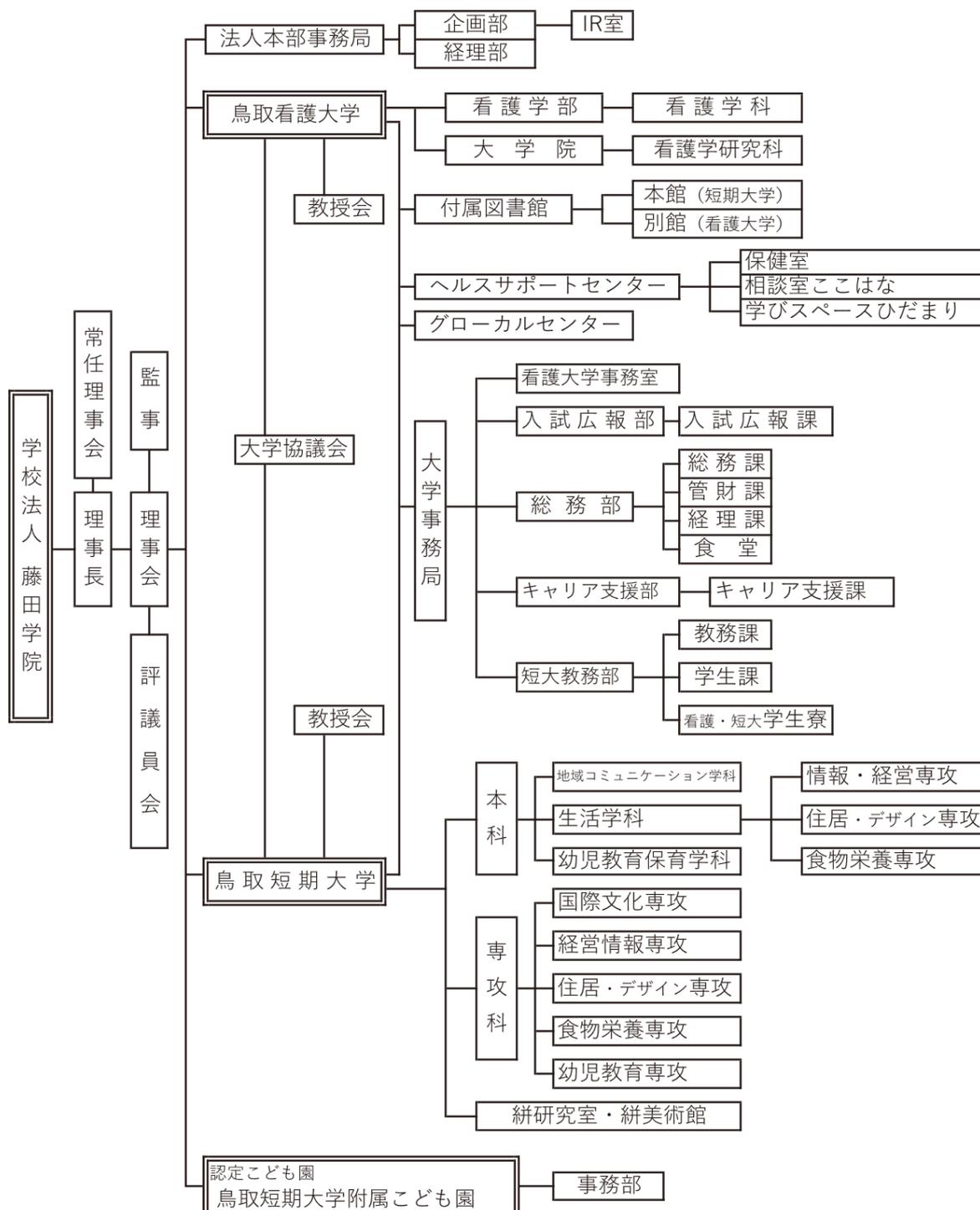
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7（2025）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鳥取看護大学	鳥取県倉吉市福庭 854 番地	80	320	335
鳥取短期大学	同上	260	560	417
認定こども園 鳥取短期大学 附属こども園	同上	135	135	133

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7（2025）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

鳥取県の人口は約 53.7 万人で、全国 47 都道府県の中でもっとも少ない。県内に開設されている大学は、本学および鳥取看護大学（本法人）のほかに鳥取大学（国立大学法人）、公立鳥取環境大学（公立大学法人）があり、本学は山陰地方に立地する唯一の私立短期大学である。

下の表は、過去 5 年間の鳥取県・島根県の人口動態である。令和 6 年は令和 2 年と比べて、鳥取県では 20,317 人余り、島根県では 25,545 人余り、合計約 45,862 人が減少している。

（単位：人）	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
鳥取県	551,402	549,002	543,615	537,318	531,085
島根県	666,941	664,807	657,842	649,235	641,396

（出典）鳥取県統計課（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1370202/tottorijinko_R061001.pdf）「鳥取の推計人口」および島根県政策企画局統計調査課（<https://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00024549-1e4RGj.pdf>）「島根県の推計人口」による。いずれも令和 6 年 10 月 1 日現在。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

（5 月 1 日現在の入学者）

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
鳥取県	246	88.5	223	87.5	241	91.3	189	93.6	193	89.4
東部	115	41.4	121	47.5	125	47.3	102	50.5	94	43.5
中部	54	19.4	45	17.6	48	18.2	48	23.8	56	25.9
西部	77	27.7	57	22.4	68	25.8	39	19.3	43	19.9
島根県	30	10.8	20	7.8	17	6.4	11	5.4	17	7.9
その他	2	0.7	12	4.7	6	2.3	2	1.0	6	2.8
合 計	278		255		264		202		216	

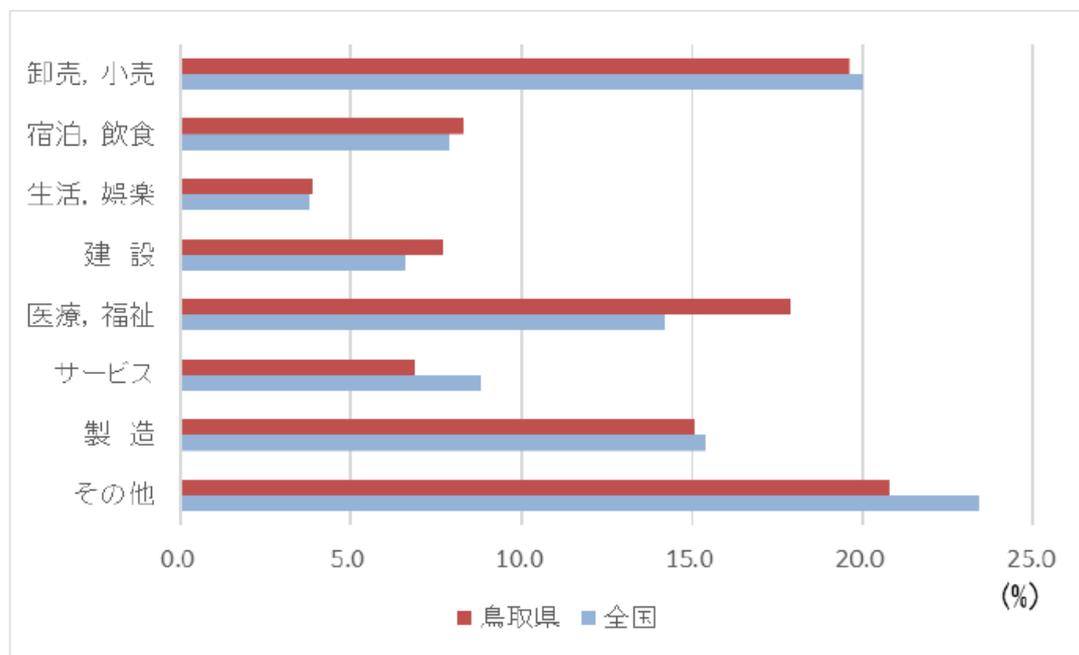
[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7 (2025) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

鳥取県の統計データによると令和3年では、産業大分類別の従事者数の上位3位までが「卸売・小売」、「医療・福祉」、「製造」である。

図2 産業大分類別従業者数の構成比



引用) 鳥取県令和新时代創造本部統計課「令和3年経済センサスー活動調査」より抜粋

本学の令和6年度卒業生の職種別就職の状況は次の表の通りである。保育士・幼稚園教諭および栄養士、建築・土木・測量技術者・デザイン等の学科・専攻の特性を活かした専門職に就く割合がおおよそ6割を超えており、続いて、一般事務職やサービス接遇、販売従事者の割合が3割である。人材確保が社会的な課題となっている医療・福祉分野の人材育成にも本学は貢献していることが伺える。

令和6年度の就職（職種別）	人数	割合
保育士	53人	25.5%
保安職業従事者	1人	0.5%
事務従事者	21人	10.1%
栄養士	11人	5.3%
サービス接遇	9人	4.3%
販売従事者	37人	17.8%
建築・土木・測量技術者	19人	9.1%
幼稚園教諭	32人	15.4%
介護・生活支援員	3人	1.4%

令和6年度の就職（職種別）	人 数	割 合
調理員	5 人	2.4%
生産工程従事者	5 人	2.4%
機械・電気技術者	0 人	0.0%
情報処理・通信技術者	9 人	4.3%
運輸・清掃従事者	1 人	0.5%
図書館司書	1 人	0.5%
その他	1 人	0.5%

■ 地域社会の産業の状況

鳥取県は、北は日本海、南は中国山地にかこまれ、豊かな自然に恵まれた地域である。こうした豊かな自然を背景として、海の幸、山の幸が豊富にある。山陰の冬の味覚を代表する松葉がにをはじめ、アジ、ブリ、マグロ、イカ、ハタハタ等、獲れる魚は豊富である。

海岸部では砂丘農業が営まれ、砂丘らっきょうや長いもが生産されている。小高い丘陵地域では二十世紀梨が生産され、国内はもちろん、東南アジアやアメリカ等、海外へ輸出されている。

令和2年国勢調査における産業別15歳以上就業者の割合は、鳥取県は第1次産業7.7%（全国3.6%）、第2次産業21.1%（31.1%）、第3次産業（含む公務員）68.3%（65.2%）である。全国と比べて漁業・農業といった第1次産業の比率が高いことは、地域社会の産業構成とも関係しているといえよう。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

倉吉市は人口約4.3万人で、鳥取県東部の鳥取市、西部の米子市に次ぐ、中部の中核都市である。周囲を温泉（三朝温泉・羽合温泉・東郷温泉・関金温泉）に囲まれた緑豊かな町である。

農業を主要な産業としており、梨・スイカ・メロン等が、鳥取県中部の代表的な農産物であり、鳥取県産の二十世紀梨の主要な産地はこの中部（特に東郷産）である。

歴史は古く、奈良・平安時代には伯耆国の国府が現在の倉吉市西部にあり、豊かな穀倉地帯であった。南北朝時代には、現在の倉吉市の中心に位置する打吹山（うつぶきやま）に城が築かれ、城下町として発展し、その面影はいまでも玉川沿いの白壁土蔵群や商家の町並に見ることができる。

本学は、JR山陰本線の倉吉駅から約2kmの小高い大平山の中腹にあり、緑に覆われた静かな環境である。構内からは、中国一を誇る大山（だいせん）、隣の岡山県との県境にある蒜山（ひるぜん）、さらには日本海をも見ることができる豊かな景観に恵まれた場所に位置している。



本学は、倉吉市の北東、湯梨浜町との境界近くに位置し、JR 倉吉駅からはスクールバス（無料）で約 5 分、徒歩では約 20 分のところにある。

（地図出典：「とりネット」<https://www.pref.tottori.lg.jp/9577.htm>

「Mapfan」<https://mapfan.com/>）

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

シラバスの項目について、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連を踏まえて到達目標を学習成果として構成されている。学習成果を生かすためにも学習成果としての項目を設ける、あるいは到達目標が学習成果として同等とわかる表記が望まれる。

[テーマ B 学生支援]

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習支援として、演習系科目では追加課題の設定による支援を実施しているが、講義系科目においても予復習の充実などさらなる知識の習得を支援する仕組みづくりが必要である。基礎学力不足の学生に対して、学科会議における教員間の情報共有だけでなく、リメディアル教育等による基礎学力を向上させる仕組みづくりも必要である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体で過去 3 年間、支出超過になっている。財務計画に沿った着実な改善が望まれる。

(b) 対策

基準Ⅱ-A

令和 2 年度より、シラバスの様式を変更し、事前事後学修とそれに要する時間数を授業ごとに明記することとした。また、課題に対するフィードバックの方法も明記することとした。FD 委員会がこれに関する研修を企画した。さらに、科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明示することとした。学修成果との関連をより明確にすることについては今後の課題である。

基準Ⅱ-B

毎月開催される学科長会にてリメディアル教育についての問題意識を共有し、各学科・専攻で具体的な方策を検討しているところである。

基準Ⅲ-D

学校法人全体で経常収支は過去 3 年間支出超過となっているが、この状態は、平成 27 年度に新設した併設大学が学年進行中であつたことが要因であり、当初の財務計画に織込み済みのもの。この財務計画では、令和元年度には併設大学において私立大学等経常費補助金の申請が可能となり補助金収入が増加するため収支は大きく改善し、経常収支はプラスに転じる計画としている。そのため、この財務計画に沿った適切な運営・管理を着実に実践していくことを課題解決のための対策としている。

(c) 成果

基準Ⅱ-A

成果は未定。

基準Ⅱ-B

成果は未定。

基準Ⅲ-D

経営課題解決や外部資金獲得について協議する理事長直轄の「経営戦略検討委員会」および「外部資金獲得委員会」を設置し、財務計画に沿った適切な運営・管理を着実に実践してきたことにより、学校法人全体における令和元年度の経常収支はプラスに転じ、改善を図ることができた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
①カリキュラムマップ、ツリーを学生にとってより分かりやすくする工夫が求められる。専攻科についてはマップ、ツリーがないため、作成する必要がある。
(b) 対策
①教務委員会で学生に伝わりやすくなる方法を検討した結果、全学科共通のフォーマットにこだわらず作成することとし、各学科・専攻で改めてカリキュラムマップ、ツリーを作成し、令和3年度前期オリエンテーション等で学生に配付・説明した。専攻科についても令和2年度中に各学科・専攻でカリキュラムマップ、ツリーを作成した。
(c) 成果
①令和3年度以降、新たなカリキュラムマップ、ツリーを用いた教育の効果を検証していく。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が

付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

文部科学省および他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金に関しては「鳥取短期大学研究費管理規程」に定めている。また研究活動における不正行為を防止するため「鳥取短期大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を定め事務局各部署が連携をとっている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

担当者	構成員
松本典子	学長（委員長）
板倉一枝	地域コミュニケーション学科（学科長代理）
野津伸治	生活学科情報・経営専攻学科長
前田夏樹	生活学科住居・デザイン専攻学科長
野津あきこ	生活学科食物栄養専攻学科長
國本真吾	幼児教育保育学科学科長
青木淳英	教務委員長
尾崎せい子	学生委員長
道前緑	学術委員長（短期大学担当）
簡逸威	国際交流委員長
藤本直子	FD委員長
道前緑	図書館（館長代理）
岩本彰	事務局長、SD委員長
岡本達也	総務部長

担当者	構成員
山口大祐	企画部長、IR 室長、経理部長
岡野幸夫	地域コミュニケーション学科学科長、教務部長
渡邊太	入試広報部長（短期大学担当）
宮脇儀裕	キャリア支援部長（短期大学担当）
福光教子	グローバルセンター課長（センター長代理）
池谷千恵	ヘルスサポートセンター（センター長代理）
三沢英貴	報告書作成部会長、ALO
近藤剛	学修成果部会長、IR 部会長
宮本麻衣子	教務部教務課主任（事務局）

※専攻も学科とみなし学科長をおいている(鳥取看護大学・鳥取短期大学職制規程)

■ 実施部会（担当者）

報告書作成部会	三沢英貴（部会長）、遠藤緑、清水文人、古都丞美、山川智馨、本田美紀、澤住望、前田千絵（事務局）
学修成果部会	近藤剛（部会長）、板倉一枝、野津伸治、前田夏樹、野津あきこ、國本真吾、澤住望（事務局）
IR 部会	近藤剛（部会長）、遠藤緑、藤本直子、仙田真帆、前田千絵、藤原果那（事務局）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

理 事 長

↑ 報告

自己点検・評価運営委員会

委員長：学長

委 員：各学科長、教務委員長、学生委員長、学術委員長、国際交流委員長、
FD 委員長、SD 委員長、図書館長、事務局長、各部長、
グローバルセンター長、ヘルスサポートセンター長、各実施部会長

- ・規程や中期計画に則り点検・評価項目を設定し、必要に応じて実施部会を設置する。
- ・実施部会の報告を基に協議、総括し評価する。
- ・年度末に自己点検・評価の結果を理事長に報告し、公表する。

↑ 報告

実 施 部 会

構成員：自己点検・評価運営委員会および全学から委員長が選任

- ・設定された項目について調査・分析・検討する。
- ・その結果を自己点検・評価運営委員会に報告する。

令和7年度実施部会：

報告書作成部会 学修成果部会 IR 部会

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価運営委員会は、全学科・専攻、教授会専門委員会および国際交流、FD、SD委員会、事務局各部署、附属機関（併研究室・併美術館除く）の代表より構成され、必要に応じて実施部会を設置する。平成30年度以降は、学修成果部会、IR部会、報告書作成部会の3部会を設置している。実施部会は学科・専攻と専門性の視点から選任された教職員で構成され、設定された調査項目を調査・分析・検討する。その結果は各部会長が適宜自己点検・評価運営委員会に報告する。各委員会においても年度ごとに関連する課題を設定し、計画に基づいて活動し、年度途中で中間報告、年度末に年間の活動報告を行うこととしている。自己点検・評価運営委員会では、それぞれの報告に基づいて協議して総括し、評価を行い、必要な場合は見直しを図りながら次の行動計画の策定に反映させている。このように自己

点検・評価運営委員会は、自己点検・評価の核であり、本学の教育改善、教育の質保証のための重要な役割を果たしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

本自己点検・評価報告書の作成に当たっては、報告書作成部会長でもある AL0 が責任者となり、まず自己点検・評価運営委員会において各観点についての検討を行い、作成方針を決定した。中核となる学修成果については、教務部長を部会長として各学科長より構成される学修成果部会において各学科のデータおよび IR 部会の分析結果等を含めて協議を重ね、根拠資料との整合性等の細部にわたるチェックは報告書作成部会が担い、最終的に自己点検・評価運営委員会でとりまとめた。

令和6年度の自己点検・評価運営委員会および実施部会の活動は以下の通りである。

自己点検・評価運営委員会	年3回実施
報告書作成部会	年3回実施
学修成果部会	年6回実施
IR部会	年2回実施

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和 6 年度）
- 003 ホームページ「理念・ごあいさつ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5649>
- 004 ホームページ「4 つのポリシー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5652>
- 007 学校法人藤田学院ガイドブック 2024
- 008 令和 7 年度事業計画書
- 009 令和 6 年度事業報告書

提出資料-規程集

- 139 鳥取短期大学学則

備付資料

- 002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第 6 次中期計画
- 106 学校法人藤田学院ガバナンス・コード（令和 2 年 11 月改定）
- 149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）
- 241 学校法人藤田学院マスタープラン（2025.4.1～2030.3.31）
- 242 令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー1：キラリと光る教育力】「地域貢献マイスター」育成事業

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「地域に貢献する人材の育成」（備付-106）であり、主に鳥取県と鳥根県を中心とする山陰圏域で期待される人材の育成を行うことが本学の使命と考えている。これは、地域に必要な良質の中堅的職業人の育成をミッションとする短期大学の教育理念を明確に示すものである。

本学のこの建学の精神は、それに基づいて学則に定める「（前略）深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術、職業および實際生活に必要な能力を修得させ、学生が自ら

の人格を培うことを援助し、よりよい社会の形成者を育成することを目的とする」（提出-規程集 139）にも示される通り、主体的に地域社会の形成に参画し、地域の発展に寄与する態度を養うことを端的に表しており、教育基本法に基づく公共性を有するものである。

本学では、建学の精神を学生便覧（提出-001）、本学ホームページ（提出-003、004）、法人ガイドブック（提出-007）等に掲載し、学生はもとより、各種の大学説明会や学外者との懇談会等で配布し学外への周知に努めている。

学内において、学生へは、建学の精神を学生便覧に掲載するとともに、前後期オリエンテーション等の機会に学長および教務部長より建学の精神に基づく教育方針等に関する講話を行う時間を設けている。教職員については、毎年4月と9月に全教職員が集う「法人教職員全体会」において、法人マスタープラン（備付-149、241）、中期計画（備付-002）および事業計画書・事業報告書（提出-008、009）を点検することにより、建学の精神とこれに基づく本学の教育理念について改めて確認し共有している。

建学の精神は、自己点検・評価運営委員会等の教育方針や学生支援のあり方に関する協議の場において定期的に確認し、全教職員は年に2回行う前述の「法人教職員全体会」において確認してきた。平成31年3月にガバナンス・コードを策定する際、これまで時として趣旨は同じながら表現がまちまちになることがあった建学の精神を法人内で協議し、現在の「地域に貢献する人材の育成」に統一した。また、令和元年度には同様の意図から「めざす学生像」の文言も整えた。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神の学外への周知については、表明の機会を活用するだけでなく、実際の教育内容や卒業後の学生たちの姿勢によって広く周知されるよう努めることが肝要と考えている。令和6年度私立大学等経常費補助金事業で採択された「地域貢献マイスターの育成事業」（詳細は後述）（備付-242）の確実な展開が、この理念を実現させるものと考えている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

本学では、建学の精神をより具現化させるため「めざす学生像」を設定しているが、令和元年度に見直しをほかり、趣旨は変えずに文言を整えた。本法人では、年2回「法人教職員全体会」を開催している。本会では、法人マスタープランや中期計画、事業計画書・事業報告書等を点検することにより、建学の精神をはじめとする本学の教育理念、教育方針を繰り返し確認している。さらに新任教職員には、年度初めに教務部長および事務局長から研修を行って教職員全員が同じ認識の下に教育にあたることのできる体制をとっている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和6年度）
- 007 学校法人藤田学院ガイドブック 2024
- 011 カリキュラムマップ（令和6年度入学生用）
- 012 カリキュラムツリー（令和6年度入学生用）
- 014 令和6年度学修成果報告書
- 015 ディプロマ・ポリシー一覧
- 016 カリキュラム・ポリシー一覧
- 017 アドミッション・ポリシー一覧

提出資料-規程集

- 139 鳥取短期大学学則

備付資料

- 002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第6次中期計画
- 012 ホームページ「教育目的と教育目標」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5653>
- 013 令和6年度卒業生アンケート集計結果報告
- 014 令和6年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告
- 015 「有識者会議」議事録（令和2年度）
- 017 非常勤講師連絡会資料（令和6年度）
- 018 ホームページ「学修成果」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=6993>
- 019 学修成果部会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 022 令和4・5・6年度高等学校校長会（中部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和4・5・6年度高等学校校長会（東部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和4・5・6年度高等学校校長会（西部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録
- 023 自己点検・評価運営委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 027 令和6年度卒業前アンケート
- 031 地域コミュニケーション学科科会議事録（令和6年度）
- 032 情報・経営専攻科会議事録（令和6年度）
- 033 住居・デザイン専攻科会議事録（令和6年度）
- 034 食物栄養専攻科会議事録（令和6年度）
- 035 幼児教育保育学科科会議事録（令和6年度）
- 048 調査書審査（行動点一覧）
- 050 高校訪問記録（令和6年度）
- 235 2022(令和4)年度前期実績・2022(令和4)年度後期計画
- 236 令和4(2022)年度後期実績・令和5(2023)年度前期計画
- 237 令和5(2023)年度前期実績・令和5(2023)年度後期計画
- 243 令和5(2023)年度後期実績・令和6(2024)年度前期計画
- 244 2024(令和6)年度前期実績・2024(令和6)年度後期計画

245 2024(令和6)年度後期実績と課題・今後に向けた改善策

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神は、「地域に貢献する人材の育成」である。これを具現化するために、めざす学生像を示している。さらに、このような学生を育てるために、教育目的・目標を以下のよう
に確立している（提出-001）（提出-規程集 139）。

地域コミュニケーション学科

教育目的は、文化とコミュニケーションの研究と教育を行い、豊かなコミュニケーション力を備え、多様化が進展する地域社会に貢献できる人材を育成することである。教育目標は以下の3つである：①人とのかかわり方を理論的・実践的に学び、円滑な人間関係をきずく力を育む、②日本や世界の文化・言語を学び、視野を広げる、③地域社会で役立つコミュニケーション力を身につける。

生活学科 情報・経営専攻

教育目的は、生活者の視点から経済を学び、生活設計等のライフスキルを身につけた社会人の育成を図るとともに、情報処理とビジネス実務の専門知識と技能を習得した職業人を養成することである。教育目標は以下の3つである：①主体的に調べ、考え、まとめ、表現する力を養う、②授業で学び、習得した技能を資格取得に結びつける、③キャリアプランニングの視点を身につける。

生活学科 住居・デザイン専攻

教育目的は、建築とデザインの分野での研究と教育を行い、豊かな住居環境の創造や独創的・実用的な造形活動を行うことができる人材を育成することである。教育目標は以下の3つである：①理論と実践による教育に基づく高い実務能力を養う、②地域の伝統文化等を積極的に教育に取り込み、社会のニーズに対応できる人材を育成する、③住居分野とデザイン分野による教育の幅と深さから、個性と創造性を養う。

生活学科 食物栄養専攻

教育目的は、食と健康に関する専門知識、確かな技術と研究的態度を備え、食の分野から、地域社会で人々の健康づくりに貢献できる人材を育成することである。教育目標は以下の3つである：①食と栄養のスペシャリストを育成する、②幅広い実践力やマネジメントができる能力を養う、③ライフスタイルに合った食生活を創造できる力と感性を養う。

幼児教育保育学科

教育目的は、「教育」と「福祉」の研究と教育を行い、地域社会や家庭において、人々とのかかわりを支援できる人材を育成することである。教育目標は以下の3つである：①思いやりや優しさ、人を大切にすることを育む、②人間形成の基礎を培う立場の自覚を促し、広い視野と豊かな感性を育み、確かな専門的能力を養う、③個性をいかし、実践力・応

用力を高める。

上記の教育目的・目標は、学生・教職員に対しては学則（提出-規程集 139）や学生便覧（提出-001）、カリキュラムマップ（提出-011）およびカリキュラムツリー（提出-012）で、また、学外のステークホルダーに対しては法人ガイド（提出-007）、ホームページ（備付-012）でそれぞれ表明している。

教員は学科会議、学修成果報告書、授業評価アンケート結果等において教育目的・目標の到達状況を把握・評価している。全学の状況についても中期計画の報告を行う「法人教職員全体会」を通して理解を深めている。

各学科・専攻における人材養成が地域・社会の要請に応じているかを定期的に点検するため、卒業生就職状況アンケートと雇用主アンケートを毎年実施し、卒業生と雇用主の両者から在学期間中に備えるべき能力や態度について聴取し、報告書（備付-013、014）にまとめて学内で共有している。また、学外の有識者の方々と例年意見交換会（備付-015）を行い、職業人としての能力や地域活動で求められる能力を確認している（ただし、令和3～6年度は未実施）。さらに、大学の運営に関する第6次中期計画（備付-002）を半年ごとにチェックすることで、達成状況を学内で共有し、年度ごとに計画を見直すことによってPDCAサイクル（備付-235～237、243～245）を回している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学修成果は、建学の精神である「地域に貢献する人材の育成」に基づくとともに、本学のめざす学生像、および基準 I-B-1 に示した教育目的・目標を前提とし、「協調性」、「ルール・マナーの遵守」、「コミュニケーション力」、「主体性」、「実践力」を重視して規定している（提出-001）（提出-規程集 139）。本学における全学共通の学修成果は、①他の人の意見を理解し、自分の考えを伝える力を備えている、②職業および實際生活に必要な専門的・実践的能力を備えている、③社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度を身につけている、の3点である。

★「学修」と「学習」の使い分けについて

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」（平成24年8月28日、中央教育審議会）によると、「大学設置基準上、大学での学びは「学修」としている。これは、大学での学びの本質は、講義、演習、実験、実習、実技等の授業時間とともに、授業のための事前の準備、事後の展開などの主体的な学びに要する時間を内在した「単位制」により形成されていることによる」とあり（p.2の脚注1）、本報告書でもこれに倣うこととする。つまり、大学が提供する教育プログラムに沿った学び（＝単位認定に結び

付く学び)を「学修」と呼び、それ以外の一般的な意味合いでの学びも含まれる場合は「学習」と呼び分ける。

地域コミュニケーション学科

学修成果は、①自文化を知り、異文化を理解しようとする意欲・態度を備えている、②自分の知識や考えを分かりやすく表現する力を身につけている、の2点である。これらの知識・技能・態度を活かして地域に貢献できる人材の育成をめざしている。この学修成果は教育目的・目標を達成するために必要な「文化理解」、「表現力」を明確に示すものである。

生活学科 情報・経営専攻

学修成果は、①情報活用能力を身につけている、②ビジネス実務能力を身につけている、③社会人としての基礎力を備えている、の3点である。これらの能力および基礎力を活かして地域に貢献できる人材の育成をめざしている。この学修成果は教育目的・目標に基づくもので、「情報処理とビジネス実務の知識・技能の修得」と「社会人力の養成」を明確に示すものである。

生活学科 住居・デザイン専攻

学修成果は、①住居を設計する実務能力を身につけている、②デザイン作品を企画し、表現する力を備えている、の2点である。それぞれ、住居とデザインの分野から地域に貢献できる人材の育成をめざしている。この学修成果は教育目的・目標に基づいており、建築・住環境や、デザイン・造形活動に関する人材育成、実務能力の養成、社会のニーズに対応した人材の育成、個性と創造性の養成を明確に示すものである。

生活学科 食物栄養専攻

学修成果は、①栄養・食生活と心身の健康との相互関係を理解している、②個人および集団の健康増進・維持に関する栄養教育ができる、③食事計画や給食運営ができる、の3点である。これらの知識・技能を活かして地域に貢献できる栄養士の人材育成をめざしている。この学修成果は、教育目的・目標に基づいており、「食と健康に関する専門知識」、「給食管理・運営」の修得を明確に示している。

幼児教育保育学科

学修成果は、①保育活動で活かせる表現力を身につけている、②保育者にふさわしい意欲・態度を備えている、の2点である。「表現力」、「意欲」、「態度」は教育目的・目標を明確に示している。これらの能力・態度を活かして、建学の精神に基づく、「教育」と「福祉」の分野で活躍する保育者の人材養成をめざしている。

学修成果の表明について、学内に対しては年度ごとの学修成果報告書を配付している（提出-014）。学外に対しては、各年度の非常勤講師・兼任教員連絡会（備付-017）、経済・行政・教育分野から選定した委員による有識者会議（備付-015）、ホームページ（備付-018）等を通じて表明している。令和3年度からは、学生に対しても学修成果の項目を周知すべ

く、学生便覧に全学および各学科・専攻の学修成果の一覧を掲載している（提出-001）。

学修成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、学修成果部会を中心に定期的に点検している。関係法令については、事務局の担当部署と該当学科・専攻とが密に連携し、適宜確認しながら法令遵守に努めている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では平成 22（2010）年度に自己点検・評価運営委員会が議論して三つの方針を定めて以降、必要に応じて改訂を重ね、現在に至っている。三つの方針の全体を「幅広い視野」「専門的・実践的能力」「協調性」「社会貢献」というキーワードで関連付け、一体的に定めている（提出-015～017）。

全学のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針、以下、ディプロマ・ポリシー）は以下のように定めている。①人間関係を大切にし、幅広い視野をもって社会生活を送ることができる、②職業および実際生活における専門的・実践的能力をそなえている、③社会の構成員として、よりよい地域社会を形成しようとする。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針、以下、カリキュラム・ポリシー）は、ディプロマ・ポリシーをふまえて以下のように定めている。①幅広い視野を育成するため、語学および体育を含めた多様な分野から構成される全学共通の教養科目を編成し、バランスよく受講されるよう実施する、②職業および実際生活で求められる専門知識・技能を段階的に修得できるよう、各学科・専攻の特性に応じた初年次教育を導入し、専門教育科目を系統的に配置する、③協調性をもって社会に貢献する人材を育成するため、地域と関連した科目を配置し、生涯を見据えたキャリア教育を行う、④全学で統一的に策定された成績評価基準に基づいて学生の到達度を評価するとともに、アセスメント・テスト、学生による学習履歴、学習行動調査等の方法を用いることによって、学修成果を総合的に把握する。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針、以下、アドミッション・ポリシー）は、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーをふまえて以下のように定めている。①本学で学ぶために必要な基礎学力のある人、②自分の考えを主体的に表現することができる人、③ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人。

各学科・専攻課程においては、上記の全学の三つの方針に基づき、以下のように三つの方針を関連付けて作成している（提出-015～017）。

地域コミュニケーション学科

ディプロマ・ポリシーは、全学のディプロマ・ポリシーを学科の内容に関連付け、以下の通り定めている。①言語、文化、交流に関して主体的に課題を見つけて取り組むことができる、②地域社会で役立つコミュニケーション力を身につけている、③地域社会の一員としての自覚をもち、多文化共生的視点をもって貢献する態度を身につけている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めてい

る。①学びの基礎となる科目を初年次に配置し、能動的学修により、学生が主体的な学びを実践できるよう体系的に編成する、②日本・世界の文化や言語に関する知識と技能、円滑な人間関係を築く力、自分の考え等を発信する力を理論的・実践的に学び、社会で役立つコミュニケーション力を総合的に育成するよう編成する、③生涯にわたり主体的に社会に貢献しようとする態度を育成するため、さまざまな科目や活動を有機的に連携させ、キャリア形成を支援する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように規定している。①言語、文化、交流に関心をもち、自律的に学習する意欲をもつ人、②ひととのかかわりについて主体的に学び将来に活かそうとする人、③コミュニケーションの大切さを自覚し、その力を高めたい人。

生活学科 情報・経営専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、以下の3点である。①情報処理とビジネス実務の専門知識と技能を修得している、②主体的に調べ、考え、まとめ、表現する力を獲得している、③情報活用能力を活かし、地域社会に貢献しうる力を身につけている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のカリキュラム・ポリシーの下に教育課程を編成している。①学びの基礎から応用までを、順を追って学び修得できる順序で編成する、②情報処理とビジネス実務の専門知識と技術を理解させ、習得した技能が資格取得に結びつくように実践力を養成することを可能にする、③基礎から応用までの特別演習科目を設け、問題発見や問題解決能力および表現能力を育成する、④基礎能力を養い、専門性を高め、キャリア形成をはかることを可能にする。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように規定している。①情報と経営に関する専門知識と技術を学ぶことを望む人、②情報とビジネスに関するスペシャリストとして活躍したいと望む人、③情報とビジネスに関する合理的判断力と論理性を身につけたいと望む人。

生活学科 住居・デザイン専攻

ディプロマ・ポリシーは、以下の3点である。①住居・デザイン分野での専門知識と技能を身につけている、②幅広い分野で活躍できる豊かな発想力とクリエイティブな力をそなえている、③地域社会の形成、文化の創造に貢献できる企画力と表現力をもっている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めている。①建築、インテリアおよびデザイン、アートに関する2つの分野から成る専門科目を編成するとともに両分野で共通して求められる基礎能力を育成する科目を配置し、主として少人数での授業を編成する、②建築、インテリア分野では、建築士受験資格の取得に関する科目を基礎から実践へと段階的に学修が深まるように設置して、建築士にふさわしい能力を育てる、③デザイン、アート分野では、グラフィック、プロダクト、クラフト等に関する多様な専門科目を設置し、演習科目での授業を中心に問題解決能力や表現能力を育成する、④地域社会を形成する能力を育成するために、学外での実習科目を配置するとともに専門科目において地域での授業を積極的に展開する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように定めている。①建築あるいはデザイン分野を学ぶための基本的な能力をも

つ人、②住宅の設計やデザイン制作に興味や意欲をもつ人、③建築士あるいはデザイナーとして活躍したい人。

生活学科 食物栄養専攻

ディプロマ・ポリシーは、以下の3点である。①食と栄養に関する確かな専門知識と技能を身につけている、②食を通して健康の維持・増進を図り、生活習慣病の予防を実践できる能力を修得している、③専門の知識・技能を活かし、社会人として地域社会に貢献できる能力をそなえている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のカリキュラム・ポリシーを定めている。①栄養士に必要な食と栄養についての専門知識を身につけるため、科目の開講時期を基礎から応用へと段階的に発展させ、より理解を深めるように専門科目を編成する、②実践力、リーダー性および協調性を育成するために、食品学実験、調理学実習、給食管理実習などの実験・実習・演習科目において、グループ活動を積極的に取り入れる、③学外実習や各種分野の授業をとおして、人々の健康維持に貢献できる実践力を備えた栄養士を育成する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように定めている。①食と健康に興味があり、学習意欲のある人、②栄養士の仕事に関心があり、栄養士をめざす人、③食の立場から他のひとを思いやる心をもつ人。

幼児教育保育学科

ディプロマ・ポリシーは、以下の3点を定めている。①保育・幼児教育に関わる広い視野と、専門知識・技能をそなえている、②子どもやひととのかかわりを大切にし、保育・幼児教育の学びを活かすことができる、③学び続ける意欲と自覚をもち、子どもや地域社会に貢献しようとする、である。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めている。①保育者として必要な専門知識・技能を養うために、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得に必要な科目を設置する、②保育者としての実践力・応用力を高めるために、学修成果の形成的評価の視点から各学期に実習関係科目を配置して学外実習を実施する、③個性あふれる保育者をめざして、能動的な学修が展開できる少人数制の演習科目・個別指導によるレッスンの設定、資格に関連した幅広い選択科目や保育実践を豊かにする関連資格科目を設置する、④職業人としての保育者として、卒業後も学び続ける意欲を持ち、主体的に個人・集団・社会の発展に寄与することができるよう、キャリア形成に関する科目を設置してキャリア発達を支援する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように定めている。①保育・幼児教育を学ぶ意志が明確な人、②集団の中で学び、身につけた知識や技能を活かす努力のできる人、③子どもと接する責任感や感性の豊かな人。

以上の全学および各学科・専攻の三つの方針は、学内に対しては「学生便覧」に掲載することで学生や教職員に表明しており、学外に対してはホームページに掲載することで表明している。

全学および各学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは基準 I-B-2 に示したそれぞれの

学修成果に対応して設定されており、全学共通のディプロマ・ポリシーに卒業の要件と成績評価の基準を示すとともに、学科・専攻ごとに資格取得の要件を明確に示している（提出-015）。この全学および学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは、学生便覧に記載している。

全学のディプロマ・ポリシーは「幅広い視野」「専門的・実践的能力」「社会貢献」といった普遍的価値観を表すキーワードを軸として定めており、社会的・国際的に通用性があると言える。また、学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは、以下のように定めており、その内容から見てそれぞれ社会的・国際的に通用性があると言える。社会的通用性に関しては卒業前アンケートにおいて確認を行っている（備付-027）。

地域コミュニケーション学科

本学科のディプロマ・ポリシーは、他者との交流を理論と実践の両面から学び、自文化と異文化を理解する姿勢や、自分の意見を分かりやすく表現できる力を身につけ、その能力を活用することによって多様化が進展する地域社会に貢献することをめざしたものである。

生活学科 情報・経営専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、ビジネスの専門知識に加え情報活用のスキルと社会人基礎力を修得することである。これらの能力を用いて、ビジネスの現場でビジネスコンピューティングスキルを活用できる人材を育成することをめざしている。

生活学科 住居・デザイン専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、住居あるいはデザインの専門家として専門知識や技能、豊かな発想力とクリエイティブな力、そして、地域社会の形成、文化の創造に貢献できる企画力・表現力を身につけることを必須として、その資質を育成することを示している。

生活学科 食物栄養専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、栄養士教育やその他各種資格に関連した必須のものである。学修成果の「栄養・食生活と健康との相互関係の理解」および「栄養教育・食事計画・給食運営を行う能力」を備え地域貢献できる人材を育成することをめざしている。

幼児教育保育学科

本学科のディプロマ・ポリシーは、学修成果の「表現力」、「意欲・態度」に対応して、「教育」と「福祉」の分野の研究と教育を行い、広い視野と豊かな感性、個性を活かした実践力を備え、地域社会や家庭において人を大切にし、人との関わりを支援できる人材の育成を示している。

全学および各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは、自己点検・評価運営委員会および学科会議で毎年度定期的に点検している（備付-023、031～035）。必要な変更が生じた際には学修成果部会（備付-019）、自己点検・評価運営委員会において協議している（備付-023）。

全学および各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、基準 I-B-3 (1) に示したそれぞれのディプロマ・ポリシーに対応して設定されている。

全学のカリキュラム・ポリシーは、1つ目が「幅広い視野」を、2つ目が「専門的・実践的能力」を、3つ目が「社会貢献できる人材」を育成する目的で定められており、それぞれ全学のディプロマ・ポリシーと対応している。これに4つ目のカリキュラム・ポリシーとしてアセスメントに基づいて学修成果を把握することが定められている。

各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーも、以下のようにディプロマ・ポリシーに対応して定められている。

地域コミュニケーション学科

本学科のカリキュラム・ポリシーは、言語・文化・交流の各分野について体系的に学ぶこと、および学科での能動的な学びへの導入として初年次教育を行うことが定められている。これらを総合して社会貢献の態度を育成し、キャリア支援を行うことが定められている。以上のことから、本学科のディプロマ・ポリシーである「言語・文化・交流について主体的に学び、実践的なコミュニケーション力で社会に貢献する態度を身につける」ということと明確に対応していると言える。

生活学科 情報・経営専攻

本学科のカリキュラム・ポリシーは、情報処理とビジネス実務の専門知識と技術について体系的に学ぶこと、さらに基礎能力を養い専門性を高めることで問題発見や問題解決能力および表現能力を育成することが定められている。これらを総合することで実践力を育成し、キャリア形成をはかることが定められている。以上のことから、本学科のディプロマ・ポリシーである「情報処理とビジネス実務の専門知識と技能について主体的に学び、情報活用能力を活かし、地域社会に貢献しうる力を身につける」ということと明確に対応していると言える。

生活学科 住居・デザイン専攻

本学科のカリキュラム・ポリシーは、建築、インテリアおよびデザイン、アートの各分野について専門知識と技術について体系的に学び、実践的な学びを通して建築士受験資格の取得や、専門性を活かした問題解決能力や表現能力を育成することが定められている。そしてこれらを総合することで地域社会を形成する能力を育成することが定められている。このことは、本学科のディプロマ・ポリシーである「住居・デザイン分野での専門知識と技能を身につけ、豊かな発想力とクリエイティブな力によって地域社会の形成、文化の創造に貢献できる企画力と表現力を身につける」ということに対応していると言える。

生活学科 食物栄養専攻

本専攻のカリキュラム・ポリシーは、栄養士に必要な食と栄養についての専門知識を体系的に学ぶこと、および学外実習や各種分野の授業を通して、人々の健康維持に貢献できる実践力を備えることが定められている。以上のことから、本専攻のディプロマ・ポリシーである「食と栄養に関する確かな専門知識を主体的に学び、食を通して健康の維持・増進を図り、生活習慣病の予防を実践できる能力を活かし、地域社会に貢献しうる力をそなえている」ということと明確に対応しているといえる。

幼児教育保育学科

本学科のカリキュラム・ポリシーは、保育者として必要な専門知識・技能を養うため、資格関連科目の学びを通して実践力・応用力を高めるとともに、職業人として個人・集団・社会の発展に寄与する保育者としての態度を育成することと定められている。以上のことから、本学科のディプロマ・ポリシーである「保育・幼児教育の学びを活かす」ことができ、「子どもや地域社会に貢献」しようとするということと明確に対応していると言える。

全学および各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、自己点検・評価運営委員会および学科会議で毎年度定期的に点検している（備付-023、031～035）。必要な変更が生じた際には学修成果部会（備付-019）、自己点検・評価運営委員会において協議している（備付-023）。

全学の学修成果である「他の人の意見を理解し、自分の考えを伝える力」、「職業および实际生活に必要な専門的・実践的能力」、「社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度」は、全学のアドミッション・ポリシーにおける「本学で学ぶために必要な基礎学力のある人」、「自分の考えを主体的に表現することができる人」、「ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人」の3つと明確に対応している。

また、各学科・専攻のアドミッション・ポリシー（基準 I-B-3）と学修成果（基準 I-B-2）には、次に示すような関連性がある。

地域コミュニケーション学科

アドミッション・ポリシーは、学修成果項目である「文化理解」への意欲・態度および「表現力」の前提として期待される能力・資質を示している。また、学科として、学修成果項目を測定する尺度として具体的な指標を設定して学修成果の査定にも活用しているが、それらの指標とも連動するものになっている。

生活学科 情報・経営専攻

アドミッション・ポリシーは、学修成果項目に掲げている「情報活用能力、ビジネス実務能力を身につけ、社会人としての基礎力を備えている」という内容に対応している。すなわち情報処理とビジネスの専門知識とその活用能力を修得し、地域に貢献していくという大学での学びの最終目標に到達できる意欲と能力を求めている。

生活学科 住居・デザイン専攻

アドミッション・ポリシーは、学修成果に掲げている「住居の設計力」および「デザインの企画・表現力」に対応し、それぞれの専門分野で製作活動を積極的に行う基本的な能力と意欲を高め、住居およびデザインの分野において地域で活躍できる人材をめざすものである。

生活学科 食物栄養専攻

アドミッション・ポリシーは、学修成果に掲げた「栄養・食生活と心身の健康との相互関係を理解する力」および「健康増進・維持を図る指導力」「食事計画や給食運営ができる力」に対応しており、食と栄養の専門家として活躍するために求められる実践力の向上をめざす内容としている。

幼児教育保育学科

アドミッション・ポリシーは、学修成果項目の「保育活動で活かせる表現力」、「保育者にふさわしい意欲・態度」、に対応し、人と人との関りを大切にし、保育者として必要な知識や技術、感性を身につけ、保育現場や社会において、自己の役割を果たす努力をすることができることとしている。

アドミッション・ポリシーは、主に基礎学力、勉学への意欲・向上心、人格を主軸としており、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示す内容である。入学者選抜の方法としては、学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜、外国人留学生選抜を行っており、いずれの選抜も「面接」と「調査書」を重要な評価方法とし、志願者のこれまでの学修成果の状況の把握に努めるとともに、入学後の学修成果の獲得を予測している（備付-048）。

鳥取県教育委員会の協力を得て、県内の東部地区、中部地区、西部地区の高等学校長との懇談会を実施している（それぞれ年1回）（備付-022）。主たる懇談内容としては、望まれる入試のあり方であり、高大連携の観点からアドミッション・ポリシーの点検に繋がる議論を行っている。また、入試広報部が実施している高校訪問においても高校の進路担当者と密なる意見交換に努めている（備付-050）。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

教育目的・目標、三つの方針については学内外に公表しているが、学修成果の個々の項目を学生に周知し、主体的な学習へとつなげる取り組みが必要である。そこで、令和3年度から学生便覧に全学および各学科・専攻の学修成果の項目を掲載することとし、さらに令和4年度には、学生に対する学修成果の可視化を図るべく検討を始めた。令和4年度後期に進路面談時に個々の学生のGPAを学科・専攻のGPA分布と合わせて示すことで、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることができるようにし、もって学修意欲の向上に資するようにした。さらに令和5年度からは前期のオリエンテーションで全学生に上記資料を個票として作成して配付・説明し、学修意欲の向上に努めることとしている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

本学の教育理念は地域からの要請に応えた人材を養成することであり、この目的をどの程度達成しているかを点検するため、各種アンケート結果（備付-013、014）の分析や学外関係者との意見交換等（備付-015、022）を実施している。

令和元年度より教育課程にナンバリングを導入し、各科目の位置付けがより明確になるよう取り組んでいる（提出-012）。

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料

- 008 令和7年度事業計画書
- 009 令和6年度事業報告書
- 010 令和6年度シラバス
- 018 令和6年度入学者選抜・学生募集要項
- 019 令和7年度入学者選抜・学生募集要項

提出資料-規程集

- 001 鳥取短期大学科目等履修生及び聴講生細則
- 074 かんとりい☆とりたん地域活動奨励金規程

備付資料

- 002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第6次中期計画
- 003 鳥取短期大学・鳥取看護大学連携協定書等一覧
- 004 鳥取看護大学・鳥取短期大学グローバルセンターだより第15号、第16号
- 005 鳥取看護大学・鳥取短期大学グローバルセンター年報第7号
- 006 令和6年度鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座実績報告及び資料
- 008 科目等履修生・聴講生一覧（令和2年度～令和6年度）
- 009 暮らしの経済・法律講座受講生一覧（令和2年度～令和6年度）
- 011 鳥取看護大学・鳥取短期大学ボランティア関係綴（令和4年度～令和6年度）
- 023 自己点検・評価運営委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 102 経営戦略検討委員会議事録（令和6年度）
- 150 ホームページ「絣美術館・絣研究室」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5759>
- 151 鳥取看護大学・鳥取短期大学公開授業ハンドブック2024
- 235 2022(令和4)年度前期実績・2022(令和4)年度後期計画
- 236 令和4(2022)年度後期実績・令和5(2023)年度前期計画
- 237 令和5(2023)年度前期実績・令和5(2023)年度後期計画
- 238 保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定書
- 242 令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー1：キラリと光る教育力】「地域貢献マイスター」育成事業
- 243 令和5(2023)年度後期実績・令和6(2024)年度前期計画
- 244 2024(令和6)年度前期実績・2024(令和6)年度後期計画
- 245 2024(令和6)年度後期実績と課題・今後に向けた改善策
- 246 ホームページ「グローバルセンター」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5758>
- 247 ホームページ「科目等履修生・聴講生」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5706>
- 248 とっとりプラットフォーム5+ α 活動報告書 第1期 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

- 250 令和7年度入学生向け保育士修学資金貸付制度
- 268 とっとりプラットフォーム5+ α ～取組みの紹介～ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)
- 269 中学生対象 学びと仕事の体験型ワークショップチラシおよびアンケート結果(令和6年度)
- 270 鳥取看護大学・鳥取短期大学 地域連携体験プログラム～ボランティア活動を学びへ～

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、「地域とともに歩む」という理念のもと、本学の教育・研究資源を活用し、地域・社会の文化、教育、福祉・健康、産業などの発展を支援するとともに、自治体や各種機関との連携を強化し、地域のさらなる活性化を推進している。

また、本学のホームページには「地域交流・研究活動」に関する専用ページを設け、地域・社会との連携の窓口であるグローバルセンター（グローバルとローカルを合わせた造語で国際貢献と地域貢献を司る機関）を中心に、事業方針や取組みを公開し、地域・社会との協働を促進している（備付-246）。さらに、中期計画を策定し、明確な目標を設定するとともに、半年ごとの進捗管理を実施し、継続的な改善に努めている（備付-002、235～237、243～245）。

こうした取組みのさらなる発展をめざし、文部科学省の令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等経営改革支援の「メニュー1：キラリと光る教育力」において「『地域貢献マイスター』の育成事業」が採択された（備付-242）。本事業では、地域社会に関心を持ち、専門職となった後でもその専門性と地域志向力によって、地域の課題解決や活性化に取り組もうとする人材を育成することをめざしている。本事業は令和7年度より本格始動し、「地域とともに歩む」教育をさらに推進していく。

地域・社会に向け開かれた大学をめざす本学は、グローバルセンターを設置してその任務を遂行している。グローバルセンターは鳥取看護大学と鳥取短期大学の共通の組織であり、短期大学に関する業務は、主として公開講座、大学見学会等の生涯学習事業、併研究室・併美術館の運営である。また、平成29年度私立大学等改革総合支援事業選定に伴う「とっとりプラットフォーム5+ α 」の包括連携協定（備付-003）を締結し、事務局を担っている。

本学の地域・社会における情報発信として、「グローバルセンターだより」（備付-004）を年2回発行し、自治体、大学、企業等との連携協定および学生の地域活動の状況等を広報している。また「グローバルセンター年報」（備付-005）を年1回発行し、本学教員による研究成果を掲載する等、広報をしている。さらに、学生の活発な地域活動の推進を目的とした「かんとりい☆とりたん地域活動奨励金」制度（提出-018、019）（提出-規程集074）を令和3年度に導入し、毎年15名を超える学生に支給しており、学生の持続的な地域活動の活性化の一助となっている。

本学は、生涯学習社会の実現に寄与する高等教育機関として、地域の方々の学習ニーズに応えるべく、公開講座を実施している。公開講座は、本学と鳥取看護大学、倉吉市の共催により、一般市民を対象として平成 5 年度より毎年開催している。また、平成 29 年度からは鳥取県内の高等教育機関が協働で実施している「とっとり県民カレッジ講座」特別講座の一部としても位置づけられ（備付-006）、地域を越えて幅広い方々に学びを提供する重要な役割を担っている。年度ごとに時流や地域の特性に沿ったテーマとねらいを設定し、講師の選定を行っており、令和 6 年度は「呼び起こそう、地域の底力」をテーマに、ポストコロナの地域再生に焦点をあて、地域の持つ底力についてともに考える講座を 5 回シリーズで開催した。講師はそれぞれの専門の学識や経験に裏付けられた講演内容の中で、具体的なヒントの提起や助言も行い、受講生が自分自身の日常生活の中で考え、取り組むことができる機会になるように努めている。受講生のアンケート結果からも、受講生の興味や関心を新たに引き出したり、共感や共鳴を呼び起こしたりと、受講生のニーズに沿ったものであることが示されている。

生涯学習事業においては、地域の方々を対象に「大学見学会」を開催している。近年では構内施設見学のほか、本学教員によるミニ講話を充実させ、「健康」「人生観」などをテーマに、見学者の希望に合わせたプログラムを組み、実施している。その他、鳥取県消費生活センターと鳥取県内の高等教育機関の連携による「くらしの経済・法律講座」を平成 18 年度より担当している。本講座は、生活学科情報・経営専攻の専門教育科目「生活管理概論」（平成 28 年度までは「生活経済学」）としても位置付けられ、学生と地域の方々が一緒に受講する形態としている。主な講義内容は、消費生活トラブルの対処法、税金、金融、年金等を、経済や法律の視点から解説するものである。講義担当者は、生活学科情報・経営専攻の教員に加え、弁護士、金融広報アドバイザー、消費生活相談員等、学外の各分野の専門家により構成されている。令和 6 年度の登録者数は 17 名で、生活に直結した、身近で具体的な内容が大半を占め、毎回質問が出るほどの熱心な取組みが見受けられ、高い評価を得ている（備付-009）。

正課授業では、「科目等履修生及び聴講生細則」（提出-規程集 001）に基づき、本学は地域の方々（本学卒業生を含む）を対象に、実験・実習科目を除くほとんどの授業科目において、科目等履修生ならびに聴講生の受け入れを可能とし、シラバス（提出-010）に明記している。令和 6 年度の科目等履修生の年度別受入状況は、18 科目（のべ受講者数 11 名）であった（備付-008）。また、受入可能授業に関して、令和 2 年度から令和 6 年度にかけては「鳥取看護大学・鳥取短期大学公開授業ハンドブック」（冊子）を作成し、広報に役立てていたが、現代の情報化社会や IT 化の進展に伴い、令和 7 年度からは冊子の発行を終了し、本学の専用ホームページへの掲載に移行する方針を決定した（備付-151、247）。

その他、本学は「地域に開かれた大学」という理念に基づき、倉吉緋の保存と伝承、さらに発展・創造を目的とし、後継者養成を行う緋研究室・緋美術館を設置している。研究生は、倉吉緋の専門家である館長兼講師の講義を受け、地域から寄贈を受けた機織り機を使用しながら学んでいる（備付-150）。1 年目の研究生、2 年目以降の特別研究生が在籍、年齢も 20 代～70 代と幅広い。毎年、修了時には倉吉博物館で修了作品展を行っている。現在 100 名を超える修了生が地元で緋の伝承者、指導者として活躍している。

本学は、自治体、大学等と積極的に協定を締結し、広く交流、連携を行うとともに、教職

員・学生の研究を地元企業に活用する協定も企業と締結している（備付-003）。主たる協定として、平成 29 年度私立大学等改革総合支援事業の選定により、本学が基幹校となり、鳥取県内の高等教育機関、自治体および経済・医療福祉団体が連携・協力して鳥取県の高等教育および地域のさらなる活性化の推進に寄与することを目的とした「とっとりプラットフォーム 5+ α 」の包括連携協定を締結した。本プラットフォームによるクロスセクター協働の実践は、地域の課題解決において重要な役割を果たしており、令和 5 年度より第 2 期が始動している。この新しいフェーズにおいては、県立美術館の活用やサポート、若者による地域防災活動の推進等にかかる新たな地域課題に向けた 17 の取組みを開始し、本プラットフォーム参画機関の連携を一層強化した活動を展開している。本学の教職員はそれぞれの専門性を活かしながらさまざまな機関とリスクマネジメントや県立美術館等に関わる共同研究や共同事業を進め、地域社会へ大きく貢献している（備付-248、268）。その他にもさまざまな分野において協定を締結し、交流・連携・研究をととして本学の教育の質の向上のみならず地域・社会の発展に寄与している。

本学では、地域・社会からの要請に応じて、学生がさまざまなイベントやフェスティバル等へボランティア参加することを推進している（備付-011）。「SUN-IN 未来ウオーク」（NPO 法人未来主催、毎年 1 回開催）に 10 年以上にわたり毎年参加しているほか、「くらしよし国際交流フェスティバル」（鳥取県国際交流財団主催、平成 15 年度より毎年 1 回開催）、「中部発！食のパラダイスフェスタ」（令和 5 年度までは「中部発！食のみやこフェスティバル」、中部発！食のパラダイスフェスタ実行委員会主催、平成 25 年度より毎年 1 回開催）にも毎年参加し、ボランティア活動の場を増やしている。令和 5 年度には三朝町教育委員会と連携し、一年をととして「みささ青空体験塾事業」および「みささ魅力発見バスツアー」に学生が参加したほか、12 月に開催された「みささ町かがやく子どもフェスティバル」では、幼児教育保育学科は特別研究「オペレッタ」の公演、生活学科はブース出展、ダンスサークルはステージパフォーマンスを行い、地域の活性化に貢献した。この三朝町との連携事業は令和 6 年度も継続し、学生の地域への愛着を育む一助となっている。令和 6 年度の学生ボランティアの延べ人数は約 190 名となっており、年々増加している。また、学生はボランティア活動後に、自らの活動体験や体験から得た学びを記した活動報告書を Google フォームにて提出している。

本学では、事業計画・報告書で年 1 回（提出-008、009）、中期計画で年 2 回（備付-002、235～237、243～245）、各取組みの点検を実施することで、課題の早期発見とその対策を講じ、本学として地域・社会への一層の貢献をめざした持続的な改善を行っている。また、自己点検・評価運営委員会や経営戦略検討委員会においても、各取組みの自己点検・評価報告を行っており（備付-023、102）、毎年の中期計画の実績についても半年ごとに「法人教職員全体会」にて説明を行っている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

鳥取県内の多くの機関が包括連携協定を結び進めてきた「とっとりプラットフォーム 5+ α 」事業は、令和 4 年度で第 1 期を終え、令和 5 年度からは第 2 期に移行した（備付-248、268）。この第 2 期では、地域の新たな課題に対応するための取組項目を設定し、令和 5 年

度から令和 6 年度にかけて足固めを進めた。令和 7 年度以降は、これまで築いてきた基盤を活用し、県内の高等教育機関や関連機関との共創を通じて、教育の質的転換や地域社会の更なる発展をめざすことが課題である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

本学では各機関と多くの連携協定を結んでいるが（備付-003）、さらに鳥取県教育委員会と協定を締結したことにより、高大連携のみならず小中学校への働きかけが行いやすくなった。鳥取県教育委員会が進める「ふるさとキャリア教育」との連携を図るべく、令和 5 年度に中学生対象の体験型オープンキャンパスを初開催して好評を得ており、令和 6 年度も継続している（備付-269）。また、令和 6 年度後期には、グローバルセンターと兼任研究員が協働し、学生のボランティア活動を発展・深化をめざした教育プログラム「地域連携体験プログラム～ボランティア活動を学びへ～」を計画した（備付-270）。このプログラムでは、学生が地域の課題やニーズに対して自身の専門知識がどのように活かせるかを考える視点や、地域志向性を育む要素を取り入れることを重視している。令和 7 年度の始動に向けて、地域の方々に協力を仰ぎながら教職員一丸となって準備を進めている。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

014 令和 6 年度学修成果報告書

提出資料-規程集

140 鳥取短期大学自己点検・評価規程

備付資料

002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第 6 次中期計画

013 令和 6 年度卒業生アンケート集計結果報告

014 令和 6 年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告

015 「有識者会議」議事録（令和 2 年度）

019 学修成果部会議事録（令和 4 年度～令和 6 年度）

022 令和 4・5・6 年度高等学校校長会（中部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和 4・5・6 年度高等学校校長会（東部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和 4・5・6 年度高等学校校長会（西部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録

023 自己点検・評価運営委員会議事録（令和 4 年度～令和 6 年度）

024 ホームページ「相互評価」

https://www.jaca.or.jp/service/other/evaluation/conduct_school/

- 025 平成 27 年度鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書
- 026 令和 6 年度入学時アンケート
- 027 令和 6 年度卒業前アンケート
- 028 ホームページ「アンケート」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=6223>
- 030 授業評価アンケート結果（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 031 地域コミュニケーション学科科会議事録（令和 6 年度）
- 032 情報・経営専攻科会議事録（令和 6 年度）
- 033 住居・デザイン専攻科会議事録（令和 6 年度）
- 034 食物栄養専攻科会議事録（令和 6 年度）
- 035 幼児教育保育学科科会議事録（令和 6 年度）
- 036 教務委員会議事録（令和 6 年度）
- 037 学科長会議事録（令和 6 年度）
- 047 鳥取短期大学アセスメントポリシー
- 070 FD 活動実績（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 081 FD 委員会議事録（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 143 令和元年度認証評価機関別評価結果について
- 144 ホームページ「令和元（2019）年度 認証評価結果」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10387>
- 145 一般財団法人大学・短期大学基準協会ホームページ「令和元年度評価結果」
<https://www.jaca.or.jp/service/college/report/r1/>
- 149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）
- 152 ホームページ「ティーチング・ポートフォリオ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10878>
- 241 学校法人藤田学院マスタープラン（2025.4.1～2030.3.31）
- 249 鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書（令和 5 年 3 月）

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学では、平成 4 年 8 月に「自己点検・評価規程」（提出-規程集 140）を定め、教育理念・目標、教育活動、研究活動、教員組織、施設設備、図書館、管理運営・財政、社会との連携、FD、SD を自己点検・評価項目とし、自己点検・評価運営委員会において実施することとしている。この運営委員会は、学長、各学科長、委員長（教務、学生、学術、国際交流、FD、SD）、実施部会長、事務局長、各部長、図書館長、グローバルセンター長、ヘルスサポートセンター長によって構成され、年度の自己点検・評価活動により必要に応じて実施部会を設けることとしている。

以前は自己点検・評価運営委員会において各年度初めに評価項目を定めて活動を行う方法をとっていたが、平成 29 年度についての自己点検・評価からは本認証評価の観点に則り活動を進めることとした。前年度の課題を基に実施部会および委員会で検討した各年間活動計画を自己点検・評価運営委員会で協議し、年度途中の中間報告を基に年度後半の運営についてさらに協議し、年度末の年間報告によって評価を行って次年度の基本的な方針を取り決めている（備付-023）。また本学では、法人マスタープラン（備付-149、241）を基に、理事会、学科・専攻、事務部門、付属機関ごとに運営に関する中期計画を前年度の自己点検・評価結果も踏まえて策定し（備付-002）、半年ごとに PDCA サイクルに基づき点検し「法人教職員全体会」において報告している。従って、かなり細部にわたる内容まで日常的に点検を行い評価している。

平成 29 年度以降においては本認証評価の項目に従って自己点検・評価を行い、公開している。平成 30 年度については、令和元年度に短期大学基準協会（現大学・短期大学基準協会）による認証評価を受け、「適格」の認定を受けた（備付-143）。これについては本学ホームページおよび同協会ホームページにて公表されている（備付-144、145）。さらに本学では、認証評価受審の中間の時期に香川短期大学と過去 3 回相互評価を行い（平成 20 年度、27 年度、令和 4 年度）、いずれの報告書も大学・短期大学基準協会に提出し、同協会のホームページにて公表されている（備付-024、025、249）。また、前述の中期計画、および全学生の入学時と卒業前に実施する「入学時アンケート」（備付-026）および「卒業前アンケート」（備付-027）の結果を、すべて本学ホームページで公開している（備付-028）。この学生アンケートが、本学学生全体の学修面および学生生活の状況を把握する上で要となるデータである。また自己点検・評価運営委員会の学修成果部会では、毎年度全学および各学科・専攻ごとにアセスメントポリシーに則り学修成果を報告書にまとめ、学内で共有している（提出-014）。

本学の大学全体の最も細部に至るまでの実質的な自己点検となるのは、前述の中期計画である。中期計画の半年ごとの自己点検・評価については、各学科・専攻および事務局各部門、付属機関ごとに全員で見直しを行い、「法人教職員全体会」において報告している。なお、自己点検・評価運営委員会の部会および委員会活動を主とする自己点検・評価は、各学科・専攻および事務局からの構成メンバーが中心となって実施している。したがって常に学科会議および委員会等で協議を行っており、教職員全員が何らかの役割のもと自己点検・評価活動に関わっている。

本学では、20 年以上前より毎年 1 回鳥取県中部の高等学校（現在は県立 5 校、私立 2 校）校長および進路指導部長との意見交換会を実施し、本学教育や入試への意見を聴取してきている（令和 3 年度はコロナ禍により開催できず）（備付-022）。平成 29 年度からは鳥取県東部（県立 10 校、私立 3 校）および西部（県立 9 校、私立 3 校）の校長会とも同様の会議を開催しており、貴重な意見交換の場となっている（令和 2・3 年度はコロナ禍により開催できず）（備付-022）。さらに、平成 28 年から令和 2 年度までは有識者会議を開催し、企業、行政、教育等の分野の有識者から本学教育への提言をいただいていた（備付-015）。本学では、これらで聴取した意見や提言を学科長会および各委員会等で検討し、教育へ還元できるよう努めている。

自己点検・評価運営委員会の実施部会である学修成果部会報告および IR 部会報告等を基

に検討した自己点検・評価の結果および課題については、各学科・専攻教育および教養教育、キャリア教育等の改善につなげるため、各学科・専攻、委員会等で検討し、具体的には前述の中期計画に反映させ、半年ごとの点検を行って PDCA サイクルを継続的に用い、次年度の改革・改善策へとつなげている。

[区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I -D-2 の現状>

学修成果の査定については、全学共通部分では、入試区分別・学科別の GPA、各学科・専攻の学位取得率、各開講科目の単位取得率（提出-014）および授業評価アンケート（備付-030）、学修成果を含めた本学教育全体に対する在学生アンケート（備付-026、027）および卒業生、雇用主アンケート（備付-013、014）を毎年度行っている。また、学科・専攻ごとに専門分野の特性に適合するよう資格取得率、事前・事後テスト、学修成果の自己評価、ルーブリック、ポートフォリオ等の手法で査定を行っている（提出-014）。

査定に当たっては、平成 30 年度に「鳥取短期大学アセスメントポリシー」（備付-047）を定め、これに則って機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三層に分けて行っている。

査定の手法については、まず、各学科・専攻の会議において定期的な点検を実施し、学修成果部会による全学および各学科・専攻の査定方法の確認と方針の共有がなされた後に、改めて評価実施主体である学科・専攻による査定が実施される（備付-031～035）。これらの査定の結果および内容については自己点検・評価運営委員会において協議している（備付-023）。

全学および各学科・専攻の学修成果達成の目標を年度当初の自己点検・評価運営委員会に示し、この目標に従って教育を行っている（備付-023）。学修成果の査定結果および次年度の目標を毎年度末に学修成果報告書（提出-014）としてまとめている。また、中期計画（備付-002）において半期ごとに各学科・専攻の取り組み方針、取り組み成果、次期の目標を作成し、年 2 回行われる「法人教職員全体会」において報告している。これらの過程において、教育の向上・充実を図るべく、各学科・専攻（備付-031～035）、教務委員会（備付-036）、学科長会（備付-037）、学修成果部会（備付-019）等において協議し、授業改善やカリキュラム改訂を行っている。

平成 29 年度には PDCA サイクル確認シートを作成し、短期大学基準協会の内部質保証ルーブリックに基づいて自己点検を行った。平成 30 年度は雇用主アンケートを令和元年度教育課程の編成に利用し、PDCA サイクルを機能させている（備付-023）。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等は教務部において確認している。教務課の担当者および教務委員会の委員は毎年日本私立短期大学協会主催の教務担当者研修会に参加し、変化の動向の把握に努めている。これらの変更を把握した上で法令を遵守し、必要な場合は学内の規則等を変更している。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

学修成果のアセスメント手法（PDCA サイクル確認シートと内部質保証ルーブリック、雇用主アンケート）については、学生の多様化が進むなかの確かな把握ができてきているのか、さらに検討を要する。また従来は卒業時にディプロマサプリメントとして各自の GPA と学科・専攻ごとの GPA 分布をグラフ化した資料を渡してきたが、令和 4 年度は 1 年次末に行われる進路三者懇談会にて同様の資料を保護者にも提供して保護者の理解も得つつ学生指導に活用することとした。さらに令和 5 年度前期のオリエンテーションからは全学生に上記資料を個票として作成して配付・説明し、学修意欲の向上に努めることとした。令和 6 年度には学内 LMS（Active Academy）の機能を拡張することを検討し、令和 7 年度からは学生が自分の GPA や成績評価の推移、単位の取得状況等を随時確認できるようになる予定である。

令和元年度より、教員の教育力向上をめざして、各学科・専攻が学科内共同研究を開始した。教育の改善につなげることを目的として学長裁量経費を活用し進めている。一部の学科では短大生のためのスタディスキルや論文の書き方に関するテキストを作成し、書店で販売するまでに成果を上げている学科もあるが、コロナ禍による影響もあって計画通りに深めることができず予定を変更したり、教員の異動により新たな研究に取り組んだりする学科があるなどしており、今後の研究の推進が課題である。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

本学の自己点検・評価の特徴は、自己点検・評価運営委員会を中心に実施する自己点検・評価活動と連動させた全員参画で策定、点検・評価する中期計画の運用にある。これらにより、教職員全員がさまざまな自己点検・評価の取り組みに関わることになり、大学全体、また各学科・専攻、委員会、各付属機関、事務局部署等の現状を把握し、課題意識をもって改善、改革に取り組み、その結果を評価し、次の計画につなげる仕組みができています。

カリキュラム・ポリシーや授業評価アンケート、教育環境について、各学科・専攻の学生代表者や社会人学生と教員とが意見交換する機会を設けて、自己点検・評価活動に学生の視点を導入してきた。令和 2 年度においては「学生生活や授業などにおけるコロナ感染症の影響」、令和 3 年度は「遠隔授業を振り返って」、令和 4 年度は「授業づくり」、令和 5 年度は「専門教育科目に関する課題」、令和 6 年度は「学生と協働した教育方法」等をテーマに学科・専攻ごとに学生の意見を聴取し、それぞれの授業運営に反映させている（備付-070、081）。

さらに、平成 30 年度に導入したティーチング・ポートフォリオを、令和 2 年度からは本学のホームページに公開している。新任教員は赴任年度に作成するほか、令和 4 年度には全教員が改訂を行い、教育の質保証に務めた（備付-152）。令和 7 年度にも全教員が点検を行う予定である。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1) 協定等に基づく各機関との連携の成果拡大に向けた取組みについて

協定は結ぶものの実質的な活動や成果に結びつきにくい状況があった中、平成 29 年度に採択を受け本学が幹事校となって進めてきた私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム 5+α」では、鳥取県内の高等教育機関、自治体および経済・医療福祉団体等と包括連携協定を締結し、各機関がさまざまな形で共同して、課題分野に関する共同研究の他、防災士養成、FD・SD 研修会、県立美術館サポート・活用事業など 12 の課題に精力的に取り組む成果を上げた。本事業は令和 5 年度からは第 2 期として地域の新たな 6 の課題に向け取組みを進めている。

また、鳥取県とは協定により保育人材確保を目的とする県独自の本学学生向け修学資金貸付制度が設けられてきた。令和 5 年 12 月新たに鳥取県と学校法人藤田学院との間で「保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定」が締結された（備付-238）。これにより制度の大幅な見直しが行われることになり、従来の貸付制度は廃止され、令和 7 年度からの新たな「保育士修学資金支援制度」（備付-250）の導入が決まった。本学は減少傾向にある保育・幼児教育分野への志望者拡大に向け、鳥取県と一体となって取り組むこととなった。

(2) 三つの方針についての継続的な検討について

三つの方針については、自己点検・評価運営委員会の学修成果部会を中心に議論してきており、とくに専攻科のディプロマ・ポリシーの改定に取り組んだ。また令和 4 年度に行った香川短期大学との相互評価において、香川短期大学より学修成果とカリキュラムマップを連関させ数値化する方法が紹介された。これを参考に本学では学科・専攻におけるディプロマ・ポリシーのバランスを数値として把握することを試みた。今後も検討を進め教育課程の見直し等につなげていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 教育理念に基づく「地域貢献マイスターの育成事業」の展開

本学ではこれまで教育理念のもと各学科・専攻において、あるいは全学で、地域と連携したさまざまな事業に取り組んできている。こうした活動を基にした 5 か年計画「地域貢献マイスターの育成事業」が、令和 6 年度私立大学等経常費補助金事業「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」に採択された（備付-242）。本学ではこれを機に、それぞれの取組み内容を拡大深化させて学修をより充実したものにし、卒業後も地域に関心をもち、各自の専門性を活かして地域課題に取り組もうとする人材を育成することとした。建学の精神である「地域に貢献する人材の育成」をいっそう推進すべく、令和 10 年度の「地域貢献マイスター」の称号授与にむけ、令和 7 年度から 18 の取組みを中心に展開していく。

(2) 学生の主体的な学修への取組み

学生の主体的な学修を進めるため、これまでに学修成果項目を学生便覧に掲載して把握しやすくし、個々の学生の GPA と学科・専攻内の GPA の分布とをあわせて個票として作成・

配布するなどして学修意欲の向上に資するよう努めてきた。今後より主体的な学修を促すためには、学生自身にとってのさらなる学修成果の見える化を工夫することが必要と考え、自己点検・評価運営委員会の専門部会である IR 部会と学修成果部会の連携がこれまで以上に図られるよう体制を変えることにした。令和 7 年度からは両部会の責任者を同一にし、両部会の連携機能を強化することによって上記の創出に努め、主体的な学修へつなげていきたいと考えている。

(3) 教育の質的転換と地域社会の活性化に向けた取組み

鳥取県内の多くの機関が包括連携協定を結び進めている「とっとりプラットフォーム 5+ α 」事業は、令和 4 年度で第 1 期を終え、令和 5 年度から第 2 期に移行している（備付-248）。第 2 期では、県立美術館のサポート・活用や地域リスクマネジメント体制強化など、新たな課題に向けて取り組んでいる。第 1 期ではコロナ禍もあって学生が積極的に関わることのできる活動を十分に進めることができなかつたため、第 2 期においては目標を念頭に事業を通じた学生同士の交流や活動が深められるよう、他の高等教育機関や関係機関との連携を図っていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和6年度）
- 010 令和6年度シラバス
- 011 カリキュラムマップ（令和6年度入学生用）
- 012 カリキュラムツリー（令和6年度入学生用）
- 014 令和6年度学修成果報告書
- 016 カリキュラム・ポリシー一覧
- 034 学生便覧～履修編～（令和6年度入学者用）
- 041 教授会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 043 教務オリエンテーション資料（令和6年度前期・後期）

提出資料-規程集

- 004 鳥取短期大学カリキュラム検討会に関する規程
- 005 鳥取短期大学科目の履修及び定期試験の受験に関する細則
- 031 鳥取短期大学ティーチング・アワード表彰に関する規程
- 139 鳥取短期大学学則
- 141 鳥取短期大学単位の授与及び試験に関する規程

備付資料

- 013 令和6年度卒業生アンケート集計結果報告
- 014 令和6年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告
- 015 「有識者会議」議事録（令和2年度）
- 016 PDCA サイクル確認シート（令和4年度～令和6年度）
- 030 授業評価アンケート結果（令和4年度～令和6年度）
- 031 地域コミュニケーション学科科会議事録（令和6年度）
- 032 情報・経営専攻科会議事録（令和6年度）
- 033 住居・デザイン専攻科会議事録（令和6年度）
- 034 食物栄養専攻科会議事録（令和6年度）
- 035 幼児教育保育学科科会議事録（令和6年度）
- 036 教務委員会議事録（令和6年度）
- 038 本学の教育に関する点検評価活動（令和4年度～令和6年度）
- 043 教育課程表（令和6年度）

- 044 研究・教育活動計画書（令和6年度）
- 045 カリキュラム検討会議事録（令和6年度）
- 046 COC+事業報告書（令和元年度）
- 047 鳥取短期大学アセスメントポリシー
- 055 ティーチング・ポートフォリオ（令和6年度）
- 081 FD委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 152 ホームページ「ティーチング・ポートフォリオ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10878>
- 252 令和6年度 地域コミュニケーション学科 非常勤講師・兼任教員連絡会
- 253 令和6年度 情報・経営専攻 非常勤講師・兼任教員連絡会
- 254 令和6年度 住居・デザイン専攻 非常勤講師・兼任教員連絡会
- 255 令和6年度 食物栄養専攻 非常勤講師・兼任教員連絡会
- 256 令和6年度 幼児教育保育学科 非常勤講師・兼任教員連絡会
- 257 令和6年度 教養・外国語 非常勤講師・兼任教員連絡会議事録
- 258 令和6年度 司書科目 非常勤講師・兼任教員連絡会議事録

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、短期大学設置基準の第13条に従って、科目を履修した学生に対して試験その他本学が定める適切な方法で学修成果を評価し、単位を授与している（提出-規程集 139、141）。

本学では、単位授与、卒業認定、学位授与に関する要件を学則等で定め、その内容を学生便覧に記載して毎学期初頭に行われるオリエンテーションにて学生に周知している（提出-001、034、04）（提出-規程集 139、141）。

単位の実質化を図るために、平成29年度にCAP制を導入し（提出-034）、学則において各学期に履修できる単位数の上限を定めている（提出-規程集 139、005）。この規則に沿って学生が履修登録するよう教務委員会を中心として運用している。

単位授与、卒業認定、学位授与を実際に運用・管理しているのは教務委員会および教務課であるが、その結果については自己点検・評価運営委員会の学修成果部会が点検している。毎年度末に作成している学修成果報告書において、各学科・専攻の学位取得率と単位取得率を点検している。単位取得率の点検においては、学科によって取得率が低くなることが明らかとなり、何らかの学修指導の必要性が示唆された。また、学位取得率においては、これも一部の学科において低い取得率となっていることが明らかとなり、長期履修制度の導入を検討する要因の一つとなった（提出-014）。

本学には進級制度は存在しない。ただし、1年次生が長期欠席や休学、学業不振等の理由によって当該年度の修得単位数が著しく少ない場合、教育的配慮により上級年次に進級さ

せず、再度1年次の学修をやり直す原級留置の措置を取る場合がある。また、生活学科食物栄養専攻と幼児教育保育学科では、資格の質保証のため、成績に一定の基準を設け、それに達しない学生は学外実習に行かせないなどの措置を取ることがある。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、短期大学設置基準第5条の規定に従い、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成している。

全学共通の教養科目では、教養・外国語・体育と区分し、視野を広げるとともに地域への理解を深めるような科目も配置している。

各学科・専攻の専門教育科目においても、以下のように体系的に教育課程を編成している。

地域コミュニケーション学科

交流・文化・言語の科目群を中心に編成している。1年次前期に初年次教育を行う科目を配置している。また、地域について学ぶ科目を充実させている。

生活学科 情報・経営専攻

情報処理系とビジネス実務系の科目群を中心に編成している。1年次を中心として基礎共通系の科目群を開講し、情報処理系、ビジネス実務系ともに基礎から応用へと学べるような教育課程とし、体系化を図っている。また課題解決型学修にも力を入れ、基礎力から応用能力を身につけることができる演習科目を開講し、学びの柱としている。

生活学科 住居・デザイン専攻

住居系とデザイン系の両分野で専門的知識と技能を習得できるよう取得資格、検定資格関連科目を編成している。また、住居系、デザイン系の業界は新素材やIT技術の導入など変化が激しくこれらに対応できるよう現場に出かけ、実際に見て触れて学ぶ研修を行う科目も配置している。

生活学科 食物栄養専攻

栄養士養成を主軸として編成しており、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」の専門基礎分野で食品成分や人体の構造等について理解し、「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の専門分野で現場に即した内容について学べるよう体系づけている。

幼児教育保育学科

幼稚園教諭二種免許状の課程認定と指定保育士養成施設の指定を受けており、幼稚園教諭免許状および保育士資格に必要な科目をすべて設置し、ディプロマ・ポリシーに規定する保育者として必要な知識・技能を養うための教育課程となっている。1年次前期には初年次教育の科目である「保育・教育入門」を置き、それに対応して2年次後期には出口管理の意味合いを持つ「保育・教職実践演習（幼稚園）」と「保育者論」を設置している。また、実習関係科目を各学期に配置して学外実習を実施し、実習経験を学修素材として授業内容に

反映させている。「保育活動で活かせる表現力」、「保育者にふさわしい意欲・態度」を育成できるよう、授業科目を編成、体系化し、学修内容の積み上げと発展的深化を図っている。

授業科目編成はカリキュラム・ポリシーに基づいて行っており、学科・専攻課程の学修成果と関連付けて各科目の位置付けを定めている。それらの関係をカリキュラムマップに示している（提出-011）。

本学には専門職学科が存在しない。

各授業科目の成績評価の基準はシラバスに明記している（提出-010）。成績評価は秀（90点以上）、優（80点以上89点以下）、良（70点以上79点以下）、可（60点以上69点以下）の4段階に設定し、この基準に到達しない場合は不可の評価となる。成績評価の基準は学則に定め（提出-規程集139）、学生便覧に掲載している（提出-034）。

シラバスには各授業科目の年次配当、開講時期、担当者、単位数、授業形態および時間数、資格選択区分といった基本情報を明示している（提出-010）。また、ナンバリング、授業概要、到達目標、授業計画（授業各回の内容）、事前事後学修（およびそれに要する時間数、毎回の授業ごと）、教材（教科書・参考書等を含む）、評価方法（成績評価の方法・基準）をすべての科目で示している。到達目標はディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの関連を踏まえた当該科目の学修成果を記載している。各科目で必要な項目を明示しているかどうかを確認するため、担当教員以外の教職員がチェックをしている（備付-036）。

毎年5月に各教員が提出する「研究・教育活動計画書」では、授業評価アンケートの結果を踏まえて、担当している科目の授業改善の計画を作成している。11月に提出される「研究・教育活動報告書」では計画書に示された改善点の報告と課題の検証を記入している（備付-044）。また、平成30年度にティーチング・ポートフォリオ（備付-055）の提出を義務づけ、令和2年度には学内外に公開した。さらに、令和4年度には全教員が内容を更新した（備付-152）。新任教員は赴任年度に作成して同様に公開している。

専任教員間では、各学科・専攻の学科会議や授業担当者間での打ち合わせ会等で意思の疎通を図っている。兼任教員とも、必要に応じて打ち合わせを実施し、授業担当者間で協力や調整を行っている。非常勤講師とは授業のある際に現状や意見を聞くほか、非常勤講師・兼任教員連絡会を開催している（備付-252～258）。

通信による教育を行う学科・専攻課程について、本学では該当する学科・専攻課程はない。

学科・専攻課程の教育課程はまず学科会議において検討し、見直し案は教務委員会での協議を経て、教授会において審議している（提出-041）。年度によって変更の度合いは異なるが、学則変更を伴う教育課程の変更を毎年行っている。

学科・専攻課程の授業科目の編成や教育課程の見直しについては以下の通りである（提出-041）（備付-043、036、031～035）。

地域コミュニケーション学科

教育課程はディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、交流・文化・言語の科目群を中心に編成している。国際文化交流学科（旧学科名称）において平成30年度から開始したカリキュラムでは、教職課程を廃止し、英語に関する科目を4技能（話

す、聞く、書く、読む)の伸長に焦点を当てて再編した。1年次前期に初年次教育を行う科目を新設し、キャリアデザインやプレゼンテーションの科目と併せて専門基礎の柱を立てた。また、学校司書のカリキュラムを導入し、司書課程の学びと併せてコミュニケーション力の向上を図ることとした。令和元年度には地域系科目の見直しを行い、令和2年度から2科目の名称を変更することで科目間のつながりを明確化した。令和3年度には鳥取県寄付講座「地域と観光Ⅰ」「地域と観光Ⅱ」を開講した。令和4年度には再度英語系科目の見直しを行い、令和5年度入学生からのカリキュラムに反映させた。さらに、効果的に学修成果が獲得できるよう、科目間の連携を強化している。

生活学科 情報・経営専攻

教育課程はディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、情報処理系とビジネス実務系の科目群を中心に編成している。また、「基礎演習A」、「基礎演習B」および「特別研究」を必修科目として設置し、主体性を育む教育課程としている。これらを総合して、実務能力を活かして地域社会で活躍できる人材育成をめざしている。

1年次を中心として基礎共通系の科目群を開講し、情報処理系、ビジネス実務系ともに基礎から応用へと学べるような教育課程とし、体系化を図っている。また課題解決型学修にも力を入れ、基礎力から応用能力を身につけることができる演習科目を開講し、学びの柱としている。令和4年度から鳥取県から3か年の委託を受けて鳥取県IT利活用人材育成プログラムを開始した。また、特にビジネス実務系については、学んだことを実地において確認するための「ビジネス実務実習」も組み入れている。

情報処理、ビジネス実務の両分野の動向に目を配り、学科会議の協議を経て、最新の検定試験等にも対応した教育課程の編成に努めている。

生活学科 住居・デザイン専攻

専門教育課程はディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、住居系とデザイン系の両分野で専門的知識と技能を習得できるよう取得資格、検定資格関連科目を編成している。また、住居系、デザイン系の業界は新素材やIT技術の導入など変化が激しくこれらに対応できるよう現場に出かけ、実際に見て触れて学ぶ研修を行うよう心掛けている。

専門教育課程の1年、2年次においては住居系、デザイン系の両分野で共通する基礎分野である「デザイン概論」、「色彩学」、「住居学」、「デザイン史」等を必修科目として開講している。専門教育課程の検討は毎年行っており、体系的な科目配置となるよう教育課程の編成に努めている。

生活学科 食物栄養専攻

教育課程は栄養士養成を主軸として編成しており、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」の専門基礎分野で食品成分や人体の構造等について理解し、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の専門分野で現場に即した内容について学べるよう体系づけている。また、栄養士に関連した専門科目に対しては、引き続き法改正や社会の変化に伴い教育課程を定期的に見直すよう努めている。

幼児教育保育学科

本学科は幼稚園教諭二種免許状の課程認定と指定保育士養成施設の指定を受けており、幼稚園教諭免許状および保育士資格に必要な科目をすべて設置し、ディプロマ・ポリシーに規定する保育者として必要な知識・技能を養うための教育課程となっている。現行の教育課程は、平成 31（令和元）年度入学生から対応する形で教職課程再課程認定および指定保育士養成施設の指定を受けたものであるが、それ以降も選択科目を中心に、学科会議において教育課程の見直しに向けた協議を行っている。来る制度改正を見据えて、教職課程・学外実習委員会とも連携して、情報収集と共有に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学は、教養教育を全学共通開講の教養科目として実施している。全学のカリキュラム・ポリシー（提出-016）に基づき、教養科目として教養（人文、社会、自然の各分野をバランスよく）・語学・体育の科目群を設定している（提出-001、010）（備付-043）。その上で、各学科・専攻のカリキュラムツリーにおいて、教養教育として実施する教養科目と専門教育として実施する専門教育科目を結びつけ、各学科・専攻単位で設けているカリキュラム・ポリシーとの関連で、その位置付けを整理している（提出-012）。

教養科目の内容に関しては、教養科目検討会を開催して検討を行ってきた。平成 29 年度からはカリキュラム全体を点検するために設置したカリキュラム検討会で中長期的な教養科目の在り方を検討している（提出-規程集 004）。令和 3 年度以降は、学科のキャリア教育とインターンシップ科目との関連性を整理した。令和 4 年度にキャリア支援委員会を中心に「とりたんエキスパート」というブックレットを作成し、令和 5 年度の 1 年生向けキャリアガイダンスにて活用した。英語科目について習熟度別でクラス分けを実施した。手話の授業について学生の受講希望に応えるため 2 クラス開講とした。令和 5 年度にはカリキュラム検討会において「教養科目（外国語）の教育目的・目標」を策定し、これに基づく実施要領を作成して科目担当者と共有し、ベクトル合わせを行った。また、令和 6 年度から履修者の多い英語科目の科目担当者に専任教員を加え、クラス数を増やす体制とした（備付-045）。令和 6 年度私立大学等経常費補助金事業「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」に応募した「『地域貢献マイスター』の育成」事業が採択されたことに伴い、事業の基礎的学修内容として位置付けるべく、教養科目「現代鳥取学」「現代鳥取研究」の内容・方法の見直しに着手した。

教養科目の効果測定・評価は、毎学期に実施している授業評価アンケート（全科目対象）を、専門教育科目とともにを行い、結果を集計して共有している（備付-030）。集計分析においては、教養科目全体としての学修成果の達成を検証している。これらの結果に基づき、科目担当者は「研究・教育活動計画書」において、科目の現状認識と改善の工夫点を記入・提出している（備付-044）。また、有識者会議における本学の教育への意見も参考にし、前述のカリキュラム検討会等での議論を経て授業改善に反映させていくことが可能となっている。

る（備付-015、045）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

全学的には、教養科目の「キャリアデザイン入門」で職業教育を包含するキャリア教育科目を設定し、それを土台または併行する形で各学科・専攻の専門教育科目でキャリア教育科目を設けている（提出-010）（備付-043）。また、本学の建学の精神で想定する「地域（社会）」を前提に、それぞれの学科・専攻の専門性を生かした職業への意識を高めるため、「現代鳥取学」「現代鳥取研究」の科目を設け、専門教育科目への橋渡しとなる教養教育を実施している（提出-010）（備付-043、046）。

地域コミュニケーション学科は、広く一般職に対応するコミュニケーション教育に加え、専門職教育として学校司書と観光人材の育成に取り組む。生活学科情報・経営専攻も、一般職に向けたビジネス実務教育に加え、情報処理や経済・経営分野に特化する教育を行っている。生活学科住居・デザイン専攻では、建築・デザイン分野の実践的な専門教育に取り組んでいる（提出-010）（備付-043）。

生活学科食物栄養専攻は主に栄養士を、幼児教育保育学科は保育士・幼稚園教諭を養成する専門課程としてそれぞれ都道府県知事の指定、文部科学省の認定を受けており、それぞれの学科・専攻で行われる教育全体がすなわち職業教育ということになる。専門職を養成する課程においては、キャリア形成をめざし、生活学科食物栄養専攻では「キャリア形成基礎A」、幼児教育保育学科では「保育・教育入門」を職業への導入科目および初年次科目に位置付け、2年間にわたる体系的な職業教育を実施している（提出-010）（備付-043）。

また、アセスメントポリシーを定め、職業教育の効果を測定するためにPDCAサイクル確認シートを利用している（備付-016、047）。加えて、キャリア支援部が卒業生・雇用主を対象に実施しているアンケートがある（備付-013、014）。さらに有識者会議の意見交換における内容も質の評価としてくみ取り、各学科・専攻やカリキュラム検討会等での議論を経て、改善に資するようになっている（備付-015、045）。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

キャリア教育を見直し、学科の専門科目による教育との関連性をより明確にするため、カリキュラム検討会で検討した結果、令和3年度より、特別科目の「インターンシップA・B」の担当者を、専門家である非常勤講師に変更した。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

平成30年度からティーチング・ポートフォリオ（備付-055）を作成し、個々の教員が自分の授業改善に活かしている。令和2年度には学内外に公表した（備付-152）。令和4年度

には全教員が内容を更新してホームページに公開した。

平成 30 年度のアセスメントポリシー（備付-047）の制定を通して、より明確に教育の改善に努めている。

アクティブラーニングの充実を図っており、シラバス（提出-010）に各科目での取り組みを明記し、学生が理解しやすいようにしている。

令和 2 年度よりシラバスの様式を変更し、事前事後学修についてより詳細に示す形にした。

学生と協働した FD 活動として、授業評価アンケートや教育環境などについて、平成 30 年度以降、学生代表者との意見交換を行っている。令和 5 年度からは各学科・専攻において学生との意見交換を行っている（備付-038、081）。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和6年度）
- 010 令和6年度シラバス
- 011 カリキュラムマップ（令和6年度入学生用）
- 012 カリキュラムツリー（令和6年度入学生用）
- 014 令和6年度学修成果報告書

提出資料-規程集

- 016 鳥取短期大学指定寄付奨学金規程
- 075 とりたん学業優秀者奨励制度施行細則
- 076 とりたん学業優秀者奨励制度に関する内規
- 142 鳥取短期大学成績評価基準

備付資料

- 013 令和6年度卒業生アンケート集計結果報告
- 014 令和6年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告
- 017 非常勤講師連絡会資料（令和6年度）
- 019 学修成果部会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 022 令和4・5・6年度高等学校校長会（中部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和4・5・6年度高等学校校長会（東部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和4・5・6年度高等学校校長会（西部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録
- 023 自己点検・評価運営委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 024 ホームページ「相互評価」
https://www.jaca.or.jp/service/other/evaluation/conduct_school/
- 030 授業評価アンケート結果（令和4年度～令和6年度）
- 043 教育課程表（令和6年度）
- 045 カリキュラム検討会議事録（令和6年度）
- 052 GPA分布（令和4年度～令和6年度）
- 054 ホームページ「学生による授業評価アンケート」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=6224>
- 074 ホームページ「教育情報の公開」<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5878>
- 081 FD委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 146 教職（栄養教諭）履修カルテ
- 249 鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書（令和5年3月）
- 259 英語力チェック
- 260 国語力チェック

- 261 TOEIC IP 結果
- 262 必要な資質能力についての自己評価
- 263 文化理解度テスト
- 264 PROG テスト結果一覧
- 265 プレゼンカチェック
- 266 創造的観光人材育成コンソーシアム会議-議事概要議事録
- 264 PROG テスト結果一覧
- 265 プレゼンカチェック
- 266 創造的観光人材育成コンソーシアム会議-議事概要議事録

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学修成果は各専門分野で修得されるべき能力を具体的に示している(提出-001)。各学科・専攻の学修成果は主として教育目的やカリキュラム・ポリシーに基づいて作成しているが、各学科・専攻とも、より具体的な内容を盛り込んで規定している。

地域コミュニケーション学科

学修成果は、交流、文化、言語を総合したコミュニケーション力を基盤とし、これを「文化理解」と「表現力」として具体的に規定したものである。

この学修成果は、中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」や、経済産業省が提唱している「人生 100 年時代の社会人基礎力」で示された、社会で求められる能力とも深く関係し、実質的な価値が認められる。

生活学科 情報・経営専攻

学修成果は「人生 100 年時代の社会人基礎力」を基礎に、経営と情報処理の基礎知識を備え、ビジネスコンピューティングの能力を身につけることを目標としている。

この学修成果は、本専攻の卒業生の進路となるビジネスの現場において必要不可欠とされる能力であり、実質的な価値が認められる。

生活学科 住居・デザイン専攻

学修成果は、「建築・インテリア分野」「デザイン・アート分野」それぞれに教育目的および目標に定めた学修すべき内容と関連付けてより具体的に定めている。住居系では取得資格を主に、デザイン系では検定資格を主に目標としている。

この学修成果は社会で求められる資格取得や表現力と直結している。

生活学科 食物栄養専攻

学修成果は、栄養士や栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士の資格と関連付けて具体的に規定している。

この学修成果は、健康の維持増進を図る能力、食の分野から地域社会に貢献できる能力を

身につけ、食と栄養の専門家として活躍するために必要である。実社会で求められる能力と深く関係し、実的な価値が認められる。

幼児教育保育学科

学修成果は、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得を前提とし、取得に必要な科目を基盤に、「表現力」「意欲・態度」として具体的に規定したものである。

保育・幼児教育に関わる広い視野、専門知識と子ども観を基盤とした保育実践力、応用力、さらには人との関わりを大切にする心等、保育者として社会や家庭で求められるスキルの獲得は、一般社会においても実的な価値がある。

各学科・専攻の学修成果は2年間の在学期間において達成可能となるよう、教育課程を編成している(備付-043)。いずれの学科・専攻においても学修目標の達成あるいは資格の取得ができるよう、科目間を関連付けて教育課程を体系的に編成している(提出-011)。この体系に基づいて年次ごとに学修成果をどの程度獲得できるようにするかを設定している(提出-012)。学修成果が達成可能であることは、資格の取得者数等の実績からも認めることができる(提出-014)(備付-074)。修学期間内の達成可能性については教務委員会において教育課程を協議する際にも吟味している。各学科・専攻の状況は以下の通りである。

地域コミュニケーション学科

学修成果を測定する尺度として学生が達成すべき項目(40項目)を学科独自に定め、これらの指標を反映した教育課程を作成している。教員がこれらの項目を理解して授業を行えるよう、学科会議および年1回開かれる非常勤講師・兼担教員連絡会を通じて教員のベクトル合わせに努めている。

生活学科 情報・経営専攻

基礎から応用へと学びの順序を考えた教育課程を踏まえ、教員による評価と取得単位数に応じた全国大学実務教育協会の認定資格の取得および日本商工会議所や独立行政法人情報処理推進機構(以下、IPA)などの検定資格の取得状況から学修成果の達成可能性を判断しており、より多く、レベルの高い資格取得ができるよう努力している。そのため、学生の資格取得状況を把握することに努め、学生の達成の度合いを確認している。

生活学科 住居・デザイン専攻

住居系、デザイン系各々の学生がめざす取得資格、検定資格が取得できるよう専門教育科目を編成している。特に建築士試験の受験資格については、法改正に伴う制度改正も踏まえ、1年次の単位取得一覧、成績一覧表から学生の目標としている資格毎に履修状況など情報共有し、資格取得に向けて指導、支援に努めている。

生活学科 食物栄養専攻

栄養士、栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士の資格取得のために厚生労働省、文部科学省および各協会のカリキュラムガイドラインを基に教育課程を編成している。学修成果の達成可能性について、1年次の成績評価を基に学科会議で協議し、2年次の資格取得に向けた指導や支援に努めている。

幼児教育保育学科

幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の両資格を取得できるように教育課程を編成している。保育者としての実践力、応用力を高めるために、実習関係科目を各学期に配置して学外実習を実施し、実習経験を学修素材として授業内容に反映させている。また、能動的な学修ができるように「特別研究」に代表される少人数制の演習科目、さらには、幅広い選択科目の設定等により、「表現力」「意欲・態度」の育成に努めている。

各学科・専攻の学修成果は達成の程度や質を測定できるよう、主として学生の自己評価と成績評価、資格の取得状況を用いてより多面的、客観的に行なっている。

本学全体の学修成果はそれぞれ次のように測定している。①「他の人の意見を理解し、自分の考えを伝える力を備えている」の項目については、主として卒業前アンケートに基づいて評価している。②「職業および实际生活に必要な専門的・実践的能力を備えている」の項目については、GPA 分布および各学科・専攻の単位取得率等によって測定している。③「社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度を身につけている」の項目については、入学時・卒業前アンケートでの結果によって評価を行っている。

各学科・専攻の状況は以下の通りである（提出-014）。

地域コミュニケーション学科

学修成果の、①「自文化を知り、異文化を理解しようとする意欲・態度を備えている」については、学生による学修成果の自己評価（入学時、1年次末、卒業前）と文化理解度テスト（入学時、1年次末、卒業前）を実施し測定している。②「自分の知識や考えを分かりやすく表現する力を身につけている」については、学生による学修成果の自己評価（入学時、1年次末、卒業前）により測定している。また、学生によるプレゼンテーション力の自己評価（各学期末）を実施し測定している。取得資格や検定資格の取得状況、ジェネリックスキルのアセスメント（PROG テスト）結果もデータとして利用している。いずれについても、学科会議で集計結果を検討し、成績評価や教員による評価も加味して総合的に学修成果を測定している。

生活学科 情報・経営専攻

本専攻の学修成果は次のように測定している。①「情報活用能力を身につけている」については、全国大学実務教育協会の認定資格の取得で測定している。②「ビジネス実務能力を身につけている」については、学生によるビジネス関連科目の学修成果の自己評価シート、全国大学実務教育協会の認定資格の取得で測定している。③「社会人としての基礎力を備えている」については、グループワークと PBL での評価シート、卒業生と雇用主アンケート結果によって評価を行っている。

生活学科 住居・デザイン専攻

本専攻の学修成果は次のように測定している。①「住居を設計する実務能力を身につけている」については、授業での製図やパース等課題作品を収めたポートフォリオ、学生へのアンケート調査、建築士受験資格、単位取得率の結果によって評価を行っている。②「デザイン作品を企画し、表現する力を備えている」については、スケッチやデザイン企画、デザイ

ン作品等を収めたポートフォリオ、学生へのアンケート調査、デザイン分野展覧会等受賞の結果によって評価を行っている。

生活学科 食物栄養専攻

生活学科食物栄養専攻の学修成果をそれぞれ次のように測定している。①「栄養・食生活と心身の健康との相互関係を理解している」については、GPA 分布、模擬試験の得点分布、栄養士実力認定試験の成績評価、栄養士資格・栄養教諭二種免許状・医療秘書実務士の資格取得者数、フードスペシャリスト資格認定試験合格率および履修カルテ（教職科目）の評価に基づいて総合的に測定している。②「個人および集団の健康増進・維持に関する栄養教育ができる」および③「食事計画や給食運営ができる」については、GPA 分布、模擬試験の得点分布、栄養士実力認定試験の成績評価、栄養士資格・栄養教諭二種免許状の取得者数により評価している。その他、基礎学力を IRT 診断テスト（プレースメントテスト）により測定している。

幼児教育保育学科

学修成果の、①「保育活動で活かせる表現力を身につけている」と②「保育者にふさわしい意欲・態度を備えている」は、毎学期実施する自己評価シートの分析、学外実習実施時の自己評価および実習日誌の記載内容、各授業科目における課題、IRT 日本語診断テストをはじめとした入学・卒業時に実施する各種調査から、本学科における 2 年間の学びの変化を測定している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

現状は、科目の「学習成果」ではなく「到達目標」としてシラバスに記載しており、その到達目標の達成度に応じて成績評価を行っている（提出-規程集 142）。科目の到達目標は全学（教養科目）あるいは学科・専攻（専門教育科目）のディプロマ・ポリシーに対応させている。ディプロマ・ポリシーはⅠ-B-1 (2)に記したように、学修成果に対応していることから、ディプロマ・ポリシーを中心に、到達目標（≒科目の学修成果）と学科・専攻課程の学修成果は対応していると言える。

地域コミュニケーション学科

各授業科目は学科の学修成果に対応している。基準Ⅱ-B-3 で示した通り、学修成果を学力の 3 要素に分類して学科のディプロマ・ポリシーとの関連性について整理するとともに、ディプロマ・ポリシーをさらに細分化した「学習到達度指標」を定め、各科目の位置づけをカリキュラムマップに示し、教育課程を編成している。このカリキュラムマップをもとに各授業科目における「到達目標」を定めている。学修成果は、学科で独自に作成した自己評価シート等をもとに獲得状況を把握、評価している。

生活学科 情報・経営専攻

情報・経営専攻の各授業科目の学修成果はシラバスの到達目標で学科・専攻の学修成果に対応している。本専攻のディプロマ・ポリシーと各科目の到達目標との関連付けはカリキュラムマップに示し、それを元に教育課程を定めている。このカリキュラムマップは各授業の到達目標と対応している。学修成果の獲得状況は把握と評価を行っている。

生活学科 住居・デザイン専攻

住居・デザイン専攻の各授業科目の学修成果はシラバスに記載する到達目標で学科・専攻の学修成果に対応している。本専攻の学修成果である「住居を設計する実務能力」および「デザインの企画力と表現力」の獲得は、学科のディプロマ・ポリシーに対応しており、このディプロマ・ポリシーとの関連性を考慮しながら各科目の到達目標を定めている。よって各科目の到達目標を達成することが、学修成果の獲得に対する評価につながるものといえる。

生活学科 食物栄養専攻

各授業科目の学修成果は、専攻の学修成果に対応している。専攻のディプロマ・ポリシーと各科目の到達目標の関連づけをカリキュラムマップに示して教育課程を編成し、このカリキュラムマップをもとに各授業科目における「到達目標」を定めている。学修成果は、専攻で独自に作成した模擬試験や栄養士実力認定試験の成績、各種資格取得状況などを活用し、獲得状況を把握、評価している。

幼児教育保育学科

各授業科目の学修成果は、学科の学修成果に対応している。学科のディプロマ・ポリシーと各科目の到達目標の関連づけをカリキュラムマップに示して教育課程を編成し、このカリキュラムマップをもとに各授業科目における「到達目標」を定めている。学修成果は、学科で独自に作成した「履修カルテ」における自己評価シートで獲得状況を把握、評価している。

教員は以下のように学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

具体的な内容は、シラバスに示した到達目標および本学の成績評価基準に基づき、各教員が担当科目において評価を実施している。学修成果の獲得状況が成績評価基準に照らして十分でない場合は、再試験を設定して所定の期間までの到達具合を判断して評価する科目もある（提出-010）。

現状は、自己点検・評価運営委員会の学修成果部会が、 Semesterごとにティーチング・アワード表彰を授与するため、その Semesterの全開講科目について授業評価アンケートの結果を確認しているが、その補助資料として成績評価の確認も行っている。極端に「秀」の割合が高い科目や、極端に「不可」や履修放棄の割合が高い科目については、一部の学科・専攻では、各学期の成績を学内 LMS (Active Academy) や学修成果の中間報告や最終報告を通して把握・点検が試みられており、その成果も参考にしつつ、大学としての取り組みを検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを

もっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

GPA 制度は平成 28 年度に学科長会を中心に協議を行い、教授会での審議を経て、平成 29 年度入学生から導入した。GPA 分布については、学修成果部会において毎年、全学および学科・専攻ごとの分布を算出し（備付-052）、自己点検・評価運営委員会に報告している（提出-014）（備付-023）。全学的にみると、令和 2 年度入学生においては、 $GPA \geq 2.5$ の学生の割合が 1 年次で 48.5%、2 年次で 47.8%であり、全体として向上しているとは言えない結果となった。令和 3 年度入学生においては、 $GPA \geq 2.5$ の学生の割合は 46.7%であり、令和 2 年度入学生が 1 年生の時より低くなっている。令和 4 年度入学生の 1 年次においては $GPA \geq 2.5$ の学生の割合は 43.7%、令和 5 年度入学生の 1 年次については 38.1%、令和 6 年度入学生の 1 年次については 46.6%である。GPA が低い学生に対しては、各学科・専攻で学修指導や履修指導に当たっている。GPA 分布の活用については今後も継続予定である。

学位取得率、単位取得率については学修成果部会において平成 28 年度より毎年、全学および学科・専攻ごとに算出している。また、学科の特性に応じて導入したテスト、専門分野と関連の深い資格試験の合格率、学生の自己評価、個々の達成度の集積（ポートフォリオ等）およびルーブリック評価等を組み合わせている（提出-014）。学科・専攻ごとに学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを以下のようにもっている。

地域コミュニケーション学科

量的データでは、まず、入学時に英語と国語の習熟度テスト（備付-259、260）を実施し英語はクラス分けの資料として活用している。英語については、1 年次末、2 年次前期末に英語系科目で TOEIC を実施し、習熟度を測定している（備付-261 資料：TOEIC IP 結果）。国語については 1 年次後期の選択科目「資格日本語演習」および 2 年次前期の必修科目「日本語表現演習」における筆記試験の結果を入学時の結果と比較することで習熟度を測定している。また、学生による学修成果の自己評価（入学時、1 年次末、卒業前）を実施して学生の成長を把握するとともに（備付-262）、これに教員側の成績評価を含めて総合的に評価している。さらに文化理解度テスト（入学時、1 年次末、卒業前）を実施し、文化に関連する科目の改善に役立っている（備付-263）。令和 4 年度からは学修成果を客観的に測定するため外部のアセスメント・テストを導入実施している（備付-264）。

質的データでは、主に交流に関連する科目において、学習ノートや振り返りシートを用いて学生の学修態度や状況を随時確認し、学修支援に役立っている。また、プレゼンテーション力について、学生による自己評価（備付-265）と教員による評価を比較検討し、学修成果の測定に役立っている。

検定試験である実用英語技能検定、日本語検定、コミュニケーション検定、TOEIC の結果は学科会議にて報告し、情報を共有している。取得資格であるビジネス実務士、プレゼンテーション実務士については、卒業判定の学科会議にて、各学生の資格取得状況を把握している。

令和 3 年度より実施している「創造的観光人材育成プログラム」の一環として、観光関係の有識者で組織する「コンソーシアム会議」（備付-266）を定期的に関き、卒業生の進路（就

職) 先との意見交換を行い、授業運営や教育改善に役立てている。

生活学科 情報・経営専攻

量的データでは、専門教育科目の学修成果を、シラバスの到達目標に基づき、小テスト、提出物、定期試験によって、成績評価基準に従い査定している。また、情報活用能力、ビジネス実務能力についての各種取得資格とコンピュータ会計や日本商工会議所主催の簿記検定、IT パスポート等の検定資格の合格者数の測定を行っており、その結果に基づいて学生の学修到達度を専攻教員間で共有し、学生への指導に活用している。

質的データでは、学生による「授業評価アンケート」と「ルーブリック評価」の結果を活用している。また「特別研究」や「プロジェクト演習」、「基礎演習 A・B」では外部の識者からのコメントが貴重なデータであり、積極的に利用している。

生活学科 住居・デザイン専攻

量的データでは、住居系、デザイン系分野それぞれの主要資格の資格取得率を測定している。また、専門分野別の教員の成績評価によって、専攻全体での授業の理解度や課題の達成度を測定しているほか、創造的な作品の企画や表現についての達成度はコンペ、展覧会への出品・入選数によって測定し、これを学外からの評価の指標としている。

質的データでは、学生を対象にしたアンケート調査結果をもとに、学修成果の自己評価を測定している。また、学生作品の質の評価によって、教員が学生の達成度を個別的に測定している。

生活学科 食物栄養専攻

量的データでは、資格取得状況の把握を行うことや全国栄養士養成施設協会が行う栄養士実力認定試験の結果、基礎学力把握のための IRT 診断テスト (プレースメントテスト) により測定を行っている。

質的データでは、教育内容 (専門分野) の到達目標調査票の自己評価シート (備付-146) に、学生自身が学期ごとに記入して専門分野の理解度を把握し、専門分野の修得状況を試験の成績と併せて自己の学修を振り返る材料としている。

幼児教育保育学科

量的データでは、学修成果を数値化することをめざしている。そのため、複数の科目において、より客観的な評価を可能とする自己評価シートを作成し、学修前後の測定を行い、学修成果の修得状況の把握に努めている。

質的データでは、授業レポート、実習自己評価および実習日誌等の記載内容の作成時期による変化に着目し、学びの質的变化として評価に活かしている。

「授業評価アンケート」はすべての科目担当者に学期ごとに依頼を行っており、その実施率は9割を超えている。学生の評価結果は科目ごとに集計されるとともに、学科・専攻別や科目区分別等に集計が行われており、それらの結果を全教員に配信している。また、その結果については教務委員会で検討している (備付-030)。

平成28年度までのアンケート部会および平成29年度以降のIR部会において、入学時および卒業時の学生による自己評価の集計を行っており、その結果について自己点検・評価運

営委員会において報告している。卒業生についてもキャリア支援委員会において調査を実施し、その結果を自己点検・評価運営委員会において協議している（備付-013）。また、学科・専攻ごとの就職率や他大学への編入学率およびインターンシップへの参加状況についてはキャリア支援部の教職員が把握し、月ごとに集計を行っており、学生の達成状況を大学協議会および教授会において報告している。なお、「入学時および卒業前アンケート」および、「卒業生および雇用主アンケート」は毎年、それぞれ実施している。在籍率、卒業率については学修成果部会で検討し、学修成果報告書に記載している（提出-014）。さらに、上記のさまざまなデータを活用して自己点検・評価運営委員会のほかカリキュラム検討会等で協議し、次年度のカリキュラム編成等に活かしている（備付-045）。

平成 27 年度から本学卒業生の採用実績がある事業所を対象に雇用主アンケートを実施している。令和 6 年度においては、令和 3 年度より採用実績のある企業 282 社を対象に依頼し、180 社より回答を得た。回収率は、65.0%である。主な質問内容は、本学のディプロマ・ポリシーに準拠した評価項目と新規採用時に重要視すること、そして本学学生および本学のイメージについての項目である（備付-014）。

企業が新規採用時に求めているのは、「他人の考えを理解しようとする力」「他人と協調して行動する力」であり、加えて組織の中でのコミュニケーション力を重要視した対人関係の構築に必要な能力である。さらに、企業は、職務上の能力として、これらの項目に加えて「社会のルール・マナーを守る」人材を求めていることが一貫して示されている。

また、本学では卒業生アンケートも同時に実施しており、「本学で習得すべき能力および態度」は「他人の考えを理解しようとする力」「他人と協調して行動する力」が結果として示され、雇用主アンケートの結果と一致している。したがって、本学の学修が企業の人材育成に即していることが示唆される。今後は、卒業生アンケートと関連させながら、本学のキャリア形成支援教育を推進しなければならない。

これらの調査結果は電子化して学内での情報共有を図っている。また、調査結果については、各学科・専攻および自己点検・評価運営委員会で協議し、カリキュラム編成および学生指導に有効に活用している。さらに、各学科・専攻においては、学修成果としての分析および点検を行っている。

上記のようなさまざまな方法で測定した結果を活用して、学修成果の獲得状況について点検を重ねるとともに、個々の学修成果項目自体の適切性についても学修成果部会で点検している（備付-019）。ただし、学修成果の個々の項目は、教育目的・目標や三つの方針と関連して定められており、年度ごとに頻繁に変更するような性質のものではないという考えから、点検はしているが具体的に大きな変更を加えたことはない。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

各学期末に全学生にその学期の成績表を手渡しているほか、令和 4 年度後期以降、個々の

学生の GPA と当該学生が所属する学科・専攻全体の GPA をグラフ化した資料を作成している。また、令和 7 年度からは、修学支援システムである学内 LMS (Active Academy) の機能を若干拡張し、各学生が自身の GPA や成績分布をオンラインで確認できるようにする予定である。

令和 4 年度、学生に対する学修成果の可視化を図るべく検討を始め、後期の進路面談時に個々の学生の GPA を学科・専攻の GPA 分布と合わせて示すことで、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることができるようにした。また、令和 5 年度からはオリエンテーション時に同様の資料を学生に示し、もって学修意欲の向上に資するようにしている。

近年の学修成果の公表は以下の通りである。第一に令和 4 年度に香川短期大学と認証評価と同等の基準で量および質的データに基づいて相互評価を行った。その結果を報告書冊子としてまとめ、大学・短期大学基準協会に報告し、その内容については同協会のホームページに掲載されている（備付-024、249）。

第二に学生の授業評価アンケートの結果は学内で共有するとともに非常勤講師・兼任教員連絡会および本学ホームページ（備付-054）で公表している。また、同連絡会においては各学科・専攻ごとに学修成果に関わる状況が報告、協議されている（備付-017）。

第三に学生の学修状況や進路の達成状況については毎年開催している県内高等学校の校長会との懇談会において報告している。平成 29 年度以降は鳥取県の東部、中部、西部の各地区で開催し、県内のほぼすべての高等学校の校長に対して学生の達成状況を公表した（備付-022）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

学修成果の公表のうち、一番のターゲットたる学生に対する学修成果の可視化ができていない点が課題となっている。これまで、令和 3 年度の学生便覧上への全学および各学科・専攻の学修成果項目の掲載を皮切りに、令和 4 年度後期の進路面談時には個々の学生の GPA を学科・専攻の GPA 分布と合わせて示す指導資料を作成・配布し、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることが可能にし、令和 6 年度中には学内 LMS 上で確認できる見通しが立った。今後は、量的にはもちろん、質的にも学生自身が学修成果を把握でき、より主体的な学習につなげる方法の工夫、開発が急務である。

そのためには IR 部会との連携による GPA と他データとの関連分析、またカリキュラムマップ等を活用した学修成果の可視化を進めるなどをもって、教育方法の改善に努めていく必要がある。

また、本学は「到達目標」と「科目の学修成果」とをほぼ等価と見なして記述しているが、この捉え方に関する一部指摘も存在する。これらの議論は、関連部門（教務委員会、学修成果部会等）において並行して行っていくべき事項である。

最後に、学生個々の学修成果を把握する上で、教員の成績評価のあり方も課題として指摘される。成績分布の状況把握、そして評価方法等の指針づくりなどの検討が必須である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

令和 6 年度は、運用中の学内 LMS (Active Academy) を活用し、個々の学生の GPA を学

科・専攻の GPA 分布と合わせて確認できるようにシステム改修に着手し、年度末にその運用の目途がたった。令和 7 年度前期オリエンテーション時には、学生個人に周知し、学生が学科・専攻内における相対的位置の把握を可能とし、これをもって学修意欲の向上をめざすことにしている。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

- 004 ホームページ「4つのポリシー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5652>
- 018 令和 6 年度入学者選抜・学生募集要項
- 019 令和 7 年度入学者選抜・学生募集要項
- 035 令和 8 年度入学者選抜・学生募集要項
- 036 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 令和 6 年度 長期高度人材育成コース 受講生募集要項（保育士養成科）
- 037 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 令和 7 年度 長期高度人材育成コース 受講生募集要項（保育士養成科）
- 038 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 令和 6 年度 長期高度人材育成コース 受講生募集要項（栄養士養成科）
- 039 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 令和 7 年度 長期高度人材育成コース 受講生募集要項（栄養士養成科）
- 041 教授会議事録（令和 4 年度～令和 6 年度）

提出資料-規程集

- 009 鳥取短期大学入学者選考委員会規程
- 010 鳥取短期大学入学者選考委員会規程細則
- 139 鳥取短期大学学則
- 143 鳥取短期大学入学者選考委員会規程
- 144 鳥取短期大学入学者選考委員会規程細則

備付資料

- 049 入学者選考委員会議事録（令和 6 年度）
- 050 高校訪問記録（令和 6 年度）

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

全学のアドミッション・ポリシーである、「本学で学ぶために必要な基礎学力のある人」は、調査書および学力試験で対応し、「自分の考えを主体的に表現することができる人」と「ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人」は「面接」を通して確認している（提出-018、019）。従って面接および調査書を重視した入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに対応している。

高大接続改革の一環として、令和3年度入試から次の5つの選抜を実施している（提出-018、019）。令和6年度から、総合型選抜として新たに探究学習型を実施している。

- ①学校推薦型選抜（指定校推薦および一般推薦）：
調査書、小論文（思考表現型）、面接
- ②一般選抜（A日程、B日程、C日程）：
学力試験または小論文（文章読解型）、調査書、面接
- ③学業特待選抜（1次～4次）：
学力試験、面接
- ④総合型選抜（探究学習型、自己推薦型、オープンキャンパス参加型、多文化型、社会人、帰国生徒）：
エントリーシート、面談
- ⑤外国人留学生選抜（10月入学、4月入学）：
書類審査、小論文、面接

このうち、④の総合型選抜では、志願者から提出された「総合型選抜エントリーシート」に基づき、当該学科・専攻がアドミッション・ポリシーに照らして面談（口頭試問を含む）を行う。また、総合型選抜内の探究学習型は、主として高大接続の観点から探究学習の内容と入学後の学修成果との接続性から志願者の学習意欲を確認する選抜であり、オープンキャンパス参加型は、主として高大接続の観点からオープンキャンパスの授業体験において学習した内容と入学後の学修成果との接続性から志願者の学習意欲を確認する選抜である。⑤の外国人留学生選抜では、入試広報課が出願資格（学歴、日本語能力、経済状況）および入国手続き書類一式の真偽を確認した上で、当該学科が「日本語による小論文」の審査を行う。いずれの入学試験においても、その選考方法は、入学者選考委員会において協議している（提出-規程集 009、010）。また合否は、入学者選考委員会で審議を行い、教授会の議を経て学長が決定している（提出-041）（備付-049）。

本学は専門職学科を設置していない。

入学者選抜については、鳥取短期大学学則第13条に基づき鳥取短期大学入学者選考委員会を設置し、鳥取短期大学入学者選考委員会規程および鳥取短期大学入学者選考委員会規程細則を定めている（提出-規程集 139、143、144）。これらの規程に基づき、公正な入学者選抜を実施している。

入学者選抜においては、学長が入学者選考委員会の委員長を務めている。合否は、入学者選考委員会で審議を行い、教授会の議を経て学長が決定しているため、学長を中心とした責

任体制は明確である。

大学全体の入学者選抜においては、入試広報課長がアドミッション・オフィサーとして関わっている。高校訪問における高校教員との意見交換の集約、すべての選抜における入学後の成績追跡調査データの分析等を基に意見を述べ、アドミッション・オフィスの機能を果たしている（備付-049、050）。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

本学では、全学のアドミッション・ポリシーおよび各学科・専攻のアドミッション・ポリシーを学生募集要項（提出-018、019）、ホームページ（提出-004）等に明示している。

令和7年度学生募集要項までは選抜区分ごとの募集人員割合（パーセント）を記載していたが、令和8年度学生募集要項（提出-035）からは、選抜区分ごとの募集人員を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費は学生募集要項に明示している。

受験の問い合わせ等に対しては、入試広報課が、電話および窓口での対応を常時行っている（ただし土日祝日は留守番電話対応）。課内職員の学外出張時に際しては、最低2名体制を維持し対応するよう努めている。またメールでの問い合わせに対しては、平日に受信したものは即日または翌日には返信している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

令和6年度から新たに実施した総合型選抜・探究学習型は、十分な志願者を確保できなかった。探究学習・課題研究の成果を活用した選抜方式として広報を徹底するとともに、探究学習・課題研究に関する高大連携を強化し、志願者増加をはかることが課題である。

また、学業特待選抜の入学者が減少する傾向がみられる。高等教育の修学支援制度が拡充されるなかで、学業特待選抜をより効果的に活用することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

入学者選考委員会では選抜区分ごとの入学者の GPA 平均値を確認し入学者選抜の妥当性を点検している（備付-049）。多様な学生を受け入れるために、日本語を母語としない者を対象とする総合型選抜・多文化型を実施している（地域コミュニケーション学科のみ）。また、鳥取県立産業人材育成センターと連携し、栄養士養成科および保育士養成科として社会人の職業訓練生を受け入れている（提出-036～039）。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和6年度）
- 005 鳥取短期大学カレッジガイド2025
- 006 鳥取短期大学カレッジガイド2026
- 010 令和6年度シラバス
- 014 令和6年度学修成果報告書
- 018 令和6年度入学者選抜・学生募集要項
- 019 令和7年度入学者選抜・学生募集要項
- 034 学生便覧～履修編～（令和6年度入学者用）
- 041 教授会議事録（令和4年度～令和6年度）

提出資料-規程集

- 016 鳥取短期大学指定寄付奨学金規程
- 017 鳥取看護大学・鳥取短期大学学友会規約
- 018 鳥取看護大学・鳥取短期大学寮運営委員会規程
- 019 鳥取看護大学・鳥取短期大学学寮規程
- 020 学校法人藤田学院構内駐車場利用規程
- 021 鳥取看護大学・鳥取短期大学自動車等通学規程
- 022 鳥取短期大学学生相談室規程
- 023 鳥取短期大学国際交流委員会規程
- 024 鳥取短期大学社会人奨学金規程
- 025 鳥取短期大学における障害学生等の支援に関する規程
- 026 鳥取短期大学特別支援教育委員会規程
- 027 鳥取短期大学社会人入学者の長期履修規程
- 028 鳥取看護大学・鳥取短期大学地域貢献賞の表彰に関する規程
- 029 鳥取短期大学とりたん同窓会奨励金施行細則
- 030 鳥取短期大学キャリア支援委員会規程
- 071 鳥取看護大学・鳥取短期大学ヘルスサポートセンター規程
- 072 鳥取看護大学・鳥取短期大学ヘルスサポートセンター規程細則
- 073 鳥取看護大学・鳥取短期大学ヘルスサポートセンター運営委員会規程
- 074 かんとりい☆とりたん地域活動奨励金規程
- 075 とりたん学業優秀者奨励制度施行細則
- 076 とりたん学業優秀者奨励制度に関する内規

備付資料

- 056 学科長・委員・担任等体制一覧（令和6年度）
- 057 令和6年度オリエンテーション日程

- 058 キャリアガイドブック 2024
- 059 キャリアガイドブック 2025
- 060 キャリアガイドブック 2026
- 063 令和 6 年度オフィスアワー一覧
- 064 ホームページ「シラバス・教育課程表・カリキュラムツリー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5902>
- 065 ちょこっとノート（令和 6 年度前期、令和 6 年度後期）
- 067 国際交流委員会議事録（令和 6 年度）
- 069 学生委員会議事録（令和 6 年度）
- 070 FD 活動実績（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 220 学生向けパンフレット「ヘルスサポートセンター」
- 221 ヘルスサポートセンター活動報告書（令和 6 年度）

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

学修成果の獲得に向けて組織的な学習支援に取り組んでいる。

入学前オリエンテーションやホームページにおいて入学手続者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。令和 5 年度は 1 月 7 日に実施し、対象者 151 名中 139 名が参加した（参加率 92%）（提出-041）。

前期オリエンテーションにおいて入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。学修については主として各学科・専攻の教務委員が説明を行い、学生生活については学生委員が説明している（備付-057）。令和 3 年度、オリエンテーションの内容が学生に過重な負担となっていることが問題視され、令和 4 年度は内容を精選して間に通常授業日を挟んだ 2 日間で実施することが試行された。その結果、やはり連続して実施したほうが良いとの意見が多数を占め、令和 5 年度以降は連続した 2 日間で実施した。

各学期のオリエンテーションにおいて学生の学習意欲が向上するように学修の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。学生の個別指導は各クラスの担任が主として行っている。1 年次後期以降、各学生の単位取得状況を踏まえて卒業や単位取得をめざした説明を行っている。

学修支援のために学生便覧（提出-001、034）を各年度発行し、令和 2 年度より、より有効に活用されるよう「学生生活編」と「履修編」の 2 冊に分割して発行している。学生便覧では、履修の手続き、資格要件、オフィスアワー（備付-063）、図書館利用等を説明している。また、各学科・専攻の履修の手引きのページを設けている。本学ホームページにおいても学生向けのページを作成しており、すべての科目のシラバスを閲覧できるようにしている（備付-064）。ちょこっとノート（備付-065）を全学生に学期ごとに配布して、スケジュール管理やタスク管理として利用を推進している。

担任制を実施しており、学生ごとの詳細な状況を学科の教員全員で把握している（備付-

056)。学生への指導・支援は令和2年度から導入された学内LMSのActive Academyを利用して記録を記入・閲覧できるようになった。また、担任や学科の教員だけでなく、必要に応じて学科を超えた形でも学生の履修指導や卒業までのトータルな指導を展開している。学期ごとのオリエンテーションでは教員は学生に対して履修および卒業に至る指導を行っている(備付-057)。進路面はキャリア支援部と連携して教員が個々の学生に指導を行っている。

基礎学力が不足する学生に対して各学科・専攻とも、平素より学科会議において学生の学修状況の情報交換を行い、全教員が対応できるようにしている。必要に応じて、授業担当者は空き時間を利用して課題提出等について個別指導を実施している。学生間のピア活動として、地域コミュニケーション学科ではリメディアル教育や交流系授業の際に学生ピアチューターを活用し、幼児教育保育学科ではピアノ学習経験が少ない学生に対して豊富な経験をもつ学生が支援を行うよう促している。本学では再試験制度をとっており、再試験手続き後、科目担当教員が必要と判断する場合には補習の実施や課題を課すこともある。

令和3年度から開設されたヘルスサポートセンターに常勤カウンセラーを配置し、従来からの担任制や学生相談員の体制と連携して学修上の悩み等の相談にあたり、適切に指導助言を行っている。本学の担任制は教員1名に対し学生30名程度と比較的少人数であり、学修上の細やかな支援・助言が行える体制である。日常的に各学生の学業への取り組み状況を把握し、欠席が目立つ学生や学習意欲が見られない学生には個別に相談にのっている。また、各学科・専攻の教員複数名、保健室の常勤職員(養護教諭)で構成されていた学生相談員(通称ちょこっと相談員)は令和5年度より、ヘルスサポートセンターに所属する体制となり令和6年度は地域コミュニケーション学科1名、生活学科3名、幼児教育保育学科2名の教員が「相談室ここはな」のカウンセラー、「学びスペースひだまり」の学生支援員とより有機的に連携し、学生支援を行っている。令和5年度には、障害学生支援コーディネーターが配置され、体制がさらに充実している。令和6年度のヘルスサポートセンター利用実績は、保健室が延べ573名(うち短大480名)、「ここはな」が延べ756名(うち短大580名)、「ひだまり」が延べ871名(うち短大699名)であった。(備付-221)。

通信による教育を行う学科・専攻課程は存在しない。

進度の速い学生には学生のニーズに応えるようそれぞれの授業内での対応を工夫している。演習系の科目では追加課題を設定する等によりさらなるレベルアップを図っている。地域コミュニケーション学科の英語の専門教育科目においては、習熟度によるクラス編成により授業を行っている場合がある。生活学科情報・経営専攻では、情報処理や簿記に関する科目にて、国家資格等の上位の資格取得を単位認定することを定めている。令和4年度までは、成績が特に優秀な学生に対して2年次の各学期に本学の同窓会(白鳥会)から「とりたん同窓会奨励金」(図書カード)が授与されていた(提出-規程集029)。令和5年度からは「とりたん学業優秀者奨励金」として新たな制度がスタートし、各学科・専攻から選出された年間合計30名の学業優秀学生に10万円を支給している(提出-規程集016、075、076)。

本法人の付属図書館は主に鳥取短期大学の学生が利用する本館と、主に鳥取看護大学の学生が利用する別館とがあるが、司書の資格を保有する職員を、本館に2名、別館に1名配置している。開館時間は、本館は9時から17時30分まで、別館は9時から通常は19時ま

で、試験時期前1週間については、閉館時間を20時まで延長し、学生の学修支援を強化している。図書館として資料の収集・提供を行うのみならず、図書館利用の案内をオリエンテーション時に行ったり、レポートの書き方が学習できる動画を作成して提供したり、美文字トレーニングセットを作成して提供したり、学生の学修向上に向けたさまざまな取り組みを行っている。資料の収集については、非常勤講師も含めた全教員から推薦図書を募ったり、学生が図書館の選書活動に参加できる「推し本総選挙」のイベントを実施したりもしている。

また、図書館に配置された司書職員は、その専門性を活かして本学の司書講習科目において非常勤講師としても務めており、本学の学生に対する深い理解をもって学生と共に学ぶ貴重な存在であり、司書資格の取得を希望する学生にとっては優れた環境となっていると言える。

留学生の受入れについてはすべての学科・専攻で可能である（提出-018、019）。平成30年度は2名の留学生が在籍していたが、令和3年度から令和6年度までの在籍者は0名である。

留学生が4月入学の場合は2年間、10月入学では2年半で卒業をめざすように指導を行っている。学生の海外への派遣については、長期・短期の年間2回の海外研修を国際交流委員会（備付-067）の主催で企画して実施している。平成30年度は短期研修（5日間香港）、長期研修（11日間ニュージーランド）、令和元年度は短期研修（5日間台湾）を実施した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で実施していないが、令和3年度はオンラインによる交流を企画・実施した。令和4年度は国内の留学施設を利用した“国内留学”の形で実施した。令和5年度から長期研修を再開し、台湾（5泊6日）で実施した。令和6年度の長期研修も台湾（7泊8日）で行い、その中で協定校「崇仁医護管理専科学校」との交流を3日間実施した。また、同年度には、韓国・江原道との友好交流30周年を記念した鳥取県の青少年交流事業に学生が参加した。5月には韓国・江原道の訪問団を鳥取県に迎え、10月には鳥取県訪問団の一員として韓国・原州市へ派遣され交流を行った。

全学および各学科・専攻の学修成果の獲得状況は年度ごとに量的・質的データに基づいて分析され、この結果に基づいて当該年度の学修支援方策の課題を点検し、次年度の方策を決定している。これらの点検結果は年度末に学修成果部会の報告書（提出-014）としてまとめている。また、次年度の学修成果の獲得に向けた方策については例年4月に自己点検・評価運営委員会に報告している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

組織的には学生支援全般を学生委員会が担当し、学生課と一体となって支援する体制をとっているが、直接的には担当が学科・専攻内、教務課、学生課、キャリア支援部、ヘルスサポートセンター等と連携をとりながら行う。

サークル活動や体育祭、大学祭等の学友会（提出-規程集 017）の活動に対しては、学友

会顧問を中心に学生委員会、学生課、教職員で企画・運営を支援し、学生が主体的に参画する活動ができるような支援体制をとっている。

学生が憩い、ミーティングにも活用できる交流センターや各種ホール、とりたんプラザ、学生食堂、コンビニ等のキャンパス・アメニティは学生生活の質の向上をめざし、学生からの意見も取り入れながら充実させてきた（提出-005、006）。

遠隔地からの学生に対しては、スクールバス発着場近くに女子の学生寮（シグナス寮）を、倉吉駅周辺および由良駅周辺に学生シェアハウスを設置している。学生寮は、寮運営委員会（提出-規程集 018）の助言・指導の下、両大学教職員から選出された寮長とドミトリ・アテナダントによって管理運営している（提出-規程集 019）。また希望する学生には学生課が、アパート、マンション等の斡旋のほか、かんとりい☆とりたん「ひとり暮らしスタート」応援制度や男子学生のための家賃支援制度も担当している（提出-001）。

通学の利便性のために、スクールバスによる JR 倉吉駅からの往復輸送を行っている。自家用車で通学する学生のためには 120 台を収容する学生駐車場および、20 台を収容する駐輪場を構内に完備している（提出-規程集 020、021）。

経済的な支援には、公的な奨学金制度に加え本学独自の各種奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金制度として、給付型の「とりたん特待生奨学金」、「とりたん社会人奨学金」、「とりたん奨学金」、「とりたん後援会奨学金」、入学金免除型の「とりたんファミリー支援」、「とりたん同窓会支援」を設け、学生の経済的支援を行っている（提出-018、019）。

学生の心身の健康面の支援については、ヘルスサポートセンター保健室、相談室ここはなが、必要に応じて担任や学生相談員、学生支援員などと連携して対応している。メンタルヘルスケアについては、令和 3 年度より専任カウンセラーを配置したことで、より充実した体制となった（提出-規程集 022、071～073）（備付-220）。相談室ここはなの令和 6 年度の学生カウンセリング件数は 756 件（うち短大 580 件）、実相談者数は 78 名（うち短大 58 名）であった（備付-221）。

本学はこれまでに個人面接やアンケート、リーダーズ研修会、オフィスアワー等を活用し、学生の意見や要望をくみ取り、改善を重ねてきた（備付-069）。

留学生に対しては「日本語 A」、「日本語 B」科目を開講し（提出-010）、各種の減免制度や奨学金制度を準備している（提出-018、019）。また国際交流委員会を組織し留学生の支援を行っている（提出-規程集 023）。

社会人学生に対しては、社会人奨学金制度や単位の読み替え、長期履修の実施、専門実践教育訓練給付制度等によって支援をしている（提出-規程集 024）（提出-018、019）。

障がい者の受け入れにあたっては、エレベーターやバリアフリートイレ、スロープの設置等により車椅子での受講や生活ができる施設を整備し（提出-001）、特別な教育的ニーズを持つ学生については、入学前から支援会議と特別支援教育委員会によって、必要な支援策を協議する体制を整えている（提出-規程集 025、026）。

社会人学生については、4 年を限度として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができるように体制を整えている（提出-規程集 027）。

学生の社会的活動については、グローバルセンターを中心に PR したり、説明したりすることで奨励し、より多くの学生が参加しやすくなるように支援している。また「鳥取看護大学・鳥取短期大学地域貢献賞」、「かんとりい☆とりたん地域活動奨励金」や「とりたん同

窓会奨励金」(令和4年度まで)を設け学生の活動を評価している(提出-規程集028、029、074)。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

平成27年4月に鳥取看護大学が設立され、キャリア支援部は、両大学の学生を就職支援する役割を担っている。現在は、スタッフとして鳥取看護大学担当である部長(鳥取看護大学教員)および鳥取短期大学担当の部長(鳥取短期大学教員)、課長1名、係長2名、主任2名で構成している。キャリア支援部は、キャリア支援委員会(提出-規程集030)と連携して活動している。また、キャリア支援部と各学科・専攻のキャリア支援委員、担任との間で、進路活動に関して連絡会を開催し、情報共有している。キャリア支援委員会は、「キャリア支援委員会規程」に基づき各学科・専攻から1名以上の教員とキャリア支援課職員で構成し、月に1度、委員会を開催しているほか、鳥取看護大学との共同会議も開催している。全学共通の業務はキャリア支援部が行い、学科・専攻の教育と連動する指導は各学科・専攻が、それぞれ主として指導している。各学科・専攻とも、キャリア支援委員と担任が連携しながら、学年単位で全学生を対象に行うキャリアガイダンスと学科別キャリアガイダンスや、学生・保護者・担任による進路三者懇談会(1年次の2月中旬～下旬実施)、担任による個々の学生に対する指導等、さまざまな進路指導を行っている。これらの進路支援の活動は、学生の進路状況をデータベース化して、各学科・専攻と情報を共有している。

また、平成29年度からは1年生を対象とした就職合宿を実施し、令和元年度からは就職力強化特別講座を学内で実施している。

キャリア支援室は休憩時間中も職員を配置し、学生たちにいつでも対応できるような体制をとっている。求人情報の提供、全学生との個別面談、面接指導、履歴書等の書き方指導、各地でのフェア等参加指導、公務員模試の実施、公認欠席取扱い、就職受験報告書の管理、企業等への訪問、学生への連絡等を行っている。

就職に向かう以前の社会人マナーの習得や職業観の醸成を目的に、平成27年度から特別科目として「インターンシップA・B」を開講している。平成28年度には、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)と連動し、「キャリアデザイン入門」を全学共通の教養科目に位置付けた。キャリアガイダンスを定期的で開催し、学生に対するタイムリーな進路支援を行っている。1年次では履歴書の書き方、求人情報の入手方法、就職フェア等の事前指導等に加え、希望者を対象に「職業適性診断(キャリアステップ)」を実施し、この結果を学生指導およびキャリア支援に活用している。2年次では未内定者向けガイダンスを開催しているほか、公務員模擬試験を年1回実施している。資格取得指導に関しては、各学科・専攻でその教育課程に基づき指導しているが、キャリア支援課では学生の資格取得状況を確認しながら対応している。全学的、あるいは学科・専攻に共通の取り組みとしては、1年次前期に全学生に配布する冊子「キャリアガイドブック」(備付-058~060)を活用して、学科・専攻ごとの業種別・職種別の決定者数、学科・専攻ごとの求人・内定の月別件数等か

ら活動時期や職種等の助言をしている。

また、就職試験を受験した学生による受験報告書をデータベース化し、後輩の履歴書やエントリーシートの志望動機や自己PR文の指導に役立てている。さらに、就職先への訪問等を通して、各学科・専攻の卒業生の仕事ぶりについて生の声を聞き、後輩への指導に役立てている。これらの卒業生の就職状況の情報は、進路三者懇談会やキャリアガイダンスにおける進路支援の資料として活用している。

進学希望者に対しては、編入学パンフレットを作成し、活用している。4年制大学の編入学試験の資料を入手し、受験者の報告書を作成、編入指定校の情報を一覧表にする等して情報提供に努めている。本学専攻科への進学は本人の適性を考慮した受験指導を行うほか、本学出身者への学費面での優遇制度等を説明している。各学科・専攻とも、進学希望者に対しては、担任や「特別研究」担当教員が中心となり、キャリア支援部と連携しながら、個人ごとに筆記試験・小論文・面接対策等の支援を行っている。また、国際文化交流学科（現・地域コミュニケーション学科）については、卒業後に海外に留学したケース（平成30年度、令和3年度、令和5年度）があるため、各学科・専攻が中心となって必要に応じた支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

卒業時における就職状況等の情報共有・分析等は行っているものの、その後の継続・定着状況等を組織的に把握することが困難である。

成績下位層の学生への支援が優先されがちで、上位層や中間層への目配りがおろそかになりがちのため、そうした層への支援策も具体的に検討する必要があると、学科長会や学修成果部会で検討を開始したところである。令和4年度に、成績優秀者に対する奨励金制度を新設し、令和5年度から運用している（提出-規程集 016、075、076）。

入学者に対して、学生生活のためのオリエンテーションを行っているものの、社会の一員としてのルールやマナーを守ることができないこともある。また、学生は、コロナ禍において活動の自粛を求められたことにより、積極的に行動する力を養う機会が少なくなっている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

授業内容や効果的な授業方法等について、授業担当者間で検討・協議を行うとともに、FD研修会、授業公開・見学等を通して授業・教育方法の改善に努めている（備付-070）。事務職員も授業見学をすることで教育内容の理解と学生の様子への把握に努めている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1) 学修成果のアセスメント手法の検討について

各学科・専攻の学修成果のアセスメント手法については、その妥当性を上げるため、常に見直しが行われるよう学修成果部会で協議している。その上で各学科・専攻の学修成果を毎年度末にアセスメントポリシーに則り評価し、報告書にまとめ、学内で共有している。学生の能力や気質が年々変化し多様化しているため、FD委員会による「学生FD活動」などを通して学生代表との意見交換を適宜行いながら指導方法の見直しや検討を加えている。

(2) 学修成果の達成に向けた授業改善について

授業改善に向けて、本学では平成27年度より授業公開・見学、平成28年度よりティーチング・アワード表彰制度、平成30年度より各専任教員によるティーチング・ポートフォリオの執筆と、諸制度を整備している（備付-070、055）（提出-規程集031）。

授業公開・見学については、令和2年度から令和3年度前期にかけ、コロナ禍により大幅な縮小、中止をせざるを得なかったが、令和3年度の後期には再開にこぎつけ、授業改善のアイデアやアドバイスをもらうことをポイントとして11月下旬に実施した。公開授業数は58科目、教員数では34名（専任教員の公開率は100%）だった。見学率は全体で88.8%（教員82.1%、職員他94.0%）だった。令和4年度は「教材研究を通じた授業づくり」というテーマで授業公開・見学を実施した。前期は6月～7月上旬にかけて実施し、専任教員は全員が授業を公開した。見学率は全体では90.7%（教員90.0%、職員91.2%）だった。後期は9月下旬から10月にかけて実施し、専任教員は全員が授業を公開した。見学率は全体では78.4%（教員70.0%、職員84.2%）だった（備付-023、081）。令和5年度は、より主体的・能動的な実践をめざし、「見学の事前予約」「実施期間の長期化（3か月間）」「見学回数の制限解除」「見学後の意見交換方法の多様化」を試みた。その結果、事前予約制の導入および意見交換方法の多様化の点では一定の評価が得られたが、実施期間・回数自由化にはかえって参加しづらくなるなどの否定的な回答も多く、実質参加率の低下、実施実績が掴めないなどの課題が残った（備付-023、081）。令和6年度は前年度の取り組みをベースに、授業公開・見学期間を学期中の全期間とし、参加率低下防止のための定期的な周知を試みた。その結果、期間後半の飛び込み実績等が減少し、計画的な取組みに改善された（備付-023、081）。

ティーチング・アワード表彰については、より有意義な制度となるよう、学修成果部会で審査基準や方法について協議を重ねつつ運用した。ティーチング・ポートフォリオについては、平成30年9月下旬、新任教員について作成のためのガイダンスを行った後、学科長経由で教務部長に提出された。その後も新任教員が着任するごとに作成して本学ホームページに掲載している。

(3) 学生支援について

入学前ガイダンスにおいて入学予定者の様子を観察し、入学直後の前期オリエンテーション時には、クラス担任だけでなく学科・専攻の専任教員全員で、学生の状況把握に努めた。さらに、得られた情報を学科・専攻内で共有しつつ、特別支援教育委員会、学生相談員、ヘルスサポートセンター等と連携を取りながら支援を行った。その結果、中期計画でめざす離籍率3.0%未満という目標は達成できなかったが、令和4年度は3.0%（16/529名）、令和5年度は2.5%（13/517名）、令和6年度は4.8%（22/463名）だった。

特別支援教育委員会では、単に合理的配慮を提供するのみならず、さらに一步を踏み出して学内環境のユニバーサル化（事前的改善措置）を検討する「共生のキャンパスづくり」プロジェクトに手を広げつつある。これに伴い、委員会の名称や構成メンバー、規定等の大幅な見直しが必要になっている。

入学してくる学生の学力や学習習慣の個人差が大きくなり、2年間で卒業や資格取得が困難である学生の割合がここ数年増加傾向にある。これをふまえて、本学では2年間分の学費で3年間ないし4年間修学できる「長期履修制度」の拡充を検討し始めた。現状では総合型選抜の社会人選抜で入学した学生のみに適用される制度であるが、令和8年度入学生から、これを全学生に拡大する予定で検討中である。

(4) 進路支援について

キャリア教育をより充実させるため、特別科目の位置付けになっているインターンシップ科目を教養科目とする可能性について、令和2年度に、カリキュラム検討会で問題を提起した。科目の特性上、特別科目のままとしたが、令和3年度より、専門家である非常勤講師を担当者とするよう変更した。

なお、特別な支援や配慮が必要な学生の進路支援の充実に向けて、各学科・専攻とキャリア支援部およびヘルスサポートセンターで支援体制を整える準備を進めている。

(5) 教員の業務分担について

令和5年度については、これといった有効な手立てが打てなかった。本質的な解決ではないが、人事考課制度を運用する中で、努力している教員に対する評価を考課に反映させている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 学修成果項目の学生への周知の徹底

学生の主体的な学びを促す方策として、学修成果項目の周知の必要性をあげている。そのため令和3年度には学生便覧に全学および各学科・専攻の学修成果項目を掲載し、学生への周知を図った。さらに令和4年度には、学生に対する学修成果の可視化を図るべく検討を始め、後期の進路面談時に個々の学生のGPAを学科・専攻のGPA分布と合わせて示すことで、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることができるようにし、もって学修意欲の向上に資するようにした。令和5年度からは、前後期のオリエンテーションにて学科・専攻のGPA分布を学生に配付し、各学生が自身のGPAと比較することで学修意欲を維持するための資料として、また担任による学生面談の資料としても活用している。令和6年度には、ようやく資料の電子化の目途が立ち、次年度以降は学内LMS (Active Academy) 上での確認が可能となる。

今後は、これが学修成果にどのような効果をもたらすか、検証していく。

(2) 学修成果の公表について

令和2年度よりシラバスの様式を変更した。具体的には、科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示すること、事前事後学修の内容と取組時間を授業回ごとに示すこと、課題等のフィードバックの方法を示すことなどである。今後は、学修成果部会において、到達目標と学修成果の関係、学修成果とディプロマ・ポリシーとの関係などを検討し、必要に応じてシラバスにも反映させていく。

(3) キャリア教育の見直しについて

カリキュラム検討会において、キャリア教育の見直しを令和3年度の活動計画に組み入れ、教養科目の「キャリアデザイン入門」と各学科・専攻におけるキャリア教育との関連性を検討した。

一方、令和5年3月に、文部科学省、経済産業省、厚生労働省の三省合意によるインターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る枠組みの改正概要が示され、本学のカリキュラムにも影響があることから、鳥取県インターンシップ協議会の方針も踏まえ、令和5年度にカリキュラム検討会において点検した。その結果、「インターンシップA・B」については当面は変更せず開講すること、および各学科・専攻における専門教育科目を通じたキャリア教育の徹底、可視化することで、より一層の体系化・実質化を図ることを確認した。

(4) GPA 制度の活用について

学修成果部会において、GPA 分布の分析を行い、成績評価の平準化に努めるとともに、学修成果の可視化、表彰選考時の参考、入試やキャリア支援のデータと連携した分析などといった活用へ向けて検討中である。

(5) 卒業生の進路先における状況の把握について

昨年度に引き続き、キャリア支援部による卒業生就職状況アンケートおよび雇用主アンケートの集計結果を各学科・専攻で分析し、カリキュラムや教育内容の改善に反映させる予定である。

(6) 成績上位層、中間層への支援について

学修成果部会において、令和2年度の活動方針に組み入れて検討中である。各学科・専攻での、個々の学生に対応した日常的な支援を踏まえて、課題と成果をまとめる予定であるが、令和3年度にはいまだ目に見える成果を上げることができていない。学費の値上げ分を原資として令和4年度に「学業優秀者奨励制度」を新設し、令和5年度から運用を開始した。これは学業優秀者に対して奨励金を授与し、学習意欲の維持向上を図る制度である（提出-規程集 016、075、076）。IR 部門との連携も視野に入れながら、これらの制度設計と学修成果との関連について検討を始める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

007 学校法人藤田学院ガイドブック 2024

提出資料-規程集

- 006 鳥取短期大学教員資格審査規程
- 007 鳥取短期大学教員資格審査規程細則
- 008 鳥取短期大学教員資格審査基準
- 011 鳥取看護大学・鳥取短期大学文書規程
- 031 鳥取短期大学ティーチング・アワード表彰に関する規程
- 032 鳥取短期大学科学研究費助成事業事務取扱規程
- 033 鳥取短期大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程
- 034 鳥取短期大学における研究費不正使用の通報及び調査に関する規程
- 035 鳥取短期大学個人研究費事務取扱規程
- 036 鳥取短期大学研究費管理規程
- 038 鳥取短期大学内外研究員規程
- 039 鳥取短期大学受託研究・調査取扱規程
- 040 学校法人藤田学院就業規則
- 041 鳥取短期大学 FD 委員会規程
- 042 鳥取看護大学・鳥取短期大学 SD 委員会規程
- 043 学校法人藤田学院人事考課要領
- 044 学校法人藤田学院稟議規程
- 045 学校法人藤田学院稟議手続細則
- 047 学校法人藤田学院内部監査実施細則
- 048 鳥取看護大学・鳥取短期大学非常勤講師就業規則
- 049 学校法人藤田学院育児・介護休業等に関する規程
- 069 鳥取看護大学・鳥取短期大学業務改善提案制度基準
- 070 学校法人藤田学院ハラスメントの防止等の規程
- 077 鳥取短期大学学術委員会規程
- 078 学校法人藤田学院パートタイム・有期雇用職員就業規則
- 133 鳥取短期大学研究倫理規程
- 136 学校法人藤田学院妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル

ハラスメントの防止に関する規程

140 鳥取短期大学自己点検・評価規程

備付資料

- 042 教員一覧（令和7年5月1日時点）
- 044 研究・教育活動計画書（令和6年度）
- 070 FD活動実績（令和4年度～令和6年度）
- 073 非常勤教員一覧表[様式24]（令和7年5月1日時点）
- 074 ホームページ「教育情報の公開」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5878>
- 075 教員個人調書[様式22]（令和7年5月1日現在）
- 076 資格審査委員会議事録（令和6年度）
- 077 研究・教育活動報告書（令和6年度）
- 078 鳥取看護大学・鳥取短期大学研究倫理教育委員会活動記録（令和6年度）
- 079 鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要第86～90号
- 080 専門業務型裁量労働制に関する協定書（令和6年度）
- 081 FD委員会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 082 SD活動実績（令和4年度～令和6年度）
- 084 学校法人藤田学院事務組織図（令和7年5月1日現在）
- 086 勤怠ワークフロー操作マニュアル（教員・職員）
- 147 業務改善提案一覧（令和6年度）
- 148 アクティブ・アカデミー説明書
- 230 学術委員会議事録（令和6年度）
- 239 事務職員研修ガイド

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は地域コミュニケーション学科、生活学科の情報・経営専攻、住居・デザイン専攻、食物栄養専攻および幼児教育保育学科の3学科3専攻からなっており、それぞれの学科・専攻において教員組織を編成している。また、教養科目と専門教育科目には非常勤講師を採用している（備付-042、073）。

各学科・専攻の専任教員は短期大学設置基準に定められた必要な教員数を次のように充足している（備付-042）。地域コミュニケーション学科は5名のところ7名、生活学科情報・経営専攻、生活学科住居・デザイン専攻および生活学科食物栄養専攻ではそれぞれ4名のところ7名、4名、7名を配置し、幼児教育保育学科では10名のところ11名である。

教員の採用および昇任にあたっては「教員資格審査規程」および「教員資格審査規程細則」に基づいて審査している（提出-規程集 006～008）。この規程は短期大学設置基準の規定を充足している。また、すべての専任教員の職位は、本学ホームページ、法人ガイドにおいて

公表している（備付-074）（提出-007）。

専任教員と非常勤教員（本学では非常勤講師）の配置については、本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の幅広い視野と専門的実践力の育成、および地域と連携した教育方法を大切に考え、教員の専門性と科目に関する研究業績を重視した担当としている（備付-075）。それぞれの学科・専攻課程については以下の通りである。

地域コミュニケーション学科

専任教員は7名、非常勤講師は16名である。専門教育科目は交流、文化、言語を主軸分野とし、ビジネス実務やプレゼンテーションの能力育成にも力を入れるほか、平成30年度入学生より学校司書のカリキュラムを開設している。学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、各分野を専門とする教員を配置し、授業を担当している。また学際的分野の学びを深めるため、専任教員の専門分野を活かして複数担当者による授業も展開している。さらに、主軸分野の教育の充実を図るため、および実務経験者による教育を行うために、非常勤講師を招いている。

生活学科 情報・経営専攻

専任教員は7名および助手1名であり、非常勤講師は6名である。専門教育課程は情報系の分野とビジネス系の分野に区分され、専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、双方の分野にそれぞれ3名バランスよく配置している。また専任教員は、全員が必修科目を担当し、それぞれが専門分野の主な授業を担当している。授業の多くを専任教員が開講しているが、特定の専門性が求められる授業や実務経験が必要とされる授業においては、学外から非常勤講師・特別講師を招き対応している。

生活学科 住居・デザイン専攻

専任教員4名（住居分2名、デザイン分野2名）、および助手1名を配置している。これらの専任教員が多くの授業を担当しているが、授業の領域が広範囲であるため、より専門性の高い科目を担当できるよう、非常勤講師として、住居分野5名、デザイン分野8名、基礎分野1名をそれぞれ配置している。

生活学科 食物栄養専攻

専任教員7名および助手3名である。栄養士法施行規則、栄養士養成施設指導要領に基づいた、教育実績、研究業績を有する専任教員を十分な人数配置している。栄養士資格関連の非常勤講師は16名である。その他の栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士関連は合計6名の非常勤講師を配置している。また、非常勤講師についても、担当する授業が法令に基づく正規の授業である場合には、施行規則および指導要領に定める資格を具備していることを審査した上で依頼している。

幼児教育保育学科

専任教員は11名である。幼稚園教諭二種免許状においては教職課程認定基準、指定保育士養成施設の指定および運営基準に基づいた専任教員数を配置している。さらに、専門性を重視して、学外から招聘している非常勤講師は10名であり、その他にピアノレッスンを担当する講師が5名いる。

非常勤教員の採用は本学の教員資格審査委員会（備付-076）において審査されており、その審査は短期大学設置基準の規定を遵守している。

補助教員という職位は本学では置いていないが、実技・実習・演習系の科目を多く開講する学科・専攻については、担当教員の指導を補助し、教育効果を確実なものにするために、助手を配置している（備付-042）。生活学科情報・経営専攻では、専任の助手1名が、個別指導やグループワークを含む演習科目を中心として担当教員の補助の役割を務めている。加えて、授業準備の補助、学科備品の管理、鳥取県との委託契約業務などの事務業務も担当している。生活学科住居・デザイン専攻では、専任の助手1名が個別指導の必要となる演習授業で担当教員の補助の役割を務めている。また、授業準備への援助が必要となる科目では助手が補助している。生活学科食物栄養専攻では、実験、実習等の授業において、栄養士法施行規則に基づき、その担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した専任の助手3名（規則では2名以上が管理栄養士となっているが本学は3名が管理栄養士）が授業補助にあたっている。幼児教育保育学科では、専任の教務職員1名に加え、実習アドバイザーとして就任している契約職員1名が「保育実習Ⅰ-1」、「保育実習Ⅰ-2」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」および「教育実習Ⅱ」の学外実習のための事務業務を担当している。地域コミュニケーション学科については助手を配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動については、毎年5月に年間の研究予定を「研究・教育活動計画書」（備付-044）に記載し、実施した研究活動については、前年11月からの1年間分を10月に「研究・教育活動報告書」（備付-077）にまとめ、学科長を経由して学長へ提出することを義務づけている。これによって、各教員の研究活動に対する意識を高め、学科長および学長は年度単位で各教員の研究活動状況を把握できるようにしている。各学科・専攻の教員がカリキュラム・ポリシーに基づいて担当科目に関する研究を中心に成果をあげていることを学科長会で協議している。

専任教員が科学研究費補助金や外部研究費等を獲得できるように、事務局から各教員に団体等からの募集の情報を送付している（提出-規程集 032）。科学研究費補助金については教務課および総務課の職員が研修会に参加し、最新の応募情報を各教員に連絡している。令和元年度および令和4年度に各2名、令和5年度に1名の専任教員が科学研究費補助金を受けている。令和2年度および令和3年度、令和6年度は科研費を受けた教員はいなかった。また、令和元年度に1名の専任教員が外部研究費である鳥取県環境学術研究等振興事業費を獲得している。さらに、私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム5+α」の共同研究において、令和2年度1名、令和3年度1名、令和4年度0名、令和5年度1名、令和6年度0名の専任教員が助成金を獲得している。

学術研究の推進と研究環境の整備を委員会の審議事項と位置付けた「鳥取短期大学学術委員会規程」を整備している（提出-規程集 077）。

研究活動が適切になされるよう、研究活動上の不正防止とその対処のために「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」（提出-規程集 033）、「研究費不正使用の通報及び調査に関する規程」（提出-規程集 034）がある。研究費の適正な利用について「個人研究費事務取扱規程」（提出-規程集 035）、「研究費管理規程」（提出-規程集 036）を整備している。人権尊重や倫理的責任が遵守されるように「研究倫理規程」（提出-規程集 133）がある。その他に「内外研究員規程」（提出-規程集 038）、「受託研究・調査取扱規程」（提出-規程集 039）を有し、教員の研究活動に関する規程を整えている。

研究倫理を理解し、研究活動における不正行為を防止するため、鳥取看護大学・鳥取短期大学研究倫理教育委員会では、令和 4 年度より、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を導入し、すべての専任教員および職員（一部を除く）が受講することとした。その受講者には「研究倫理教育受講証明書」を発行している（備付-078）。また、研究倫理に関する確実な理解を進めるよう全専任教員へ呼びかけた上で希望者に研究倫理審査相談会を開催している（備付-230）。

研究成果を発表できるように学術委員会が編集を行う「鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要」（備付-079）を年 2 回発行している。また、研究成果を口頭で発表できる学術談話会を年数回実施している。また、紀要の発行に併せて本学付属図書館公式 X（旧 Twitter）で掲載論文についての情報発信をしている（備付-230）。

専任教員の研究、研修等を行う時間を確保するため、授業や学内委員会の負担が過大にならないよう各教員の担当を各学科・専攻内で調整している。学術委員会では、「令和 5 年度 研究環境整備のためのアンケート」の実施、報告（備付-230）を行い、令和 6 年度にはその結果の活用として、まずは相互に他教員の研究内容を共有し研究アイデア等につながるよう、紀要の論文目次の教授会での配布を始めた（備付-230）。

また、研究を行う時間を確保するため、専任教員の服務に関しては、「就業規則」（提出-規程集 040）の第 7 条の 2 に基づき、平成 25 年度から「専門業務型裁量労働制」を適用し、毎年労使間で締結される「専門業務型裁量労働制に関する協定書」（備付-080）の中で適用対象者の裁量に研究時間の確保を委ねている。

「内外研究員規程」（提出-規程集 038）において、研究期間を 3 か月以内とする短期在外研究員と 6 か月以上になる場合の長期在外研究員を定めている。国際会議出席に関する規定はない。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務職員の多くは、学内外の専門性を高める研修制度を積極的に利用して能力の向上に努めている。在任中は階層別・職能別の研修制度を利用したり、採用時には関連分野の実務経験者を積極的に採用したりしている。

また、人材育成という点では、平成 28 年度から「人事考課制度」（提出-規程集 043）を導入し、事務職員の適性或能力を把握し人材育成につなげる仕組みを整えている。関連資料として「目標管理シート兼自己申告書」（提出-規程集 043）を利用し、配属先の希望も聴取するようにしている。その他、平成 29 年度から通信教育の受講支援や資格取得奨励金の支給といった自己啓発支援制度（備付-239）も導入している。

事務関係諸規程の整備という点では、総務、経理、教務、入試等所属部署にかかる基本規程を例規集に定めているほか、各部署において業務マニュアルを作成し、引継ぎや日常業務の参考としている。また、平成 28 年に「稟議規程」および「稟議手続細則」を改定し、別表「主要職務権限表」を制定し、事務の種類ごとの決裁権限者を明確にした（提出-規程集 044、045）。

事務機器等については、事務職員全員に 1 人 1 台のパソコンを設置しているほか、事務室内の主要エリアにプリンタを複数台配置し効率的な事務処理ができる体制を整えている。また、キャビネット等の備品も備わっている。

日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行う仕組みとしては、平成 23 年 9 月に「内部監査実施細則」（提出-規程集 047）を制定し、事務職員による所属部署を超えた内部相互監査を年 1 回以上実施している。これは、事務処理の点検・評価を行い事務ミスの未然防止と業務の見直しにつなげるほか、他部署の業務理解による職員の能力向上を目的としている。この内部監査と公認会計士監査、監事監査の三様監査の連携を図り、法人のガバナンス向上に努めている。また電話応対マニュアル、対面応対マニュアルを作成して、日常的に求められる知識・技能およびマナーの向上に努めている。さらに平成 30 年度から働き方改革の一環で、業務改善提案制度を導入し、事務のシステム化・効率化による時間削減効果をより良い学生支援に活用しようとしている（備付-147）（提出-規程集 069）。

教務課では、「文書規程」（提出-規程集 011）に基づき、施錠可能なキャビネットで成績原簿（台帳）を永久保存しているほか、成績の採点表等試験に関する書類を 5 年間保存している。また、学内 LMS (Active Academy) 導入後は、システムデータとしても保存しており、パスワードをかけセキュリティ対策を講じている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教員は学修成果の獲得が向上するよう以下のように学内の関係部署と連携している。各学科・専攻とも教育課程の見直しやシラバスの作成、学生による授業評価アンケートの実施、教室変更や用具の手配、日常の授業の段取り等で教務課と連携を図っている。学期ごとに授業評価アンケートにおいて高い評価を得た授業を表彰する制度（ティーチング・アワード賞（提出-規程集 031））を設けており、学科を超えて授業力の向上を進めている。授業評価アンケートの集計・分析については、教務委員会が教務課と連携し、各学科の特徴や課題を見つけ出し、学修成果向上のための検討を行っている。また、授業環境の向上のため、各学科で使用する実習・演習教室の整備、教育用備品、設備の導入・更新を管財課と連携して

行っている。このほかにも、それぞれの学科・専攻では鳥取看護大学や次の部署と連携して学修成果の向上に努めている。

地域コミュニケーション学科

図書館司書科目のほか、学科独自に学校司書の科目を開講しており、それらの授業を中心に付属図書館を活用した教育を展開している。また、グローバルセンターや生活学科食物栄養専攻、住居・デザイン専攻と連携し、「くらし国際交流フェスティバル」「とっとり環境地引網」をはじめとする地域イベントに参加している。

生活学科 情報・経営専攻

情報処理室の環境整備、機器の導入・更新等で、管財課との連携を図ることが多い。

生活学科 住居・デザイン専攻

設計実習室やデザイン演習室の整備のため管財課との連携が多い。また、グローバルセンターと連携し、学内コンペ（公共交通機関利用促進ポスター）の実施や、鳥取県立倉吉未来中心や地元企業が企画するイベント等に参加している。

生活学科 食物栄養専攻

学生とともに取り組む新プロジェクト「とりたんパクパクいきいきプロジェクト」では、学生による附属こども園での食育やシグナスキッチン（学生食堂）と連携した学生教育、さらにグローバルセンターと連携した企業との共同開発弁当や食育イベントへの参加などがある。

幼児教育保育学科

附属こども園との連携がもっとも多い。1年生は全員が「教育実習Ⅰ」を、2年生は「教育実習Ⅱ」履修生の一部が、実習をしている。また、有志の学生は日々の預かり保育や長期休業中の登園児のための保育の補助、ボランティア等を行っている。日常的な園児との関わりを通して、保育者としての意識や知識が深まるよう配慮している。また、教員は、保育教諭に対する研究指導や定期的な園児への指導、課外活動の講師等によって連携を図っている。

事務組織には、4部（総務部、教務部、入試広報部、キャリア支援部）のほか、付属機関として4つの機関（付属図書館、グローバルセンター、ヘルスサポートセンター、併研究室・併美術館）がある（備付-084）。それぞれの部と付属機関には部長、館長、センター長を配置している。それぞれ業務分担表を作成し、責任体制を明確にして業務を遂行している。また、鳥取看護大学にも事務室を配置している。さらに、法人本部事務局（企画部、経理部）を置いて、両大学と附属こども園の事務を統括する体制を整えている。人材の配置という点では、事務局長と総務部長および企画部長、経理部長は事務職員が務め、教務部長、入試広報部長、キャリア支援部長、付属図書館長、ヘルスサポートセンター長、グローバルセンター長は教員組織との連携を考慮し教員が併任をしている。

学修成果にかかる事務職員の関わりとしては、事務職員も年に2回実施される授業公開・見学に参加し、本学の教育内容・方法等の実際を学ぶとともに、学生の様子を理解することによって、より適切な学生支援ができるよう心がけている。また、教員（担任）と学生課、

教務課との連携による学習支援（出席および授業態度、単位取得の状況の情報交換等）や、教務課とキャリア支援課との連携による進路支援（資格取得状況や卒業見込みの状況に関する情報交換等）といった学生の学修成果の獲得向上に努めている。

教育活動に対する直接の責任は主に教務委員会、学生委員会、FD委員会が負い、研究活動に対する直接の責任は主に学術委員会、研究倫理教育委員会が負っている。年度当初の役割分担の下で委員会活動を中心に学科間の教員や職員の間で連携を確保している。これらの委員会の委員長はすべて自己点検・評価運営委員会のメンバーであり、前述の各委員会が責任をもって各活動を行い、自己点検・評価運営委員会で報告を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

平成 29 年度まで、「自己点検・評価規程」（提出-規程集 140）に定める FD・SD 部会の活動として SD 活動を実施し職務能力の向上に努めてきたが、活動をより明確にするため平成 30 年 4 月 1 日付けで「SD 委員会規程」（提出-規程集 042）を新たに制定した。SD 委員会では、通信教育の受講や資格取得の奨励、SD 研修会等に取り組んでおり、令和 6 年度は令和 5 年度から継続して「マネジメントスキルアップ」や「業務改善」をテーマに取り上げた。さらに、FD・SD 合同での研修会を「ハラスメント対応について」「多様性と包摂性のある社会の実現に向けて」「考え方の幅を広げる力の高め方～認知療法・潜在的価値抽出法」のテーマで実施した（備付-082）。

FD 委員会（提出-規程集 041）によって年間活動目標、活動計画が立案され計画的な FD 活動を行っている（備付-081）。

全教員は授業を一定期間本学の教職員に公開し、得られた見学コメントを参考にして授業内容・方法の改善を図っている。また、教員を対象にした学内での FD 研修会を実施して、その研修成果を教育活動に活用している（備付-070）。令和 6 年度は「学生と分かり合うために」を研修テーマに、学生が感じる「わかりやすさ（満足）／わかりにくさ（不安）」を把握しながら、学生の多様性の現状理解に努めた。またこれらの現状理解と学びの質の担保の両立をめざし「授業づくり」をテーマに据えた全体研修を実施した。また個人の研鑽に資するため、小さな単位による FD cafe の開催を計画し、興味関心を同じくする教職員による研鑽機会も設けた。SD 委員会（提出-規程集 042）と協働して、FD・SD 合同研修会および SD 研修会（備付-082）に教職員が参加することにより、教育の質の向上や日常業務の改善に役立てている。

また、授業評価アンケートやカリキュラム・ポリシー、あるいは教育環境などに関して、数名の学生代表から意見を聴取する機会を、FD 研修会の一環として年 1 回設けている。さらに、非常勤講師・兼任教員連絡会を年 1 回開催し、学科・専攻の教育を担う専任教員、兼任教員、非常勤講師間で意見や情報交換を行い、教育方針についてのベクトル合わせ、連絡事項の伝達などに役立てている。

本学では、指導補助者による授業支援体制を採用していない。したがって、現時点では指導補助者の研修に関する規程等は整備していない。今後、必要が生じた場合には、慎重に審議し、規程等の整備を検討することになる。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

「就業規則」（提出-規程集 040）、定年年齢の引き上げや非常勤講師（有期雇用契約）の無期労働契約転換（提出-規程集 048、078）、育児・介護休業取得要件の緩和（提出-規程集 049）、ハラスメントの防止（提出-規程集 070、136）等に対応して、関連規程の整備をしている。

就業に関する諸規程は「学校法人藤田学院例規集」に掲載され、教職員はいつでもクラウド型の例規集検索システムで閲覧することができる。また、就業に関する諸規程の改定があれば、教授会で教員に周知しているほか、事務職員については部課長会で説明後、部署ごとに課員への報告を行うことで全員に周知している。また、令和元年度に導入したクラウド型のグループウェアの Q&A 機能を活用し、「就業規則」の理解促進や手続きの簡素化を進めている。

平成 28 年度から、クラウド型の勤怠管理システム（備付-086）を導入し、出退勤や出張、時間外労働等について毎月全員の状態を確認し、適正な労務管理につなげている。

教職員の採用、昇任は「就業規則」、「教員資格審査規程」および「人事考課要領」に基づいて行っている。（提出-規程集 040、006～008、043）。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の服務は「専門業務型裁量労働制」が適用され、研究時間の確保は個々の教員の裁量に委ねられているため、教員によっては他の業務が過多となり、研究時間の確保が困難になっている場合がある。専任教員の大学運営に係る委員会等の業務負担については、経営戦略検討委員会および学科長会において委員会体制の統合・整理を検討するとともに委員会業務の教員と職員の役割分担の見直しを行い、負担軽減を図ることとしている。

永続的な大学運営のためにはマネジメントのできる管理者層の育成が重要との認識を持っており、中長期的な視点に立った人材育成が急務となっている。マネジメントのできる管理者層の育成については、中間管理職に対するマネジメント研修の体系化を検討するとともに、新任課長に対するマネジメント研修を年間の SD 研修計画に組み入れて育成を図ることとしている。令和 4 年度には事務職員研修制度の体系化整備など、改善に向けた取組みを進め、令和 5 年度より新研修制度を導入し、効果的な運用・管理に注力した（備付-239）。

事務職員が学修成果の獲得向上に組織的に取り組むためには、組織横断的な情報共有が重要となるが、令和 2 年度から学内 LMS（Active Academy）を導入し、学生情報を入学から卒業まで関連付け、情報の組織的な管理・活用を図ることをめざしている。令和 3 年度には、学内 LMS（Active Academy）に入試情報システムを追加し、入学から卒業まで一本につ

なげることが可能になった。今後、学生情報等の組織的な管理・活用をさらに図ることが課題である。（備付-148）。

学内 LMS（Active Academy）の導入と時期を同じくして、ICT 機能等の多様なメディアの利用を前提とした学習支援サービス（Google Workspace for Education Plus）を導入した。利用場面や機能の使い分け等、利用の際のルール化、その利用法の周知については講習会を実施することで課題を克服している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

総務部所管データの一元管理とペーパーレス化を推進することで、記入・回覧等の作業を軽減でき、教職員が本来業務に専念できるようにしている（備付-086）。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

001 学生便覧～学生生活編～（令和 6 年度）

提出資料-規程集

- 014 鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館委員会規程
- 015 学校法人藤田学院における情報セキュリティポリシー
- 050 鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館資料収集・管理規程
- 051 鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館除籍細則
- 052 学校法人藤田学院経理規程
- 053 鳥取短期大学の研究費における物品等の調達に関する内規
- 054 鳥取看護大学・鳥取短期大学防災・消防計画
- 055 学校法人藤田学院 危機管理規程

備付資料

- 003 鳥取短期大学・鳥取看護大学連携協定書等一覧
- 087 学内配置図・平面図（令和 7 年 5 月 1 日現在）
- 088 鳥取県大学図書館等協議会会則
- 089 ネットワーク構成図（令和 6 年度）

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

鳥取看護大学校舎用地面積および附属こども園用地面積を除く校地の面積は 65,034.52 m²で、短期大学設置基準の規定（学生 1 人当たり 10 m²×600 人）を充足しており適正である（備付-087）。

学外施設として倉吉駅近くに女子学生寮（定員 96 人）、そしてシェアハウスとして倉吉市 1 棟（定員 4 名）と北栄町 4 棟（定員 8 名）を有している。

運動場の面積は 17,125 m²で、教育研究活動に支障のない広さを有している（備付-087）。

平成 25 年 3 月に完成したシグナスホール の 2 階には体育館（1,405 m²）、1 階にはアリーナ（437 m²）、大講義室（437 m²）を備えている。鳥取看護大学と鳥取短期大学の共用施設として、授業や課外活動で活用している（備付-087）。

また、令和 3 年 3 月には、創立 50 周年記念事業として学生や教職員だけでなく、地域の方も利用できる 3 階建ての交流センター（1,440.51 m²）を建設し、学生間、地域の方との交流が十分に行える環境を整えた。1 階にはグローバルセンター、ヘルスサポートセンター（保健室と相談室ここはな）、コンビニ、2 階には可動式の机とイスを一部備えイベントホールとしても利用可能な中講義室（182 席）、ラーニングcommons、3 階にはキャリア支援室、ヘルスサポートセンター（学びスペースひだまり）、会議室（大・小）、応接室を配置している（備付-087）。

短期大学の校舎（看護大学棟、体育館、寮、付属施設を除く）の面積は 12,880.15 m²で、短期大学設置基準の規定（8,950 m²）を充足している（備付-087）。

B・C・D 館に隣接するとりたんプラザを学生が交流、また休息等で利用している。

障がいをお持ちの方の対応として A 館および B・C・D 館の各校舎にはエレベーターを設置しているほか、階段用の手すり、バリアフリートイレおよび駐車場を整備している。また、各校舎へ移動する際のスロープや点字ブロックを部分的に設置している（備付-087）。

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を十分確保している（備付-087）。平成 27 年度の文部科学省教職課程認定大学等実地視察でも厳正に確認された。

専任教員が研究を行えるようにすべての教授、准教授、助教の研究室は個室である。研究室の配置は A・C・D 館に分かれており、学生便覧（提出-001）等の配置図に記載している。

また、授業を行うための機器・備品等も整備しており、機器・備品等の保守、修繕についても計画的に実施している。このほか学科・専攻ごとに毎年度特別研究備品を購入する予算措置を行っており、必要な機器・備品の整備に充てている。

本学は専門職学科を設置していない。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

付属図書館本館の延べ床面積は 950 m²あり、書架の間隔や閲覧機の配置は、車いすでの移動が可能ないように十分なスペースを確保している。また、座席数は 1 階 41 席、2 階 78 席、計 119 席あり、そのうち 2 階には個人スペースを 6 席設ける等、学生の利便性に配慮されるよう、施設設備を整えている（備付-087）。また、鳥取看護大学内に設置した付属図書館別館（延べ床面積 342 m²）も利用できるようにしている。

蔵書数は 75,831 冊（うち洋書 6,918 冊）（R7.3.31 時点）。学術雑誌 76 種類（うち 1 種類は洋雑誌）（R7.3.31 時点）。視聴覚資料 854 点（R7.3.31 時点）を揃えている。加えて、

鳥取県立図書館および倉吉市立図書館と図書館利用の相互協力に関する協定（備付-003）を結び、学生の利用に供している。また、鳥取県大学図書館等協議会に属し（備付-088）、県内の高等教育機関の図書館とも相互連携と協力を図っている。

付属図書館が購入する資料は、各学科・専攻の専任教員および非常勤講師から年2回の推薦を受けるほか、年度ごとに学科・専攻の重点枠を設けて重点的な資料収集を行っている。このほか、随時の教員の要望にも応え、合わせて図書館司書による大学全体を見計らった新規資料等の選書を行う。年間予算は300万円程度である。その上で、各学科・専攻を代表する教員の委員と図書館長で構成する図書館委員会の審議を経て、分野の偏りがないように調整の上、決定している（提出-規程集 014、050）。その他、全学生を対象にした学生たちによる選書も行っている。

資料の廃棄については、3年間所在不明となった資料について廃棄の手続きを行う。また、内容や装丁の古くなった資料は書架から外して書庫に移動後、全教員に廃棄候補リストを配信し、専門的意見を参考にして保存あるいは廃棄を決定している。亡失資料と合わせて年間300万円相当を廃棄処分している。

学術雑誌等は各学科・専攻に照会して購入を決め、雑誌の廃棄については、図書館委員会の審議にかけて決定している（提出-規程集 051）。

学生の授業に関連する資料として、購入可能なシラバス記載のテキストおよび参考図書すべてを購入している。付属図書館に備える視聴覚教材、学生に読ませたい一般図書、キャリア支援、資格や検定に関わる図書や問題集等の購入も行っている。

教員の研究、教育に供する資料については、個人研究費の中から各教員が選定して購入に当たっている。これらの資料は受け入れ手続き後、各研究室に所蔵されている。

付属図書館本館にグループ学習室を設け、ICTを利用できる環境を整備し、学生の自主学習や授業に使用している。プロジェクターやホワイトボードを備え、館内・学外の図書資料や電子書籍、データベースなどを検索・利用して学習できる。また、授業では、対面だけでなく、別の場所とオンラインで結び、双方向の授業も行うことができ、多角的な学びが可能である。また、グループ学習室以外にも貸出ノートパソコンや学生のノートパソコンを利用した授業に対応可能な場所として交流センターのラーニングコモンズも存在する。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「経理規程」（提出-規程集 052）の中で財務諸規程を定めており、固定資産や物品（消耗品および貯蔵品）等の会計についても規定している。

公認会計士監査では、この規程に従って処理しているかどうかの監査が行われる。特に、資産計上すべきものを修繕費としていないか、逆に修繕費を資産計上していないかをチェックされている。3万円以上の物品の購入は稟議書および支払伝票でチェックしている。また、科学研究費補助金等で購入した備品等は、毎年、資産として計上しており、退職時には返却を受けている（提出-規程集 053）。施設の傷み、設備の故障は、直ちに診断し、修繕・

更新すべきものと廃棄・償却すべきものとに区分し処理している。

火災・地震対策については、平成 27 年 4 月の鳥取看護大学開設に伴い、看護大学棟が防災管理対象建物に該当することになったため、従来の規程を全面改訂し、「防災・消防計画」（提出-規程集 054）を新たに定めている。

火災報知機や消火器等の防火設備を法定に従って点検、整備を行っているほか、地震対策として耐震補強工事を行っている。そして、鳥取看護大学と鳥取短期大学合同での学生および全教職員による火災や地震を想定した避難訓練および災害メール配信訓練を毎年実施している。また、女子学生寮（シグナス寮）についても、寮生による火災や地震を想定した避難訓練・消火訓練を毎年実施している。

防犯対策については、平成 20 年度に本法人における「危機管理規程」（提出-規程集 055）を作成し、平常時の対応、緊急時の危機管理、収束時の対応に分けて対応するようにしている。また、防犯対策では、通学路、正門をはじめとした学内数か所に 24 時間稼働の防犯カメラを設置している。

平成 23 年度に「情報セキュリティポリシー」（提出-規程集 015）を策定して以降、世界のセキュリティ傾向を毎年システムの改善に反映している。具体的には基幹ネットワークのゲートウェイには Juniper の SRX で SPAM メールチェック (Gmail)、メールサーバでは ClamAV を、クライアント PC では ESET と 3 重でマルウェア対策を、LAN Scope で情報資産管理を、L2blocker で接続機器管理（リアルタイムモニタリング）を、ユーザとグループ管理は Active Directory を中心に他 OS とも LDAP 等で連動させている。教員・職員・学生・付属図書館はそれぞれ異なる VLAN 内で利用している（備付-089）。それぞれで共有すべきデータは利用権限を設定した上で、ファイルの共有管理をしている。

節電対策としては、照明の LED 化やパソコン等の省電力機器の利用を進めているほか、学内のエアコンの ON・OFF、温度設定を事務局で集中管理している。これによりエアコンの消し忘れがなくなり、不要な電力消費を抑えている。また、エコアラームを取り付けて基準電力を超える消費が予想される場合に警告が出るようにしている。節水対策としては、トイレ等の主要な蛇口に節水コマを取り付け節水に心がけている。公用車のハイブリッド化を積極的に進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

A 館は改修工事をしているものの築後 50 年経過しているため、内装および空調・電気設備、一部の教室では講義机、椅子等の傷みが目立つようになってきており、財務状況を見ながら計画的な整備が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

鳥取県中部総合事務所が河川の氾濫により機能しなくなった場合に備え、交流センターとシグナスホールの一部を鳥取県中部総合事務所の移転先とする協定を鳥取県との間で令和 3 年度に締結しており、令和 5 年 8 月の台風 7 号による豪雨の際には、鳥取県中部総合事務所の一部機能を実際に本学へ移転した。また、災害時の避難所施設として、シグナスホールの体育館およびアリーナの利用に関する協定を倉吉市と締結している。

令和 5 年 9 月、学外で発生した地絡事故の影響により、看護大学棟および交流センターが 3 日間停電したため、鳥取看護大学の事務機能を A 館 3 階へ移転した。これを機に、事業継続計画（BCP）の一環として、停電時に電力をサーバー室へ供給できるよう、令和 5 年 12 月には公用車に電気自動車を導入し、さらに令和 6 年度には V2H 充放電設備設置工事を行った。

その他、県中部の立地条件を活かして大学施設を各種試験会場や講演会、講習会等に頻繁に提供している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

093 施設更新計画

094 情報処理システム更新資料

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて、情報処理教室を含め一般講義室においても、液晶プロジェクターまたは大型液晶モニターを設置し DVD およびブルーレイプレーヤーに対応した視聴覚機器を整備している。また、遠隔授業を想定し、各講義室に有線 LAN およびノートパソコン、プロジェクターを設置している。加えて Google Classroom を活用し、授業をしている。生活学科住居・デザイン専攻は設計実習室を拡張整備した。

毎年、年度当初に情報システム更新内容を系統的に文書化し、具体的な操作方法を全教職員へ配信している。これに基づく学生への指導と学生用マニュアルも情報関連の授業において提供している。生活学科情報・経営専攻では必携ノート型パソコン等の授業での利用やセキュリティ対策を踏まえた利用を入学時段階で集中的に指導している。

授業に必要な教室のパソコンや共有プリンタ、共有フォルダ等の情報機器等（リース）については全学的な施設更新計画に基づいて整備している（備付-093）。

授業で使用する教育研究用備品やソフトウェアについては、各学科・専攻および部署ごとに次年度の予算要求がなされ内容を審議した上で特別予算として当該年度の 4 月に予算配分している。また高額なものについては優先度を考慮し、複数年で計画的に充実を図っている。

施設更新計画に基づき情報処理教室の更新を行うとともに、学期前の長期休暇期間中に業務委託先と ICT 委員で役割分担を決めメンテナンス方針と具体的な手順を示してメンテ

ナンスを行っている（備付-094）。

教室 VLAN の 5 情報処理教室と学内すべてをカバーする Wi-Fi アクセスポイントを全員が利用できるようにしている。e-Learning として Google Workspace for Education Plus も活用している。

教職員は Google Classroom や e-Learning 等の双方向の授業支援システムを利用している。

情報処理教室は 5 教室（A308、A307-A、A307-B、B302、B202）あり、学生が授業以外でも利用できるようにしている。その他、マルチメディア教室兼 CALL 教室は 1 教室（B305）を備えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

情報処理教室には、在学生数の約 25%に相当する台数のパソコンを設置しており、空き時間には自由に利用可能である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 021 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 022 事業活動収支計算書の概要[書式 2]（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 023 貸借対照表の概要[書式 3]（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 024 財務状況調べ[書式 4]（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 026 貸借対照表（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 027 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 031 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和 4 年度～令和 6 年度）

提出資料-規程集

- 043 学校法人藤田学院人事考課要領
- 056 学校法人藤田学院資金の運用に関する取扱規程

備付資料

- 095 月次試算表（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 097 SWOT 分析（令和 6 年度）
- 098 外部資金獲得委員会議事録（令和 6 年度）
- 149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020. 4. 1～2025. 3. 31）

- 222 有価証券一覧表（令和4年度～令和6年度）
- 224 ホームページ「学校法人藤田学院 人事政策方針」
<http://www.cygnus.ac.jp/fujita/index.php?view=6368>
- 239 事務職員研修ガイド
- 241 学校法人藤田学院マスタープラン（2025.4.1～2030.3.31）
- 240 シグナスの丘緑の募金（寄付金募集のご案内）
- 250 令和7年度入学生向け保育士修学資金貸付制度
- 267 倉吉市ふるさと納税パンフレット

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去3年間（令和4年度～令和6年度）の法人全体の資金収支および事業活動収支において、資金収支は安定的に推移しており、翌年度繰越支払資金は毎年度1,100百万円超を維持している。令和4年度において、翌年度繰越支払資金が前年度から94百万円減少した要因は、110百万円の有価証券購入を行ったことによる部分が大きく懸念されるものではない。令和6年度においても同様に翌年度繰越支払資金が前年度から7百万円減少した要因は、特定資産繰入のための有価証券購入（実質金額36百万円）によるものであり懸念されるものではない。事業活動収支については、令和6年度の経常収支差額は、令和5年度の84百万円の支出超過からやや悪化し、依然として87百万円の支出超過となった。これは、引き続き収入面において収容定員未充足により学生生徒等納付金が低迷していることに加え、支出面において、人件費を中心とした経費の高止まりと依然として大きい減価償却負担によるものである。（提出-021～024）。

貸借対照表の状況は、負債に備える資産の状況をみる流動比率、前受金保有率は順調に推移し、また負債の割合をみる総負債比率や負債比率においても健全に推移している（提出-023、026）。

法人全体では、法人部門、短期大学部門、看護大学部門および附属こども園部門の4部門がある。部門ごとの試算表を毎月作成し、財政の内容を把握している（備付-095）。

日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」における法人全体の区分は、経常収支差額が令和5、6年度と連続してマイナスとなっており、引き続きイエローゾーンの予備的段階である「B0」にあるものの、55億円の純資産を有していることなどからも短期大学部門が存続可能な財政は維持していると言える（提出-021～024）。

退職給与引当金は、期末要支給額を基にして、適正な引当金を計上している（提出-026）。

資産運用においては、「資金の運用に関する取扱規程」（提出-規程集 056）を整備しており、この規程に基づき、適切に資産運用を行っている。また、資産運用の状況について、「有価証券一覧表」を月次で作成し、理事長に報告している（備付-222）。

短期大学部門の教育研究経費比率は、過去3年間（令和4年～令和6年）において30%

を超えている（提出-021～024）。

短期大学部門の教育研究用の施設設備および学習財源（図書等）についての資金配分は、下記表の通り適切に行っている（提出-031）。

（単位：千円）

年 度	施設設備	学習資源(図書等)
令和4年度	149,568	3,650
令和5年度	80,948	3,176
令和6年度	21,503	2,850

公認会計士監査は、期中監査2回（10月、3月）、決算に係る監査2回（4月、5月）の年間合計4回受けている。監査に係る指導・意見については、理事長および監事に報告し、適切に対応している。

寄付金の募集については、目的・趣旨を明確にし、適切に行った（備付-240）。学校債については、発行していない。

入学定員（総定員300名）充足率については、下記の表の通りである。令和6年度は67.3%と大きく落ち込んだが、令和7年度から入学定員変更により入学定員充足率は改善する見込みである。

年 度	入学定員充足率
令和4年度	85.0%
令和5年度	88.0%
令和6年度	67.3%

収容定員（総収容定員600名）充足率についても、令和6年度は大きく落ち込み80%を割り込んでいる。

年 度	収容定員充足率
令和4年度	86.8%
令和5年度	86.2%
令和6年度	76.7%

令和6年度は、収容定員充足率が76.7%と80%を割り込んだものの、引き続き経費の抑制に努めたことにより、有価証券購入の特殊要因を除いた実質的な資金収支は36百万円のプラスとなっている。加えて、事業活動収支における経常収支差額の87百万円の支出超過についても、資金流出を伴わない減価償却費が304百万円であることを考慮すれば財務体質は問題のない水準である。（提出-027）。

中期計画および中期の財務計画に基づいて、関係部署のヒアリング等を行い、年度末までに次年度の事業計画と予算を作成し、評議員会および理事会の決議を経て決定している。

決定した事業計画は期初に行う「法人教職員全体会」にて指示している。また、決定した予算については、期初に関係部署ごとに個別開示している。

年度予算は、部門ごとに毎月資金収支月報および事業活動収支月報（備付-095）を作成し、その執行状況を適正に管理している。

日常的な出納業務は経理課において円滑に処理しており、日締伝票等の帳票は毎日経理責任者の事務局長に報告している。また、現金・預金月報等の月次の帳票については、経理責任者の事務局長を経て理事長に報告している。

資産および資金（有価証券を含む）は、適正な会計処理に基づき総勘定元帳等の帳簿に記録し、安全かつ適正に管理している。また資産運用については安全性をベースに、一定の収益性も考慮しながら、堅実な運用に努めている。資産運用の基準については、「資金の運用に関する取扱規程」（提出-規程集 056）で詳細に定めており、安易な運用に走らないようガバナンスの効いた体制をとっている。

月次試算表（備付-095）は毎月作成し、経理責任者の事務局長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

令和2年度から「学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）」をスタートした（備付-149、241）。経営理念である「地域に貢献する人材の育成」に基づき、「人材の育成と地域活性化への関わりを通して『地方創生の拠点』となる」ことを目標に掲げ、経営戦略として5つの柱を立てて取り組んでいる。

「教育の質的進化と多様な学びの実現」

「キャリア教育の充実による地域の信頼拡大」

「グローバル化と地域連携の推進」

「戦略的広報と募集活動による志願者増」

「財務基盤の安定とガバナンスの強化」

こうした経営戦略の考え方を鳥取短期大学の第 6 次中期計画に取り入れ、単年度の事業計画に反映していくこととしている。

【重点目標指標】

- ①入学定員充足率 100%、②社会人学生比率 10%、③看護師国家試験合格率 100%、
- ④履修証明プログラム登録講座数 5 講座、⑤経常収支差額比率（法人全体）1.6%以上

また、中期計画の実効性を高めるべく、年 2 回（前期、後期）「法人教職員全体会」を開催し、計画の内容と PDCA に基づく進捗状況を説明し、全教職員の方向性を合せている。

このほか、平成 27 年度から毎年 SWOT 分析の手法を活用して、法人、大学、学科・専攻別に強み・弱みを分析し、それぞれ具体的な戦略を立て、中期計画の進捗管理と同様に「法人教職員全体会」等で発表している（備付-097）。

学生募集対策としては、「学生募集に関する教職員全体会」を毎年 4 月から 5 月に開催し、当該年度の募集方針と具体的な取り組みについて情報を共有し、オープンキャンパス等は全教職員で取り組む体制としている。また、定員確保を目標にしつつ、入学予定者数に基づいて学生納付金予算を立て、次年度の予算案に反映させている。

人事計画は「人事政策方針」（備付-224）に基づいて運用されており、自己啓発支援制度（備付-239）や人事考課制度（提出-規程集 043）等を設けている。人材の育成を図るとともに、新規採用や適材適所への配置転換等計画的に取り組んでいる。

施設設備の将来計画については、令和 4 年度は、A 館の空調設備の老朽化に伴い、灯油燃料からガス燃料への転換工事、A 館 309 講義室の改修工事等を実施した。令和 5 年度は、A 館の講義室へのプロジェクターおよびスクリーンの設置工事、A 館受水槽の取替工事を行った。

外部資金の獲得については外部資金獲得委員会を中心に、経常費補助金獲得や地公体などの補助金獲得に取り組んでいる（備付-098）。令和 5 年度から倉吉市ふるさと納税を活用した補助金獲得が実現したほか（備付-267）、令和 6 年度には経常費補助金特別補助の少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援事業に公募申請し選定された。遊休資産の処分等の計画はない。

近年、学科・専攻による定員充足率のバラツキが顕著となってきたことから、令和 3 年度に入学定員の見直しを行い令和 4 年 4 月から入学定員を変更した。具体的には、総定員は 300 名のままとし、生活学科情報・経営専攻を 35 名から 40 名、幼児教育保育学科を 145 名から 140 名に変更した。

経費（人件費、施設設備費）予算については、教員数や学生数のバランスを考慮しながら、学科別に予算配分を行っている。

「法人教職員全体会」は、中期計画の進捗管理や SWOT 分析の結果発表、財務情報を含む経営状況の共通理解の場として有効に機能しており、学内における危機意識の共有にも役立

っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

部門別にみると本学は、過去5年間において収容定員未充足の状況が続いている。財務状況が毀損するような未充足（70%未満）の状況ではないが、事業活動収支の均衡を維持するため、定員を確保すると同時に収入に見合った経費への削減が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

収入確保の方策として、外部資金獲得委員会を設けて補助金獲得に努め、実績も上げている（備付-098）。また、令和5年度から、倉吉市との連携による「倉吉市ふるさと納税を活用した大学支援事業補助金制度」を導入し、外部資金調達の多様化を図っている。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(1) 人的資源としての課題について

大学運營業務に携わる教員の業務が過多とならないよう、「教職協働」という視点を共有した、適切かつ偏りがない人員配置を図った。令和6年度は、令和5年度に導入した体系的な事務職員の研修制度のさらなる効果的な運用・管理に注力した。また学内LMS（Active Academy）のさらなる活用・管理のため、令和6年度より経理課で学費管理システムを導入するとともに、各部署でのシステムのカスタマイズの検討や運用においての部署間での情報共有を図った。さらに、教職員の業務の合理化・効率化を図るため、会議時間の短縮、会議を入れない期間の設定、事務職員の終業時刻を超えての教職員間の電話連絡の自粛などを進めた。

(2) 物的資源としての施設設備の充実と資産管理について

令和2年度に新設した管財課を主管部署として、A館等経年劣化に対応して施設設備の改修・修繕を定期的実施していく計画としている。令和6年度には、事業継続計画（BCP）の一環として、停電に備え、令和5年度に購入した電気自動車からB館3階サーバー室へ放電する設備（V2H充放電設備）の設置工事を行った。また、鳥取看護大学と鳥取短期大学の証紙券売機および学生食堂の券売機にキャッシュレス対応機器を導入した。そして近年、学生駐車場内の接触事故が相次いで発生していることから、駐車場内全域を撮影・記録するカメラシステムを設置した。

(3) 財的資源としての定員確保について

学科・専攻による定員充足率のバラツキが顕著となってきたことから、総定員は300名のまま学科・専攻の定員の見直しを行い、令和4年度から幼児教育保育学科を145名から140名、生活学科情報・経営専攻を35名から40名へ変更した。しかしながら、短大全体では

収容定員未充足の状態であり、定員確保に向け①高校との連携による広報活動の強化、②オープンキャンパスの効果的開催、③進学説明会・見学会による広報強化、④多様な入学者への広報強化、⑤多様なマスメディアの活用、などの取り組みを実施した。今後、総定員を含めさらなる学科・専攻の定員の見直しを検討することとしている。また、効果的な学生募集の推進のため、新奨学金制度の導入に向け鳥取県と協議を行い、令和7年度入学生から適用できることとなった（備付-250）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 人的資源としての課題について

大学運営業務に携わる教員の業務が過多とならないよう、「教職協働」という視点を共有した、適切かつ偏りが無い人員配置を図る。令和7年度も令和5年度に導入した体系的な事務職員の研修制度のさらなる効果的な運用・管理に継続注力していく。また学内LMS (Active Academy) のさらなる活用・管理のため、各部署でのシステムのカスタマイズの検討や運用における部署間での情報共有を図っていく。さらに、令和7年度も教職員の業務の合理化・効率化を図るため、会議時間の短縮、会議を入れない期間の設定、事務職員の終業時刻を超えての教職員間の電話連絡の自粛などを継続して実施していくこととしている。

(2) 物的資源としての施設設備の充実と資産管理について

令和2年度に新設した管財課を主管部署として、A館等経年劣化に対応して施設設備の改修・修繕を定期的実施していく計画としている。鳥取短期大学では、併美術館・研究室の外壁が経年劣化していることから、外壁塗装工事を行う。鳥取看護大学と鳥取短期大学の共通事項として、非常放送設備を更新設置する。また、スクールバスの老朽化に伴い、中型バス1台を買換え購入する。そして、令和6年度学生貸出用ノートパソコン90台の返却に伴い、アップデートを行い情報処理教室に設置する。

(3) 財的資源としての定員確保について

学科・専攻による定員充足率のバラツキおよび総入学定員未充足が顕著となってきたことから、学科・専攻の定員および総入学定員の見直しを行い、令和7年度から幼児教育保育学科を140名から100名、総入学定員を260名に変更する。しかしながら、短大全体では収容定員未充足の状態であり、①高校との連携による広報活動の強化、②オープンキャンパスの効果的開催、③進学説明会・見学会による広報強化、④多様な入学者への広報強化、⑤多様なマスメディアの活用、などの取り組みにより定員確保につなげていく。今後、さらなる学科・専攻の定員の見直しを行うと同時に、多様なニーズに対応できるよう長期履修制度の導入を検討していく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

提出資料

040 理事会議事録（令和4年度～令和6年度）

提出資料-規程集

058 学校法人藤田学院寄附行為施行規則

059 学校法人藤田学院監事監査規程

145 学校法人藤田学院寄附行為

備付資料

098 外部資金獲得委員会議事録（令和6年度）

101 常任理事会議事録（令和6年度）

102 経営戦略検討委員会議事録（令和6年度）

103 学校法人実態調査表（写し）（令和4年度～令和6年度）

104 理事長の履歴書（令和7年5月1日現在）

105 経営改革計画（令和6年度）

106 学校法人藤田学院ガバナンス・コード（令和2年11月改定）

149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）

241 学校法人藤田学院マスタープラン（2025.4.1～2030.3.31）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本学の理事長は、前学長であり長年理事長と学長職を兼務してきた経歴である。建学の精神・教育理念、教育目的・目標は元より、三つの方針の策定にあたっては理事長のリーダーシップの下で進めた経緯があり、教学面における識見はととも高い。

理事長は、学校法人の代表として、寄附行為に則り業務を総理している。理事会を開催しない月に常任理事会（理事長、両大学学長、附属こども園園長、事務局長、学外理事1名、常勤監事、学外監事1名）（備付-101）を開催し、各部門の情報の確認、共有を図り、運営の方針等について協議している。加えて、経営戦略検討委員会（備付-102）、外部資金獲得

委員会（備付-098）を毎月1回開催し、法人の安定的な運営に向けた方策を協議し、実施している。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準IV-A-2 の現状>

各理事はその責任を強く自覚し、建学の精神を理解した上で、学識および識見をもって健全な経営および大学運営にあたっている。理事会が法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長が招集し、議長を務めている（備付-040）。

理事会は、認証評価を重要な事項と位置付け、平成17年度の第1回目受審当初よりその認識は変えていない。常に、専門的な見地からの意見を大学の経営、運営に反映させたいとする意向を強くもっている。

理事会は、大学発展のために学内外の情報を収集し、大学運営のための判断材料に資している。経営戦略検討委員会および外部資金獲得委員会が、理事長の諮問委員会として情報収集の直接的な役割を担っている。

理事会は、学校教育法および私立学校法に基づき、大学運営に責任のあることを認識している。

理事会は、「学校法人藤田学院寄附行為」（提出-規程集 145）、「寄附行為施行規則」（提出-規程集 058）および「監事監査規程」（提出-規程集 059）を整備し、これらに則って大学運営を行っている。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事は、「私立学校法」第38条（役員を選任）および「学校法人藤田学院寄附行為」第6条の規定により選任されている（備付-103）。

令和7年4月1日以降、本学は理事選任機関を評議員会としている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

18歳人口の持続的減少、人口の都市集中化、さらにAI化、グローバル化等大きく変動する時代、社会状況下、安定した法人、大学経営を行うかは、従前に増して大きな課題である。とはいえ、こうした課題に対応するのは、結局は人である。理事長のリーダーシップのもと教職員が一丸となって難局の克服に努めると共に、次代を担うリーダーをいかに育成していくかが問われている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

理事長は、学生、卒業生や教職員との関係と併せ、地域社会との関りを大切にしている。積極的に自治体の各種委員を務めるとともに、産業界や地域のイベントにも参画し、多くの要請に応じて各種講演活動、また地域活動に参加している。それだけに各界、各層との太いパイプを有し、それによって常に時代や地域社会の動きをキャッチして大学経営に活かしている。今後も同様の方針である（備付-104）。

また、法人マスタープラン（備付-149、241）、経営改革計画（備付-105）、法人独自のガバナンス・コード（備付-106）等を策定、さらに私立学校法改正に伴うガバナンス改革の推進、加えて法人収入の安定、多様化を意図した地元自治体と連携したふるさと納税による補助創設等、常に時代を先取りした取り組みを行い、ステップアップした大学づくりに尽力している。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料

041 教授会議事録（令和4年度～令和6年度）

提出資料-規程集

- 060 鳥取短期大学学生懲戒規程
- 061 鳥取短期大学学長任免規程
- 062 鳥取短期大学教授会規則
- 063 鳥取看護大学・鳥取短期大学大学協議会規程
- 064 鳥取短期大学教務委員会規程
- 065 鳥取短期大学学生委員会規程
- 077 鳥取短期大学学術委員会規程

備付資料

- 044 研究・教育活動計画書（令和6年度）
- 077 研究・教育活動報告書（令和6年度）
- 107 学長の個人調書[様式22]（令和7年5月1日現在）

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、教学面の最高責任者としてリーダーシップを発揮して運営に当たっている。重要事項については事前に常任理事会、大学協議会および学科長会等で協議した上で教授会に諮り、教授会の意見を十分に参酌した上で最終的な判断を行っている。

学長の選任にあたっては、理事長が識見や実績等を勘案して選任し、教授会の意見を聴き理事会に諮ることになっている。

学長は、教育研究において、運営の方針等については必要に応じて常任理事会や大学協議会等で協議し、学科長会をとおして各学科・専攻および各教員へ伝達指導できるようにしている。教育面では、全教員へ教授会等で教育方針を伝え、個々の教員についてはティーチング・ポートフォリオを確認し、新任採用時や職位ごとの面談、授業公開時の見学をとおしてコメントを送る等を心がけている。研究面においては、現在はとくに学科長会において学長裁量経費を活用した学科共同研究を促し、各教員へは年度ごとに「研究・教育活動計画書」(備付-044) および「研究・教育活動報告書」(備付-077)の提出を求めて活動状況を把握するとともに、必要な場合は個別に面談し研究活動の活性化を促している。

学生に対する懲戒は、「学生懲戒規程」(提出-規程集 060)に基づき適切に処分を行っている。

事務職員については、SD研修はもとよりFD研修や授業公開にも参加見学して教育内容や学生の状況把握に努めるよう促し、教職員個々の教育力、支援力の向上から大学全体の教育の質の向上へつなげるよう努めている。

学長は、「学長任免規程」(提出-規程集 061)に基づき選任され、教学運営の遂行に務めている。

学長が「教授会規則」(提出-規程集 062)により議題を周知させた上で教授会を招集し、議長として教授会を運営している。

教授会の構成メンバーは専任の教授、准教授、助教、助手であるが、教学部門と事務部門の情報共有、職務遂行の円滑化を図ることを意図して、管理職の事務職員(事務局長、部長、課長)がオブザーバーとして出席することとしている。教授会は、毎月1回の定例会に加え、入学者選考、卒業判定を主な議題とする会が年間6回程度開催される。教授会は教学部門の最高審議機関として協議事項と報告事項に分けて協議している。「教授会規則」に定める入学、卒業、課程の修了および学位の授与、ならびに教育課程等の教育研究に関する重要な協議事項については、各担当が説明を行い、十分に熟議した上で、議長である学長が最終的な判断を下している。

併設の鳥取看護大学と合同で審議する事項については、「大学協議会規程」(提出-規程集 063)に基づき大学協議会で審議した上で、それぞれの教授会に諮っている。

教授会議事録(提出-041)は、所管である教務課が作成し、各部局長に回覧の上、学長が最終確認を行っている。その後理事長および常勤監事に回覧し、確認できるようにしている。

教授会では、学修成果について、実施部会である学修成果部会ならびに自己点検・評価運営委員会で協議した内容を報告し、学修成果の達成度を認識するとともに、三つの方針との整合性や教育改善について協議ができるようにしている。

教授会の下に、履修・単位認定、教育課程、時間割等の検討を主任務とする教務委員会、学生の課外活動、厚生補導等を主任務とする学生委員会、学生、教員の学術研究の推進、環

境整備を主任務とする学術委員会等の委員会が設置されており、規程（提出-規程集 064、065、077）に基づき適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

長年本学の教育を支えてきたベテラン教員が次々と定年を迎え、各学科・専攻とも多くの教員が入れ替わった。加えて学生の多様化も目立つようになってきた。このため大学全体の教育力を下げず、かつ現状の学生に適合した教育とその方法の検討・実施が継続した課題である。

学科と令和3年度に組織されたヘルスサポートセンター等との連携により、個別の支援を要する学生に丁寧な支援ができるようになった一方、いわゆる中間層である大多数の学生が得る学びへの満足感がやや薄れているのではないかとする指摘が、学内研修会で話題となった。令和2年度からはじまったコロナ禍により学生間交流や学内交流についてかなり規模を縮小せざるを得なかったことも要因と考えられるが、学生FD活動等を一層進めながらこうした課題への感度を高めて対策を考え、学生たちの教育全般や学生生活に対する満足度を引き上げていくことは学長の重要な務めと考えている。

さらに、教育の質を上げるには、研究に裏打ちされた各教員の専門的な能力が欠かせない。新任教員や実務家教員が増える中、教員個々に専門分野の研究業績を一層求めていくとともに、学長裁量経費等を活用した学科・専攻内の共同研究を促すことにより、教員の研究力と学科・専攻の教育力を高めていくことが当面の課題と考えている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

学長は、学長就任以降も授業を担当し、学生たちと直に触れることにより必要な教育についての感度を保つように努めている。また、学内においては新任教員との面談および教員の職位ごとに個人面接を実施するなどし、各教員の教育・研究状況、将来計画等を把握するよう努めている。学外においては国立大学法人鳥取大学経営協議会、同学長選考・監察会議委員、公益財団法人鳥取県スポーツ協会副会長、鳥取県スポーツ少年団本部長、さらに令和5年末からは鳥取県教育委員会委員を務めるなど、専門性を活かしながら関係機関や地域社会との連携を図る等、きめ細かくかつ大所高所から大学運営のリーダーシップをとるよう努めている（備付-107）。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

- 040 理事会議事録（令和4年度～令和6年度）
- 042 評議員会議事録（令和4年度～令和6年度）

提出資料-規程集

- 043 学校法人藤田学院人事考課要領
- 059 学校法人藤田学院監事監査規程
- 145 学校法人藤田学院寄附行為

備付資料

- 101 常任理事会議事録（令和 6 年度）
- 103 学校法人実態調査表（写し）（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 106 学校法人藤田学院ガバナンス・コード（令和 2 年 11 月改定）
- 108 藤田学院の発展のために－監事監査ガイドライン－
- 109 監事監査計画（令和 4 年度～令和 6 年度）
- 110 監事監査調書（令和 4 年度～令和 6 年度）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は令和 7 年 6 月の定時評議員会終結時以降、新体制の評議員会において適切に選任される予定。

平成 29 年度から 3 名の監事のうち 1 名を常勤としたことに伴い、「監事監査規程」を改定し、監事の義務・権限・監査項目等を明確にするとともに「監事会」を新規に設置する等、監事監査体制を強化整備している（提出-規程集 059）。また、平成 29 年 5 月には具体的な監査手順をまとめた監事監査マニュアルを作成したほか、毎年度作成する監事計画に基づき監事監査を実施している。監事は教学監査を含む業務監査および財産の状況に関する監査を行い、公認会計士監査は財産を含む会計監査を主としている。また、事務職員による内部監査は事務の相互監査と業務改善を目的として実施している。この三者による三様監査も取り入れることで、情報を共有し改善につなげている（備付-108～110）。監事は、理事会のない月に開催する常任理事会に 1 名以上出席しているほか、理事会および評議員会に出席し、議案についてそれぞれ専門的な立場から積極的に意見を述べている（提出-040、042）（備付-101）。

監事は、監事監査計画に基づき適宜監査を実施し、被監査部署ごとに監事監査調書を作成しているほか、理事の職務の執行状況について適切に監査を行い、5 月の監査終了後に監査報告書および監査状況報告書を作成し、5 月の理事会および評議員会に提出し、監査の状況を報告している（提出-040、042）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

現在、評議員会の定数は17名で、理事の定数8名の2倍を超えており、適正である（提出-規程集145）。

評議員会は、学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関として、私立学校法第42条に規定されている事項（予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等）について理事長があらかじめ評議員の意見を聞き、理事会に反映させている（提出-042）。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

会計監査人は、令和7年6月開催の定時評議員会で選任する予定。

会計監査人による計算書類等の監査は、令和7年度決算に係る会計監査から適用される。

監事および理事会に提出される会計監査人による会計監査報告書の作成は、令和7年度決算に係る会計監査から適用される。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

組織は生きものである。現在ガバナンスが比較的順調に行われているとしても、組織は変化する。次の時代のガバナンスを担う人材の発掘と育成はいつの時代も大きな課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

常勤監事が配置され、年間に各学科および法人各部署の詳細な監査が行われ監事監査調書が提出されていて、改善項目については適宜検討の上、取り入れている。常任理事会での聞き取りも行われており、監査機能が充実している（備付-103、110）。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

備付資料

074 ホームページ「教育情報の公開」

<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5878>

111 ホームページ「財務情報」

<https://www.cygnus.ac.jp/fujita/index.php?view=5932>

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を

公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条に定める教育情報について、本学のホームページ等を通じて公表している（備付-074）。

また、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たすため、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書および監事による監査報告書を閲覧できるように備え付けているほか、本法人のホームページ等を活用して、広く情報公開している（備付-111）。

日本私立大学協会が策定した「私立大学ガバナンス・コード<第 1.0 版>」に準拠した本学のガバナンス・コードを平成 31 年 3 月に制定し公表している。令和 7 年度からは、日本私立大学協会が定める「私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>」を適用する予定。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1) 教職員数増加に対応する理事長のガバナンスの浸透について

鳥取看護大学設置に伴って法人内の教職員数が設置前の倍以上となっているが、理事長はガバナンス・コード（備付-106）をいち早く策定し、ガバナンスの健全な運営が持続できるよう努力している。また令和 5 年度には教職員との一層密な関係を保つため、看護大学棟にも理事長室の分室を設けた。今後も教職員、学生との関係を大切にしながら理事長がリーダーシップを発揮できるよう、経営戦略委員会、外部資金獲得委員会の整備に続き、IR 室の充実と機能強化を図るなど、体制づくりを一層進めていく。

(2) 教員の研究活動促進に対する学長のリーダーシップについて

学長は、教員の研究活動の定着を図るため、個々の専門分野の研究活動のみならず、学長裁量経費を活用した学科・専攻内の共同研究も推奨し活動を促している。このことは各教員の研究力を引き上げるとともに、学科教育への反映をめざし、教育に厚みを持たせることを意図している。一部の学科では共同でスタディスキルや論文の書き方に関するテキストを出版するなど成果を上げている。また数名の教員は、前述の私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム 5+α」において他大学研究者等との共同研究を進め、多様な研

究活動を行っている。さらに文科省の科研費を得て積極的な取組みを行う若手教員も次々に出てきており、研究活動に対する意識は高まりつつある。こうした教員の研究活動を人事考課において評価する仕組みも取り入れている（提出-規程集 043）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 50周年を機に、さらに Step-Up した大学づくり

激動する時代、社会状況下、「地域と共にある」法人、大学の理念を一層具現化するため、社会人、そして障がい等のある人々も学びやすい大学づくりを推進する。人生 100 年時代、また共生社会において必要だからである。また地域との連携をさらに強化し、大学と地域の魅力の相乗化、一体化を図り、都市部の若者を引き付ける取組みを推進することで学生数の安定につなげていく。

こうした取組みをするにあたり、中堅・若手教職員を積極的に登用し、次の時代を背負う人材育成の一助ともする。

(2) 教育力の向上と学生満足度の引き上げに向けた取組み

学生の学びに対する満足度を上げるには、個々の教員の教育力を向上させることが必須である。このため、ティーチング・ポートフォリオを令和 2 年度から公開し、令和 4 年度には全面的な見直しを行い、各教員が自らの教育に一層責任をもち教育改善へつなげるよう努めている。FD 活動においては、長年取り組んでいる授業公開のやり方を工夫するとともに、学生の意見を聴取する学生 FD 活動を学科・専攻ごとに継続して行っていく。

また、学科・専攻の指導体制の構築と厚みのある教育の展開をめざし、令和元年度から始めている学長裁量経費を活用した学科・専攻共同研究を一層推進していく。活動を通して教員が互いに視野を広げ、学科・専攻内で連携協力した指導を行う土壌づくりとなるよう進める。

(3) マネジメントを担う人材育成

健全なマネジメントを維持、発展させるためにはそれを担う人材が不可欠である。そのためには、とくに事務部門の研修体系を整え、マネジメント情報をできる限り全教職員が共有する仕組みを作ると共に、中堅、若手教職員の OJT および OFF-JT 両面からの研修の推進、そして立場を与えて経験を積ませることを実施していく。